

令和7年

笛吹市議会
第1回定例会会議録

令和7年2月20日 開会

令和7年3月21日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第9号

令和7年笛吹市議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月13日

笛吹市長 山下政樹

1 期 日 令和7年2月20日

2 場 所 笛吹市議会議事堂

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

不応招議員（なし）

令和 7 年

笛吹市議会第 1 回定例会

2 月 2 0 日

令和7年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和7年2月20日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 議案第2号 笛吹市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 6 議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 7 議案第4号 笛吹市税条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第5号 笛吹市行政組織条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第6号 笛吹市いさわふれあいセンター条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 笛吹市保健福祉センター条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 笛吹市水道法施行条例の一部改正について
- 日程第12 議案第9号 笛吹市下水道条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 笛吹市残土による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について
- 日程第14 議案第11号 令和6年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第15 議案第12号 令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第16 議案第13号 令和6年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第17 議案第14号 令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第18 議案第15号 令和6年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第19 議案第16号 令和6年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第20 議案第17号 令和6年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第21 議案第18号 令和6年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第22 議案第19号 令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)について

- 日程第23 議案第20号 令和7年度笛吹市一般会計予算について
- 日程第24 議案第21号 令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第22号 令和7年度笛吹市介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第23号 令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第24号 令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について
- 日程第28 議案第25号 令和7年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について
- 日程第29 議案第26号 令和7年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 令和7年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第31 議案第28号 令和7年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第32 議案第29号 令和7年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第33 議案第30号 令和7年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第34 議案第31号 令和7年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第35 議案第32号 令和7年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第36 議案第33号 令和7年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第37 議案第34号 令和7年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第38 議案第35号 令和7年度笛吹市水道事業会計予算について
- 日程第39 議案第36号 令和7年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計予算について
- 日程第40 議案第37号 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計予算について
- 日程第41 議案第38号 令和7年度笛吹市簡易水道事業会計予算について
- 日程第42 議案第39号 令和7年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について
- 日程第43 議案第40号 普通財産の譲渡について（笛吹市立石和第五保育所）
- 日程第44 議案第41号 不動産の取得について（山梨中央銀行石和寮跡地）
- 日程第45 議案第42号 市道廃止について
- 日程第46 議案第43号 市道認定について
- 日程第47 議案第44号 変更契約の締結について（なごみの湯大規模改修工事（建築主体）（明許））
- 日程第48 議案第45号 変更契約の締結について（なごみの湯大規模改修工事（機械設備）（明許））

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

(な し)

4. 会議録署名議員

7番	岡 由子	8番	落合 俊美
----	------	----	-------

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 合 政 策 部 長	返 田 典 雄
会 計 管 理 者	中 山 勲	市 民 環 境 部 長	新 開 晴 彦
保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治	子 供 す こ や か 部 長	田 中 暁 子
産 業 観 光 部 長	河 野 英 明	建 設 部 長	佐 藤 直 規
公 営 企 業 部 長	佐 藤 み の り	教 育 部 長	太 田 孝 生
総 務 課 長	小 林 匡	政 策 課 長	小 澤 宏 之
財 政 課 長	柿 嶋 信	消 防 長	鶉 川 功

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長	井 上 博 之
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年笛吹市議会第1回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年の冬は、日本列島が強い寒気で覆われ、日本海側では、断続的な雪の強まりが報告されておりますが、2月も半ばを過ぎ、日中は少しずつ春めいた陽気になってまいりました。

そうは言いましても、まだまだ朝晩の温度差も厳しく、私ももちろんですが、皆さまにおかれましても、風邪などひかぬよう、体調管理には十分ご留意をお願いいたします。

いよいよ春の便りを聞く頃になりますと、3月23日から、笛吹市桃源郷春まつりが開催されます。

まさに春爛漫、花の主役が梅からスモモ、桜に、そして桃へと、穏やかな春の訪れが感じられ、市内全域が桃の花の季節を迎えます。

このイベントを皮切りに、春の花から夏の実へ、そして秋、また冬へと様々な催しものが予定され、笛吹市は、1年を通して四季を楽しめます。

今年も大勢の観光客に本市を訪れていただき、活気にあふれた1年となりますことを切望するものでございます。

また、議会といたしましても、議員一人ひとりが資質の向上を目指し、さらには審議能力や機能など議会力の強化と向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

さて、今議会には市長より、条例の制定、一部改正、廃止案9件、補正予算案9件、当初予算案20件、その他の議案4件、合わせまして42件が提案されております。

議員の皆さま方には、会期中の格別のご精励をいただき、慎重審議を尽くされ、議事運営につきましても、特段のご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます、開会のあいさつといたします。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により、退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第7番 岡 由子君および

議席第8番 落合俊美君
の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（神宮司正人君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月20日から3月21日までの30日間としたいと思います。

これにご異議はございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日2月20日から3月21日までの30日間と決定をいたしました。

○議長（神宮司正人君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

報告事項を申し上げます。

本日、総務部長 雨宮和博君より欠席届が提出され、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

本日までに受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

続いて、監査委員から令和6年1月分および令和6年12月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長および行政委員会の長に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

議会関係の出席状況等については、お手元に配布した活動報告のとおりでございます。

○議長（神宮司正人君）

日程第4 市長より施政方針ならびに日程第5 議案第2号から日程第46 議案第43号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和7年笛吹市議会第1回定例会の開会にあたり、提出した案件の概要説明に先立ちまして、今後の市政運営の方針について、所信を申し述べます。

昨年1月1日、石川県能登半島で発生した「令和6年能登半島地震」は、私たちに地震災害の恐ろしさを再認識させました。その後、9月には、地震の復興もままならない同じ地域を記録的な豪雨が襲い、再び甚大な被害を発生させており、先発の自然災害の影響が残っている状態で次の自然災害が発生をし、被害がさらに拡大するという「複合災害」の脅威を思い知らせています。

8月8日には、宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生をし、初めて「南海トラフ地震臨時情報・巨大地震注意」が発表されました。先月行われました政府の地震

調査委員会の発表では、今後30年以内に南海トラフでマグニチュード8から9の巨大地震が発生する確率は80%程度とされ、そのリスクが高まっているとされています。

また、8月末に九州地方を中心に大雨を降らせた台風10号は、県内各地にも激しい雨をもたらし、本市においても、8月30日には、芦川町全域に「高齢者等避難」を発令をし、土砂災害の発生に備えるとともに指定避難所を開設するなど、安全が確認されるまでの間、万全の警戒態勢に努めました。幸い大きな被害には至らなかったものの、自然の脅威が対岸の火事ではなく、すぐ隣にあるということを認識させました。

近年、こうした地震や台風、豪雨などの大規模な自然災害が毎年のように繰り返されています。災害への備えは、単に発生した際の対応だけではなく、事前の準備や、地域の皆さまとの連携が不可欠です。

市では現在、能登半島地震の教訓を踏まえて修正された国の防災基本計画の決定を待って、笛吹市地域防災計画の改定に向けた作業を進めており、今年度末に完成する予定です。

今後も、大規模な災害に備えるため、引き続き「防災新時代 命を守るまちづくり」を掲げた中で、防災、減災、強靱化の取り組みに注力します。

上下水道は、市民生活や企業等の経済活動にとって欠くことのできない社会基盤であり、将来にわたり健全で計画的な事業運営を図る必要があることから、令和4年4月に上下水道料金を一律20%の増額改定を行うこととしていました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済情勢の悪化や、市民生活への影響を鑑み、上下水道料金を3年間据え置くこととし、料金改定を見送ってまいりました。

令和5年5月、新型コロナウイルス感染症が5類に移行をし、現在、感染症を取り巻く状況は、ひとまずの落ち着きを見せています。

一方、人口の減少や節水型社会の進展に伴い、給水収益が上がらない中で、エネルギーコストや原材料価格高騰の影響から、上下水道を維持するために必要な費用は増加しており、毎年、一般会計からの補てんにより赤字を埋めている状況で、令和5年度においては、水道事業会計と公共下水道事業会計を合わせて8億3,600万円を補てんしています。

安全で良質な水の安定的な供給と公衆衛生の維持向上を図り、市民の生命と暮らしを守るためには、老朽化した施設や設備を適切に更新をし、維持管理を継続していくことが不可欠です。

また、南海トラフ地震をはじめ、大規模な地震等の災害が懸念される昨今にあつて、「防災新時代 命を守るまちづくり」を具体化する取り組みの一つとして、上下水道の耐震化等を進め、災害に強い持続可能なインフラ設備を整えていくことが急務であると考えております。こうしたことから、受益者負担の原則に基づき上下水道使用料の改定を検討する必要があるとの考えに至りました。

2月10日、上下水道審議委員会に諮問を行い、現在、料金改定の内容や時期について検討いただいているところです。

今後、審議委員会の答申を踏まえる中で、市の方針を定め、市民の皆さまに丁寧にご説明してまいります。

さて、第二次笛吹市総合計画に掲げた市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、3つの基本目標ごとに、施策を展開しています。

令和7年度の施政運営にあたり、重点事業を中心に施策体系に沿ってご説明申し上げます。基本目標の一つ目「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」についてです。

子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で支えるため、『『笛吹こどもまんなか』 みんなで育むまちづくり』をスローガンに、安心して子どもを生み、子育てできる環境の充実を図ります。

また、地域での支え合いを大切に、誰もが住み慣れた場所でいきいきと暮らすことができるよう、そして、市民一人ひとりが希望を持ち活躍できる環境を通じ、心身ともに健全で、こころ豊かに暮らし、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開します。

「子育てしやすいまちづくり」については、まず、子育て世帯の負担軽減を図ります。

子育て世帯の負担軽減は、引き続き重点的に取り組まなければならない課題です。国の方針等が示されない中、令和6年度、市では、独自の取り組みとして小中学校および保育所等の給食費完全無償化を実施しました。

子育て世帯を支えることは、未来を拓く子どもたちを健やかに育むことに他ならないと捉え、令和7年度においても、この取り組みを継続して実施するとともに、給食費の恒久的な無償化の実現に向け、その財源も含め、総合的に検討を進めていきます。

次に、子育てと就労の両立および児童の健やかな成長を支えるための環境整備を図ります。

学童保育施設においては、市内9クラブ、14カ所の学童保育施設に新たにWi-Fi設備を整備し、全ての学童保育クラブにおいて、児童が学校から配布されたタブレット端末を用いて自主学習できる環境を整えます。

児童館においては、利用する児童が安心して快適に過ごすことができるよう、一宮児童館および境川児童館の空調設備について、老朽化による不具合の改修や、未整備箇所への整備等を行います。

市内の各保育所等においては、築47年を経過し老朽化が著しい園舎の建て替えに向け、現在設計を行っている石和第一保育所について、令和8年度中の供用開始を目指し、園舎本体の改築や遊具等の整備を進めます。

また、市立保育所の内装や遊具、机や椅子等の設備や玩具等について、計画的に入れ替えていくための取り組みを進めるほか、私立保育園等においては、老朽化が進む施設の整備や改修に対する補助金を交付するなど、園児が安全に、安心して快適に過ごすことができる保育環境の充実を図ります。

さらに、令和5年度から、障がい当事者や家族からのご意見をいただきながら、開設に向けて取り組みを進めてきた児童発達支援センターについては、今年度、運営事業者選定委員会において事業者を選定しました。令和8年度から、石和ふれあいの家跡地に民間事業者の運営により開設する予定となっており、これにより、障がいのある子どもたちやその家族への切れ目ない支援体制の充実を図っていきます。

中学生以下の子どもがいる世帯が市内に住宅を取得する際に補助金を交付する「子育て世帯住宅取得補助事業」については、平成30年度から継続して取り組んでおり、毎年130件を超える補助を行っています。子育て世代の移住、定住を促進するため、令和7年度においても、引き続きこの事業に取り組んでいきます。

「誰もが安心して暮らせるまちづくり」については、まず、フレイル予防の取り組みを進めます。

これまで、住民が主体となって定期的に地域で開催している、体操や趣味活動といった通いの場を活用し、高齢者を対象としたフレイルチェックやフレイル予防講座を実施してきました

た。令和7年度は、新たにスマートフォンのアプリを活用し市民同士の交流と社会参加を促します。

市民が最大5人1組のチームを組み、散歩や体操など、健康や生活習慣改善のために習慣化したいことを、アプリ「みんチャレ」を通じて励まし合い、楽しみながら続けていく取り組みです。

この取り組みを通じ、フレイル予防の習慣化と生活習慣の改善を図り、生涯を通して健やかに暮らすことができる環境づくりを進めるとともに、高齢者のデジタルデバイド、情報格差の解消につなげます。

次に、若年がん患者の在宅療養の支援について取り組みます。

40歳未満の若年がん患者は介護保険の対象外となっているため、訪問介護や訪問入浴介護、福祉用具の貸与や購入といった在宅療養サービスを利用する際は全額自己負担となっています。

市では、年齢に関係なく、がん患者や家族が住み慣れた自宅で安心して療養できるよう、令和7年度から、在宅療養サービス利用料等の一部を助成する「若年がん患者在宅療養生活支援事業」を開始をします。

「人と文化を育むまちづくり」については、まず、児童生徒が安全かつ良好な環境で学校生活を送れるよう、教育環境の整備を図ります。

令和4年度から校舎などの改築事業を行っている御坂中学校において、令和7年12月に新校舎完成を予定しています。令和8年1月から新しい学びやで生徒たちが授業を受けることができるよう、建設を進めていきます。

また、食物アレルギーへの対応をはじめ、児童生徒に安全で美味しい給食を安定的に提供するため、令和7年度から10年度までの計画で、老朽化が進んでいる御坂学校給食共同調理場、八代学校給食センター、境川小学校調理場、芦川小学校調理場を統合した、新学校給食センターの建設を進めます。令和7年度においては、設計業務や厨房機器の選定等に着手します。

次に、学校教育において、児童生徒の英語力向上に向けた取り組みを進めます。

令和8年4月から、市内小中学校における外国語指導助手ALTの人数を増員し、ALTの活用により児童生徒が日常的に英語に親しみ、英語力を強化することができる「新たな英語教育プログラム」の取り組みを計画しています。将来、国際社会を舞台に活躍できる、市の未来を拓く人材を育成するため、令和7年度は、質の高いALT人材の受け入れと、ALTを活用した新たな取り組みの準備を進めます。

次に、社会教育施設、社会体育施設を改修し、利用しやすい環境整備を図ります。

石和清流館は、本市の武道競技の拠点施設であるだけではなく、災害時の福祉避難所に指定していますが、竣工から32年が経過をし、施設や設備の老朽化が著しい状況にあることから、施設を安全に、安心して快適に利用できるよう取り組みます。令和9年度の工事完了を見据え、令和7年度は基本設計を行います。

八代総合会館は、現在、老朽化した設備等の改修に向けた設計業務を進めています。令和7年度においては、音響、空調、照明などの設備の更新や、吊り天井の脱落を防ぐ工事に加え、床や壁面など、利用者の安全と利便性に配慮した改修に取り組みます。

基本目標の二つ目「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」についてです。

地域の資源を掘り起こし、磨き上げることにより、農業や観光業の活性化を図るとともに、創業しやすい環境を整備をし、にぎわいあふれるまちづくりを目指します。

国内外から大勢の方が本市を訪れ、これまで以上に、産業が活性化をし、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の事業を重点的に展開をします。

「再び訪れたくなるまちづくり」については、まず、FUJIYAMAツインテラスを中心とした新道峠周辺の環境整備と石和・春日居温泉郷への誘客につながる取り組みを進めます。

昨年4月、すずらん群生地駐車場に開設したリリーベルヒュッテは、FUJIYAMAツインテラスへの観光客や芦川地域の自然に親しむトレッキング客等の拠点施設として多くの方に利用いただいています。

これまで以上に施設の利便性を高め、訪れる方が安心して施設を利用できるよう、高齢者や障がい者に配慮した、ユニバーサルトイレの設置を行います。

また、リリーベルヒュッテの管理運営を行う株式会社JT Bと連携をし、富士山周辺の観光客がFUJIYAMAツインテラスを経由して、石和・春日居温泉郷まで足を運び、宿泊を促すツアーを造成するなど、更なる誘客を図っていきます。

次に、さくら温泉通りの歩道を改修し、観光客の利便性を高めます。

さくら温泉通りは、石和温泉街のメインストリートとして、春の桜の花見や冬のイルミネーションなど、多くの観光客が訪れています。近津用水沿いの歩道に整備されているウッドデッキは、設置後20年が経過をし、老朽化が進んでいることから、安全性と景観の向上を図るため、令和7年度から令和9年度にかけて、ウッドデッキを撤去した上でカラー舗装に変更します。市民の皆さまや観光客の安全な通行を確保し、温泉地としての更なる賑わいの創出を図ります。

「実り豊かなブランド農林業づくり」については、まず、農業経営の安定化を図るため、収入保険の加入促進を進めます。

収入保険は、自然災害による収量減少や価格低下、盗難被害など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入の減少を補てんする仕組みです。新規加入の際に負担となる保険料積立金の3分の1を補助することで、安定した農業経営や経営規模の拡大、新品種生産への挑戦など、農業者の取り組みを支えます。

次に、農業の担い手を育成し、地域農業の活性化と持続可能な発展を促進するため、引き続き笛吹市農業塾を推進します。

今年度、農業者や就農希望者などを対象とした就農や経営の相談は、1月末までに約170件あったほか、果樹栽培に関する講習会には、延べ1,326人が受講するなど、就農希望者や農業従事者等の相談窓口として、多くの方にご利用いただいております。

今後も、JAふえふきや農業委員会と連携をしながら、担い手の育成に取り組むとともに、新規に就農を始めた方について、就農当初の営農活動を支援するための取り組みや、スマート農業、外国人材の活用など、新たな試みも行っていきます。

「活力ある地域経済づくり」については、まず、意欲ある出店者が地域で創業しやすい環境を整えるための取り組みを進めます。

市内の空き店舗を利用した飲食店の新規出店に際し、建物改修に係る経費や物件の契約日から開業日までの貸借料に対し、補助金を交付します。令和6年度は、この制度を活用して4店舗が出店をし、地域に新たな活力を生み出しています。令和7年度も商工会と協力しながら、更なる出店を促進し、地域の賑わい創出につなげていきます。

次に、安定した就業機会の確保に向け、優良企業の立地促進を図ります。

本市では、新たに立地する製造業等の企業に対し、市独自で加算要件を設け、助成金を交付しています。また、石橋産業導入地区においては、水道配水管および下水道管渠の布設ならびに道路改良などの基盤整備を計画的に行い、活力ある産業の集積と、雇用機会の拡大を図っていきます。

今年度は、3件の入居申し込みがあり、現在、立地に向けて必要な手続きを行っています。また、すでに入居している2件の企業が新たに工場を増設をし、地域の雇用人数も増加しています。

令和7年度においても、引き続き企業が入居しやすい環境整備を進めていきます。

「移り暮らせる魅力あるまちづくり」については、まず、ふるさと納税を推進し、自主財源の確保とともに、笛吹市の魅力を発信するシティプロモーションにつなげます。

今年度は、引き続き桃やシャインマスカットといったフルーツ類が好調であったほか、予約の時期や内容の工夫、申し込みの入口となるポータルサイト数の拡充などの取り組みを行った結果、本市へのふるさと納税による寄付額は、1月末現在で約34億円を超え、過去最高額を更新しています。

令和7年度は、世界農業遺産認定のブランド力を発信する中で、シャインマスカットや桃の品質確保、向上を図ります。

また、引き続きワインやジュエリー、石和温泉宿泊券など、年間を通して提供できる返礼品の充実や、新しい返礼品の開発に力を入れ、地域の資源を生かした魅力ある返礼品を充実させる一方、より多くの方に本市の特産品などの魅力を知っていただけるようプロモーションの強化を図り、寄付額の更なる増加を目指します。

次に、市内への若者の移住定住を促進します。

今年度、高校や大学等を卒業後、奨学金を返還する若者の就労初期の経済的負担を軽減をし、本市への定住を促進するため、市内に居住し、奨学金を返還しながら県内で就職している30歳未満の方について、奨学金の返還に係る費用の一部を補助する制度を創設しました。

当初の想定を大幅に上回る174件の申請があり、若者の定住促進や地域雇用増加の効果が期待されることから、引き続き取り組みを継続していきます。

基本目標の三つ目「幸せ実感 100年続くまち」についてです。

市民による主体的な活動の促進と、それを行政が支える体制を構築する中で、市民、団体、事業者、行政がそれぞれの役割を自覚し、力を合わせ、ともに考え、ともに行動をし、地域活動を持続させるため協働によるまちづくりを目指します。

市民ニーズに的確に応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供していくため、行財政改革に取り組みながら、市民と行政が互いを補い合い、積極的に対話を行う中で、災害や犯罪等の不安なく、安全、安心に暮らし続けることができる環境を通じ、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開します。

「将来を見据えた土地利用を推進するまちづくり」については、道路の規格や機能に応じた体系的な道路交通ネットワークの構築に取り組みます。

市街地へのアクセスの円滑化と利便性向上を図るため、市道1-5号線「石和北小通り」および市道1-8号線「石和郵便局通り」について、令和5年度から道路改良に取り組んでいます。今年度は石和郵便局通りの道路計画を先行する中で、詳細設計を行い、具体的な工事計画の策定を進めました。令和7年度からは用地測量や補償調査などを行い、着工に向けた準備を

進めます。

「安全、安心で災害にも強いまちづくり」については、まず、「防災新時代 命を守るまちづくり」を具体化する取り組みを展開します。

市では、現在、災害に的確に対応し市民の生命と財産を守るための、防災、減災、強靱化に向けた計画等の策定に取り組んでいます。

県の南海トラフ被害想定や令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた中で、市の防災対策や災害応急対策について基本的な事項を記載した「笛吹市地域防災計画」や、災害時においても市の業務を継続するための「業務継続計画」の改定、人的・物的支援を円滑に受け入れ、活用するための「受援計画」や、迅速かつ円滑に災害対応を行うために職員がとるべき行動をまとめた「職員初動マニュアル」の策定作業を進めており、いずれも今年度中に完成する予定です。

行政区が策定をする地区防災計画については、令和3年度から、住民が主体となって計画の策定を支援しており、今年度末には33行政区が策定済みとなる見込みです。

災害が発生した際に、地域の中で住民相互に助け合う体制をつくり、共助力を強化するため、令和7年度も引き続き支援を行います。

また、防災体制整備として、発災直後、円滑に指定避難所の開設、運営ができるよう、全ての指定避難所に備蓄倉庫の整備を進め、令和6年9月に完了しました。

令和7年度は、国の防災基本計画や、県が公開をした南海トラフ地震の被害想定に沿った備蓄の見直しを行うとともに、備品などの保管方法、令和6年能登半島地震においても活用された衛星インターネット回線の導入について検討を進めます。

また、自然災害や事故等が発生をした際においても、安全で安心な飲料水を継続して供給する体制を整えるため、災害等が発生した際の職員体制を確立させるとともに、迅速かつ円滑に応急対策活動を実施するための、応急給水計画策定に取り組めます。

個別避難計画については、避難行動要支援者が、発災時に円滑かつ迅速に避難できるよう、一人ひとりの避難場所、避難経路、避難方法等を決めた個別避難計画を作成をし、完成した計画は、区長や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に配布しています。

計画の策定に際し、災害時に要支援者の避難を支援していただく避難支援等実施者の確保が課題となっていることから、引き続き区長会等の機会を通じて支援者の役割をしっかりとご説明するとともに、支援者を複数人とするなど検討を行い、支援者確保に向けた取り組みを進めます。

次に、持続可能な消防体制の整備および更なる消防力の強化を推進します。

笛吹市消防本部を含む国中地域の6消防本部は、令和8年4月からの消防指令業務共同運用の開始に向け、山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会において検討を重ねています。

令和7年度は、5月に消防共同指令センターの整備改修等工事に着手するほか、2月には仮運用を開始する予定となっており、本格運用開始に向け、取り組みを進めています。

次に、「快適な生活環境づくり」については、まず、市民の憩いの場である市営温泉施設の改修等を行います。

山梨県最大の「温泉郷」である本市において、市営温泉を含め、温泉は重要な地域資源です。

豊かな泉質を誇る、石和・春日居温泉郷の温泉の力を改めて見つめ直す中で、桃やブドウといったみずみずしい果実や、新道峠からの富士の絶景をはじめとした四季折々の自然など、本市の様々な資源を掛け合わせ、魅力をさらに高めるための取り組みを行っていきます。

まずは、市民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、市民の皆さまが集う憩いの場として、また誰でも気軽に利用できる立ち寄り湯としても親しまれている市営温泉施設について、計画的に改修を進めます。

「いちのみやももの里温泉」は、敷地内への建て替えを行っており、引き続き、令和8年春の営業開始を目指し、工事を進めています。

「みさかの湯」は、今年度、配管や機械設備、サウナ室など施設全体の改修に向けた実施計画を行っており、いちのみやももの里温泉の工事が完了し次第、令和9年春のリニューアルオープンを目指し、改修を進めます。

「なごみの湯」は、配管やボイラー、空調設備、浴室や大広間等、令和7年10月のリニューアルオープンに向け工事を進めます。

「春日居福祉会館・やまゆりの湯」は、温泉棟の敷地内への建て替えなど、大規模改修を行う予定であり、令和7年10月から令和8年度末まで休館をし、令和9年4月のリニューアルオープンに向け、取り組んでいきます。

次に、市民が集い、憩う、公園施設の改修等を行います。

みさか桃源郷公園については、施設の長寿命化を図るとともに、安全で快適に利用できる環境を整えるため、今年度は遊具広場に幼児向けのエリアを整備するとともに、遊具の更新を行ったほか、おむつ交換スペースを備え、子どもたちの利用にも配慮したトイレ棟を新設しました。

令和7年度は、駐車場正面の老朽化した既存トイレを撤去し、新たに管理事務所や授乳室を併設した利便性の高いトイレ施設を整備します。

次に、新たな公共交通の構築に取り組みます。

昨年1月から御坂町西部、八代町と芦川町の全域、石和町の一部の地域で実証運行を行ってきましたAIデマンド交通「のるーと笛吹」は、1月末現在、約4千人が利用登録を行い、利用者数も延べ1万1千人を超えています。

市民の皆さまから大変好評をいただいていることから、令和7年4月から本格運行に移行することとしました。併せて、石和町、御坂町、春日居町の全域に運行エリアを拡大するため、現在運行の対象となる50の行政区において、順次説明会を行っています。

さらに、令和8年度には、運行エリアを一宮町、境川町まで拡大をし、市内全域の市営バスを「のるーと笛吹」に置き換え運行する計画です。

「将来を見据えた行財政づくり」についてです。

デジタル技術を活用した、業務改善の取り組みを進めます。

今年度、デジタル技術やデータを活用し、市民の利便性を向上するとともに、職員の業務効率化等により行政サービスの質の向上を図ることを目標とした「笛吹市DX推進計画」を策定しました。

計画に定めた基本方針の一つである「業務改善DX」の取り組みとして、令和7年度は、情報セキュリティのリスクに十分な対策を講じた上で、生成AIの導入を進めます。

以上が、令和7年度に取り組む主な重点施策となります。いずれの事業も、本市の最重要課題である人口減少対策につながる取り組みであると考えています。

これらの「第二次笛吹市総合計画」に基づいた施策や事業を着実に推進していくため、今年の職員の行動テーマは「『前例なし』に『チャンスあり』」としました。

少子高齢化や人口減少、大規模な自然災害の発生、激しく揺れ動く社会経済の情勢など、私

私たちはこれまでに経験したことのない課題に直面しています。

こうした時代のうねりの最中であって、持続可能な将来を切り開いていくためには、革新的なアイデアを取り入れ、柔軟に対応していくことが求められています。

失敗を恐れず前例のないことに取り組むことは、未来を切り開くカギとなると考えています。

市民の皆さまの幸せと地域の発展のために、柔軟な発想をもって積極果敢に取り組んでまいります。

議員各位をはじめ、市民の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、本日、提出しました案件について、概略をご説明申し上げます。

提出しました案件は、条例案9件、令和6年度補正予算案9件、令和7年度当初予算案20件、その他の議案4件、合わせて42件です。

はじめに、条例案です。

まず、「笛吹市犯罪被害者等支援条例の制定について」は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念や施策の基本となる事項を定め、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等を支え合う地域社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定するものです。

次に、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」は、刑法等の一部が改正され、令和7年6月1日から懲役及び禁錮に代わり拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例中の字句を改めるため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市税条例等の一部改正について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、条項にずれが生じたことに伴い、同法を引用する条例について、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市行政組織条例等の一部改正について」は、令和7年度の行政組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市いさわふれあいセンター条例の一部改正について」は、令和7年10月に予定する当該施設のリニューアルオープンに伴い、料金体系を改めるため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市保健福祉センター条例の一部改正について」は、笛吹市御坂保健センターを廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市水道法施行条例の一部改正について」は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正されたことに伴い、布設工事監督者および水道技術管理者の資格要件の緩和等について、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市下水道条例の一部改正について」は、下水道法施行令及び国が定める標準下水道条例の一部が改正されたことに伴い、排水設備工事における責任技術者の専任規制の緩和や公共下水道からの放流水に関する排水基準の見直しについて、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市残土による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について」は、宅地造成等規制法の一部が改正されたことに伴い、条例の規制対象である残土による土地の埋立て等の行為について、令和7年度から県が規制区域を指定することによって、新たに宅地造成及び特定盛土等規制法における規制の対象となるため、条例を廃止するものです。

続きまして、補正予算案についてです。

まず、「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」は、既定の予算額に歳入歳

出それぞれ14億8,126万円を追加し、総額を486億5,603万円とするものです。

歳入の主なものは、普通交付税に3億3,823万円、国庫支出金に4億4,864万円、県支出金に8,409万円、寄附金に5億1,933万円、市債に2億680万円などを追加をしました。

また、基金からの繰入金は1億3,542万円減額をしました。

歳出の主なものは、ふるさと納税事業に2億5,677万円を追加をしました。これは、主力返礼品のシャインマスカットの先行予約を前倒したことや、返礼品の単価が比較的高額であるジュエリー類への寄附が好調であったことなどから、当初予算編成時、31億円のふるさと納税寄附金を見込んでいたところ、令和6年12月末時点で33億円の寄附額が確認されたため、3月末までの寄附総額を36億円と見込み、返礼品などに係る必要経費を追加するものです。

また、人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に準じ、保育士等の処遇改善に係る経費を引き上げる措置が講じられ、令和6年4月に遡及して公定価格に反映されることとなったため、私立保育園等の運営に係る施設型給付費等事業や指定管理保育所の石和第四保育所運営事業などに総額3億8,735万円を追加をしました。

そのほか、県で実施している県営畑地帯総合整備事業において、令和7年度実施予定の事業の一部を国の補正予算第1号で実施することに伴い、市の負担金増額分を1億5,772万円追加をしました。

次に、特別会計の補正予算案です。

「国民健康保険特別会計」をはじめ3会計において、総額1億6,287万円を追加するものです。

次に、公営企業会計の補正予算案です。

「水道事業会計」をはじめ5会計において、総額368万円を追加するものです。

続きまして、「令和7年度当初予算案」についてです。

全ての事務事業を徹底的に見直しをし、真に必要な事務事業の見極めを行うとともに、第二笛吹市総合計画に掲げる将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けた重点施策については、積極的に予算を計上しました。

まず、「令和7年度一般会計予算案」についてです。

一般会計予算においては、前年度から29億6,030万円増加をし、総額454億9,310万円を計上しました。

歳入では、市税について、景気の回復が見込まれること、また、令和6年度実施された個人住民税の定額減税が縮小されることから、令和7年度の市税収入の大幅な増額が予想されるため、前年度比14.4ポイント増の99億3,333万円としました。

一方、地方交付税については、市税の増加に伴い、基準財政収入額の増加が見込まれることから、普通交付税が減額され、特別交付税と合わせた総額を前年度比1.3ポイント減の82億9,910万円としました。

また、国庫支出金については、児童福祉に係る国庫負担金・補助金などの増加により24.6ポイント増の58億8,311万円としています。

市債については、緊急防災・減災事業債、学校教育施設等整備事業債、社会福祉施設整備事業債、地方道路等整備事業債などを充当し、55億9,910万円としています。

さらに、重点事業のほか、臨時的事業には、今年度も財政調整基金をはじめ、まちづくり基金や公共施設整備等基金などの特定目的基金を積極的に活用することとし、基金から61億4,425万円を繰り入れしています。

歳出では、特に取り組むべき事務事業として、本年は39の重点事業を選定しました。そのうち、予算額の大きなものとしては、ふるさと納税事業に19億8,520万円、御坂中学校校舎等改築事業に9億2,382万円、いちのみやももの里温泉改築事業に5億3,649万円、消防指令業務共同運用事業に5億1,498万円、私立保育所等施設整備事業に3億9,924万円、石和第一保育所改築事業に3億8,877万円を計上しました。

次に、「令和7年度の特別会計予算」です。

会計ごと、それぞれの総額を、「国民健康保険特別会計」は76億2,235万円、「介護保険特別会計」は72億1,304万円、「後期高齢者医療特別会計」は22億4,336万円、「笛吹市境川観光交流センター特別会計」は7,737万円、「森林経営管理特別会計」は2,436万円とするものです。

また、「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計」など9件の財産区特別会計については、総額を7,256万円とするものです。

次に、「令和7年度の企業会計予算」です。

「水道事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ17億2,126万円に、資本的収入を6億1,330万円、同支出を11億8,669万円とするものです。

「春日居地区温泉給湯事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ6,874万円に、資本的支出を713万円とするものです。

「公共下水道事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ20億375万円に、資本的収入を11億895万円、同支出を18億4,726万円とするものです。

「簡易水道事業会計」は、収益的収入及び支出それぞれ3,383万円に、資本的収入を118万円、同支出を233万円とするものです。

「農業集落排水事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ5,388万円に、資本的収入及び支出をそれぞれ2,713万円とするものです。

続きまして、その他の議案です。

まず、「普通財産の譲渡について」は、笛吹市立石和第五保育所の民営化に向け建物を譲り渡すことに伴い、地方自治法第96条第1項第6号および第237条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「不動産の取得について」は、市のイベント時の専用駐車場用地購入に伴い、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「市道の廃止について」および「市道の認定について」は、境川町地内の市道5166号線について、産業導入地区の開発に伴い路線を廃止するとともに、開発区域を除く箇所を再整備した上で改めて市道認定することについて、また、御坂町地内の宅地分譲に伴い、新たに市道2558号線を市道認定することについて、道路法第8条第2項および第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記していますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後2時40分といたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（神宮司正人君）

再開をいたします。

ただいま、市長より追加議案2案が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり、日程を追加いたします。

○議長（神宮司正人君）

これより日程第47 議案第44号および日程第48 議案第45号を一括議題とし、提出議案
に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、その他の議案2件です。

「変更契約の締結について」は、昨年6月26日から本年8月20日までの工期で改修工事
を行っている「いさわふれあいセンター『なごみの湯』」について、施設に併設されている石
和デイサービスセンターの一時移転が可能となったことから、当該デイサービス部分等を工事
の範囲に含めることとし、なごみの湯大規模改修工事に伴う建築主体工事及び機械設備工事の
変更契約を締結したく、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定
める条例第2条の規定により、それぞれ議会の議決をお願いするものです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

日程第47 議案第44号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

日程第48 議案第45号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号および議案第45号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の教育厚生常任委員会に付託をいたします。

このあと、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中、所管の委員会において、議案第44号および議案第45号の審査をお願いをいたします。

なお、総務常任委員会および建設経済常任委員会の委員各位、ならびに関係以外の執行部の皆さんはお待ちいただき、委員会の審査が終了しましたら再開をいたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時10分

○議長 (神宮司正人君)

再開いたします。

日程第47 議案第44号および日程第48 議案第45号を一括議題といたします。

先ほど、所管の教育厚生常任委員会に審査を付託してありますので、教育厚生常任委員長から審査の結果について、報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長 (神澤敏美君)

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので報告いたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

それでは、審査結果報告をいたします。

議案第44号 「変更契約の締結について(なごみの湯大規模改修工事(建築主体)(明許))」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号 「変更契約の締結について(なごみの湯大規模改修工事(機械設備)(明許))」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長 (神宮司正人君)

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、議案第44号を議題とし討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

(な し)

次に、賛成討論を許します。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、議案第44号の採決を行います。

本案に対する常任委員会の委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

議案第45号を議題とし討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

(な し)

次に、賛成討論を許します。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、議案第45号の採決を行います。

本案に対する常任委員会の委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

明日2月21日から26日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これに異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日2月21日から26日までは、休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、2月27日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会したいと思います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時15分

令和 7 年

笛吹市議会第 1 回定例会

2 月 2 7 日

令和7年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和7年2月27日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第2号—議案第43号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(代表質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	新 開 晴 彦	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	佐 藤 直 規	公 営 企 業 部 長	佐 藤 み の り
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 「市長提出議案 議案第2号から議案第43号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての代表質問」を行います。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および代表質問一覧の順番のとおりに行います。

議員の皆さんにおかれましては、政治倫理の向上に努めるとともに、議会基本条例会議規則先例集申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

まずはじめに、笛新会、保坂利定君の質疑および質問を許可いたします。

保坂利定君。

○14番議員（保坂利定君）

おはようございます。

笛新会の保坂であります。

議長の許可をいただきましたので、笛新会を代表して、今議会に提出されました案件および市政全般について、質問をいたします。

まず、昨年の市議会議員選挙において4期目の当選をさせていただきました。この4年間は、豊かな自然と、交流が育む、桃・ぶどう日本一と温泉の町、笛吹市発展のため、私の信念としている人と人との絆、地域の相互協力を基本に、子どもたちに夢を、若者に希望を、女性に輝きを、高齢者に安全と安心を基に活動してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

また、1月18日に大蔵経寺山で発生した林野火災では、消火活動にご尽力いただいた関係者の皆さまに厚くお礼を申し上げますとともに、再発防止に努めてまいりたいと思います。

以下、質問に入ります。

まず、山下市長、3期目の基本姿勢についてをお伺いいたします。

山下市長は、これまでの2期8年間、市民の皆さまの「幸せ」を第一に、市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、豊かな政治経験と行動力で、様々な施策を展開してこられました。

新型コロナウイルス対策、物価高騰対策では、全市民への商品券の配布、市内小中学校や保育所等への給食費無償化、Pay Payを活用した「消費喚起キャンペーン」の実施など、子育て支援の強化や教育環境の充実に向けては市内初となる病児病後児保育施設の設置、教育支援センターステラの開設、各小中学校をはじめとする市施設の長寿命化改修など、また、新たな観光拠点として「Fujiyama ツインテラス」や「笛吹みんなの広場」の整備、防災面では「防災新時代、命を守るまちづくり」を具体化するため、地区防災計画の策定支援や全ての指定避難所への防災備蓄倉庫の設置、市民の利便性向上に向けては、「書かない窓口」、「キャッシュレス決済」の導入、長年の課題でありました市の公共交通の見直しとして「のーと笛吹」の実証運行など幅広い分野において多くの施策に取り組んでおられます。

また、財政面に目を向けますと、この8年間で起債残高は152億を削減し、基金残高は、37億円の積み増しを行いました、貴重な自主財源である「ふるさと納税」では、就任前の30倍となる30億円以上の寄付金を達成するなど、その行政、経営手腕を高く評価しております。

市長は3期目の出発点を迎えた所信表明において、「これからの新しい任期は、これまで培ってきたものを最大限活かし、動きを止めずに前に進め、笛吹市をさらに発展させる「飛躍のとき」と力強く述べられました。

以上を踏まえ、山下市長の3期目の市政運営に当たっての基本姿勢をお示しください。

次に、令和7年度当初予算編成の基本方針および財政運営について、お伺いをいたします。

現在、社会経済状況は、コロナ禍前の状況に戻りつつあるとはいえ、少子高齢化や人口減少対策、老朽化する公共施設の維持管理や改修、激甚化・頻発化する災害への対応など、多くの課題があります、これらの課題に対処していくとともに、市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け積極的に施策を進めていく必要があります。そこで伺います。

まず、令和7年度一般会計当初予算案は、454億9,310万2千円で前年度から29億6,030万7千円、増加しておりますが、当初予算編成における基本方針と主な事業施策をお示しください。

次に、安定した財政基盤確保のための歳入対策について、お伺いをいたします。歳入においては、国、県の補助金の活用と多様な地方債の充当、財政調整基金をはじめ、公共施設整備等基金、まちづくり基金の特定目的基金の活用が見られますが、次の4点をお示しください。

まず、市税の増収見込みの考え方、徴収対策についての方針。ふるさと納税寄付額の目標、情報発信を含めた具体的な推進方針。各種基金の有効活用（繰入金）の方針と今後の保有状況の見込み。次に、財源確保の観点から利用していない普通財産の今後の売却等を含めた、利活用方針を伺います。

次に、歳出の改善策について、お伺いをいたします。

子育て支援や高齢化に伴う扶助費、物価高騰の影響や業務システムの更新などによる物件費、また、老朽化した公共施設や多様化する災害リスクの防災対策等による普通建設事業の増加などにより、歳出は増加し、課題は、山積をしておりますが、限られた人員の中、引き続き質の高い行政サービスを提供するため、事務の効率化等による経費削減の取り組みが重要と考える

がその方策をお示しください。

次に、「笛吹市人口ビジョン」および、「笛吹市まち、ひと、しごと創生総合戦略」について、お伺いをいたします。

本市を含め、日本全国で人口減少が深刻化しております。人口減少が進行していくと、経済規模の縮小、労働力不足、医療、介護費など社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊など、多方面において様々な影響を及ぼします。

市では平成27年度に人口の将来展望を示した「笛吹市人口ビジョン」を策定するとともに、人口減少に歯止めをかけるために「笛吹市まちひとしごと創生総合計画」を策定し、地方創生の実現に向け、幅広い分野における取り組みを行ってきました。また、令和2年度には、子育て世代や若者に焦点を当てた第2期計画を策定、さらに令和5年度には、国が「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定したことを踏まえ、市の第2期計画を一部改訂し、デジタル活用の取り組み等も含めています。人口減少が進む中、山下市長も「最重要課題は人口減少対策」と述べられております。そこで伺います。

まず、本市の、住民基本台帳に登録されている、令和7年1月1日の人口（外国人登録を含む）および前年比較、自然減、社会減の推移、高齢者人口の推移は、どのような現状であるか。

また、市の人口ビジョンでは、将来展望について、2060年に人口5万5千人を目指すこととされていますが、現状における分析と、実現に向けた今後の方針について、お示しください。

次に、市では第2期計画で重要業績成果目標を設定し、教育、防災、防犯、デジタル活用などの分野の取り組みに力を注いでおります、重要業績成果目標の達成に向けた現在の進捗状況と主な事業の効果をお示しください。

次に、国土強靱化の推進についてをお伺いいたします。

笛吹市国土強靱化地域計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として、起きてはならない最悪の事態を回避するため、行政機能や住宅、保健医療など8つの施策分野ごとに、今後必要となる施策を推進方針として整理した上で、強靱化に向けた取り組みを進めております。

そこで令和7年度における国土強靱化に向けた取り組み、とりわけ災害に備えたインフラ整備等の取り組みについて、お伺いをいたします。

次に、大規模災害時の対応について、お伺いをいたします。

毎年のように地震や台風、大雨による被害が全国で発生しており、日ごろからの実践的な防災教育、防災訓練を繰り返し実施することの重要性を感じております。また、これまでの対策を一つひとつ点検して時代の変化に対応していく必要があります。防災に関しては、備蓄や空調設備の設置、トイレなど、指定避難所の環境整備とともに、市の子どもたちの命を守ることが重要であります。市長は、子育て支援を公約の柱としており、子どもに焦点を当てた施策を実施、若い世代や子育て世代への支援を行うとしております。そこで、災害から子どもたちの命を守り、子育て世代が安心して預けることができる取り組み状況について、お伺いをいたします。

まず、災害はいつ発生するか分かりません。そのため、平日の日中大規模な地震災害が発生した場合を想定すると、園児や児童生徒を預かる保育士や教員への防災教育は重要と考えます。そこで保育所等や小中学校における防災教育、災害時の対応マニュアル整備状況をお伺いいた

します。

次に、大規模災害時は、保護者等との連絡が取りづらい状況が想定されることから、あらかじめルールを定め、保護者に周知する必要があります。については保護者等との引き取りルールと周知方法、今後の課題について、お伺いをいたします。

また、保護者との連絡が困難で、場合によっては保護者が引き取りに来ることができなかつたりすることが想定されます。下校時間を過ぎても一定の間、最悪翌日まで学校に引き続き留まらざるを得ない児童等が生じる場合も想定されます。そこでどのような対応が定められているのか、お伺いをいたします。

次に、児童発達支援センターの進捗状況について、お伺いをいたします。

県内自治体として、初めて制定された笛吹市障がい者基本条例には「障がいのある人が生涯にわたり切れ目なく必要な支援を受けられる体制を市が整備しなければならない」と規定されております。障がい児に対しても、障がいの特性に合わせた保育などを行うなど、「療育」は非常に重要であり、その中核となる児童発達支援センターの設置は、安全安心な子育ての実現に必要不可欠だと考えます。そこで伺います。

改めて確認ですが、児童発達支援センターとは、どのようなことを行う施設でしょうか。

次に、児童発達支援センターの運営は、民設民営で行うとし、令和6年第2回定例会において、石和ふれあいの家跡地を建設地として土地の無償貸与を行うことを議決しましたが、現在の進捗状況と開設までのスケジュールを伺います。

次に、子ども家庭センターおよび子育て支援センターについて、お伺いをいたします。

国では、令和5年4月1日に、こどもまんなか社会を目指すための新たな指令塔として「こども家庭庁」を創設いたしました。その後、「こども基本法」、「こども計画」、「こども未来戦略」を順次、閣議決定し子ども政策を強力に推進しております。

山下市長も、所信表明において、「将来を担う子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えることが、世代や時を超え、市の活力ある未来の礎になるものと考え、新たに「笛吹こどもまんなか」みんなで育むまちづくりを掲げ、誰もが安心して子育てができるよう子育て支援をさらに強化していくと述べられております。

市では、国が児童福祉法等を一部改正し、市町村において設置を努力義務とした「こども家庭センター」を早期に子育て支援課内に開設をいたしました。また、市内にはすでに子育て支援センターが点在しており、主に就学前の乳幼児を育てている保護者たちが子育ての悩みを相談したり、施設内での遊びやイベントを通じて親や子が交流できる場として、育児の孤立を防ぐ役割を担っております。そこで伺います。

まず、市が令和6年4月1日に子育て支援課内に開設した「こども家庭センター」は、どのような役割を果たしているのか。

次に、こども家庭センターを、運営する中で見えてきた本市の課題と、その課題への対応策は。

次に、市内に子育て支援センターはいくつあるのか。

旧春日居デイサービスを改修し、令和7年4月に供用開始となる春日居子育て支援センターは、他の子育て支援センターに比べると面積も広いがどのように活用していくのか。

また、運営する事業者はどのように選定したのか、お伺いをいたします。

次に、子どもの未来を見据えた、学校教育の充実について、お伺いをいたします。

教育は、子どもたちが将来にわたり幸福な生活を営んでいく上で不可欠なものであり、将来、社会を担っていく人材を育てていく使命もあります。昨今、グローバル化や少子高齢化の進行など、社会が急速な変化を遂げており、教育の重要性はますます高まっております。市では、第二次笛吹市総合計画の施策の一つに「人と文化を育むまちづくり」を掲げ、子どもの未来を見据えた学校教育の充実やスポーツ活動の推進などに取り組んでおります。そこで伺います。

学校施設の老朽化に伴う整備計画の方針について、お伺いいたします。現在、御坂中学、校舎等の改築事業を行っておりますが、学校施設長寿命化計画での今後の改築、改修等、具体的な計画の方針をお示しください。

次に、市の将来人口推計を踏まえた今後の児童生徒数の動向の予測とこれから見る学校数、学級数等の課題は、どこにあると認識し、その対策はいかがするかをお示しください。

現在、部活動の地域移行について、検討委員会が設置されておりますが、取り組み状況はいかがか。

次に、小学校の1コマ45分授業を5分短縮し、40分授業を、午前中に5時限とする取り組みが、全国に広がっていると聞きました。様々なメリットがあるようです。授業時数については、学校教育法施行規則で45分と定められておりますが、総授業時数を下回らない範囲で校長の裁量で授業時間の短縮は可能との見解が示される中で、導入にむけた本市の考えをお伺いいたします。

また、県では令和7年度より、小学校5年生に、令和8年度に6年生に順次25人学級を拡大するとしておりますが、これに伴う市の施設整備の状況と課題をお示しください。

次に、市内文化施設のあり方について、お伺いいたします。

市では将来を見据えた望ましい文化施設のあり方を検討するため、令和6年8月に笛吹市文化施設のあり方に関する検討委員会を設置をいたしました。令和6年第3回定例会の代表質問で、今後のスケジュールとして、各施設の現状と課題、問題解決の方法などについて議論を深め、年度末までには、検討委員会において報告書を取りまとめていただくとの答弁がありました。つきましては、これまでの検討状況を含め、現在の進捗状況について伺います。

また、報告書が完成した後、美術館運営協議会や博物館運営協議会への説明はどのようにしていくのかお伺いをいたします。

関連して、地域文化の普及と活用への取り組みの推進についてをお伺いをいたします。

本市は、全国にその名が知られる石和・春日居温泉郷を有し、市内全域は峡東地域農業遺産群にあり、果樹大国としてその頂点に君臨しております。その中でも「史跡甲斐国分寺跡尼寺跡」は果樹地帯にあって、両寺跡ともその原型を多くとどめていることから、貴重な歴史遺産として他県と差別化できる史跡であると認識をしております。これらの観光資産を最大限に生かし、観光客の誘致、とりわけ市の将来構想にある「にぎわいのある笛吹市」の構成要素として、重要であると考えます。

史跡甲斐国分寺跡尼寺跡保存活用計画については、令和4年度、令和5年度の2カ年で策定され、令和6年から国分寺跡整備基本計画を2カ年かけ策定すると認識しております。繰り返になりますが、甲斐国分寺跡は市の貴重な史跡であり、地域の歴史や文化を伝える重要な存在であり、われわれはこの史跡を適切に活用し地域の魅力を高めるとともに、甲斐国千年の都を後世に伝えていく努めがあります。そこで伺います。

甲斐国分寺跡・尼寺跡整備事業の公有化率、保存計画の内容と整備計画策定の基本方針をお

示してください。

次に、多目的芝生グラウンド整備事業について、お伺いをいたします。

今までの経過は別にして、各スポーツ団体をはじめ、多くの市民から一日も早い整備が望まれております。山下市長は3期目の公約の中で「市全体を一つの総合公園に見立てて、質の高い競技環境の構築として、既存社会体育施設を専門性の高い施設に改修することとしております。芝生グラウンドの整備もそのような中で検討していることとは思いますが、現在の検討状況について、今後の計画内容、実施工程、財源等の具体的な取り組みについてお示してください。

次に、DX推進について伺います。

市では、デジタル化の取り組みにより市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を実現するため、令和6年度から令和7年度までを計画期間とする「笛吹市DX推進計画」を策定しております。

DX推進計画では「窓口DX」「業務改善DX」「地域活性化DX」を基本方針に掲げDXを推進するとしておりますが、これまでの実施状況と令和7年度における取り組み内容をお示してください。

次に、多文化共生の取り組みについて、お伺いをいたします。

近年国際化の動きは、経済、文化、観光、スポーツなど様々な分野で進展しており、国籍や民族に関係なく、外国人が旅行者や地域住民として、身近な日常の中で共生していく時代となっております。

多文化共生を実現するためには、情報の多言語化や多文化共生の地域づくりなど、様々な取り組みが必要あると考えます。そこで伺います。

外国人住民に対する相談体制、外国人と市民との交流機会の創出、市の発信する多言語化、災害、防災対策、教育交流等の具体的な取り組みについて、お示してください。

次に、実り豊かなブランドづくり、日本一果樹産地の維持に向けた取り組みについて、お伺いをいたします。

本市の果樹農業については農業者のたゆまぬ努力の結果、高質の果樹が生産され、特に桃とぶどうの産出額は日本一といわれております。

しかしながら、担い手の高齢化が進行し、気候変動による病害虫の発生、資材価格等の上昇による経費の増加など、農業経営を取り巻く環境は厳しさを増しているのが現状であります。そこで伺います。

新規就農者、担い手確保の現状と課題は、桃せん孔細菌病のその後の状況と対策、および昨年、大きな被害をもたらした、カメムシによる被害対策は、どのように実行していくのか、伺います。また、農家の生産経費が増加する中、販売価格は高値で推移していると思いますが、桃・ぶどうの価格維持へ向けて、今後の具体的な方策等お示してください。

最後に、上下水道料金の改定について、お伺いをいたします。

笛吹市の水道事業は、給水開始以降、365日一日も休むことなく安全で安定した水を供給しており、現在では普及率が99%を超え、市民生活や都市活動に必要なライフラインとなっております。また下水道事業についても、快適で衛生的な生活環境への改善、公共用水域の水質保全のため、欠くことのできない重要な都市基盤となっております。

いずれの事業も料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としておりますが、現在は、一般会計からの補助金で賄っているような状況であります。

上下水道料金については、2月10日に上下水道審議委員会に諮問を行い、料金改定に向けて検討を行っているとの話を伺いました。今後、上下水道施設の維持管理のほか、耐震や更新などにも多額の費用がかかることが見込まれる中、埼玉県八潮市の道路陥没事故は、下水道管の破損が原因とみられる状況の中で、公営企業の経営の改善を図るため料金改定の検討を行うことは当然の流れであると思います。令和4年4月に上下水道料金一律20%の増額改定を3年間据え置くこととし、料金改定を見送ってきた経過があります。そこで伺います。

水道事業および下水道事業の現在の経営状況は、経営改善に向けたこれまでの取り組み、上下水道審議会での検討する内容と、今後のスケジュールについてお示しください。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛新会、保坂利定議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに「3期目の基本姿勢」についてです。

これからの新しい任期を「飛躍のとき」としたのは、市の発展に向けた準備と環境が整ったことから、今後さらに高みを目指していくという意味を込めて申し上げたものです。まずはスタートラインに立ち、そして助走をつけるといった準備が必要です。まさにこれまでの2期8年間がそうであったと考えており、市債残高152億円の削減や、基金残高37億円の増額など健全な財政運営を図りつつ、FUJIYAMAツインテラスや笛吹みんなの広場など、賑わい創出の起爆剤にもなる新たな観光拠点の整備も進めてきました。

現在、少子高齢化や人口減少、物価高騰など、大きな課題に直面しており、特に人口減少にあっては、どこの自治体も創意工夫しながら、様々な取り組みを講じております。

その中で、笛吹市が飛躍的な発展を遂げるためには、単に目の前の現状を見るだけではなく、これまで培ってきたものを最大限活かしつつ、今後20年、50年先の笛吹市を見据えた施策を打ち出していくことが何よりも大事です。時には多くの人が躊躇することでも勇気を出して踏み出すことや、前例のない取り組みに挑戦することも必要かもしれません。また、発想を変えれば、現在の社会経済情勢は、他の自治体との差別化を図るチャンスと捉えることもできます。

このような想いの下、私は3期目に取り組みたい施策を公約として整理をし、所信表明において皆さまにお示しをしました。

3期目に最も注力するのは「子育て支援の強化」であり、誰もが安全安心に子育てできるようなまちづくりを推し進めていきます。また、災害に強いまちで不安なく住み続けることができる「防災・減災・強靱化対策の推進」、地域に賑わいが創出されるよう、市の主要産業である「観光振興・農業振興」にも力を注いでいきます。

人口減少に特效薬はないため、これらの取り組みを行えば人口が確実に増えるというわけではありませんが、議員の皆さまをはじめ、市民の皆さまのご理解、ご協力を得る中で、掲げた公約を着実に進めていき、子育て世代を本市に取り込む大きな流れをつくっていきたいと思います。

続きまして、令和7年度当初予算編成の基本方針及び財政運営についてのご質問のうち、まず、当初予算編成における基本方針と主な事業についてです。

令和7年度予算編成においては、財源と人的資源を重点的、効率的に配分するなど創意工夫を重ねるとともに、市税収入の確保、国および県からの補助金や有利な交付税措置のある市債の活用、ふるさと納税寄附金の獲得など歳入確保に努めることとしました。

令和7年度は39事業を重点事業に位置付けており、特に注力する事業として、市民の憩いの場である市営温泉4施設について、計画的に改築等を実施します。

いちのみやももの里温泉は、令和8年1月のリニューアルオープンに向け改築工事を進めており、いちのみやももの里温泉改築事業に5億3,649万円を計上しました。

みさかの湯は、令和6年度から令和8年度の3カ年の計画で改修を行うこととし、令和7年度は実施設計業務を行うため、みさかの湯改修事業に1,360万円を計上しました。令和8年4月から休館し、工事に着工する予定です。

なごみの湯は、令和7年10月のリニューアルオープンに向け、改修工事を実施しています。

やまゆりの湯は、なごみの湯オープン後の令和7年10月から休館をし、温泉棟の解体等を行うため、春日居福祉会館やまゆりの湯改修事業に3,798万円を計上しました。

また、AIデマンド交通「のるーと笛吹」については、これまでの実証運行から本格運行に移行するため、AIデマンド交通事業に1億333万円を計上しました。令和7年度は、石和町、御坂町、八代町、春日居町、芦川町での運行とともに、令和8年度からの一宮町と境川町を含めた市内全域での運行に向けた準備を行います。

さらに、これまで市内に開設されていなかった児童発達支援センターについて、民間事業者による開設を支援するため、児童発達支援センター設置支援事業に1億2千万円を計上しました。児童発達支援センターは、令和8年4月の開設が予定されています。

このほか、物価の高騰に賃金の上昇が追いついていない状況を鑑み、小中学校や保育所等の給食費無償化を実施します。無償化に係る経費は総額4億3,977万円です。

次に、安定した財政基盤確保のための歳入対策についてです。

市税の増収見込みの考え方および徴収対策の方針について、令和7年度当初予算における市税の収入見込みは、国の地方財政計画を基に算定しています。

自主財源の根幹を担う市税の徴収対策は、安定した財政基盤の確保や税負担の公平性の観点から、極めて重要であることから、滞納額の縮減および自主財源の確保に取り組んでいます。

徴収対策としては、きめ細かい財産調査を実施し、預金や給与、生命保険、動産、不動産などの差押えを行っています。また、預金調査や預金差押えを電子化することで、差押え行為の迅速化に努めています。さらに、本市職員を山梨県総合県税事務所に派遣をし、徴収技術の習得を図っています。

ふるさと納税寄附額の目標、情報発信を含めた具体的な推進方針について、今年度のふるさと納税寄附額は、過去最高額となっており、2月16日現在の寄附額は34億5,188万円です。令和7年度は、寄附額36億円を目指しています。

寄附件数全体の9割を占める返礼品であるシャインマスカットや桃などの果実については、より一層の品質確保を図っていきます。また、世界農業遺産に認定された地で生産された果物として、積極的なPRを行い、本市の認知度向上につなげていきます。さらに、引き続きワインやジュエリー、石和温泉宿泊券など、年間を通して提供できる返礼品の充実にも力を入れるとともに、より多くの方に本市の特産品などの魅力を知っていただけるよう効果的な広告戦略やSNSを活用したプロモーションの強化を図り、さらなる寄附額の増加に取り組んでいきます。

各種基金の有効活用の方針と今後の保有状況の見込みについて、各種基金は基金条例に基づきその目的に沿って活用しており、主に重点事業や臨時的事業などに充当しています。

一般会計の令和5年度決算額における基金残高は201億6,476万円ですが、今後もこれを大幅に減少させることなく、財政運営を行っていきます。

利用していない普通財産の今後の売却等を含めた利活用方針については、普通財産のうち、行政財産がその用途目的を喪失し、将来も公共の用に供する必要がなくなったとして用途廃止したものは、笛吹公有財産管理・運用検討委員会に諮り、積極的に売却等の処分をしていきます。

次に、歳出の改善策についてです。

歳出の削減に向けては、廃止を含めた事務事業の見直しは、避けて通ることはできません。

来年度は、政策課行政改革担当に1人増員をし、平成30年度、令和元年度に実施していた事務事業評価を復活させ、事業継続の必要性を見極めていきたいと思えます。

続きまして、笛吹市人口ビジョンおよび笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問のうち、まず、本市の人口、自然減、社会減推移、高齢者人口の推移、人口ビジョンにおける目標人口の実現に向けた方針等についてです。

本市の令和7年1月1日現在の人口は、6万6,857人です。前年と比較して414人の減少でした。

死亡数と出生数の差である自然増減については、令和5年は505人、令和6年は513人が自然減となっています。

住民の流出数と流入数の差である社会増減については、令和5年度は175人、令和6年度は139人が社会増となっています。

65歳以上の高齢者人口は、令和7年1月1日現在2万647人で、前年と比較すると15人の減少でした。

人口ビジョンでは市の将来人口について、ゆるやかに合計特殊出生率1.8を達成しつつ、転入促進・転出抑制による人口維持を図り、2060年に5万5千人を目指すこととしています。その通過点として、2025年には合計特殊出生率1.61、総人口6万7,739人を目指すこととしていますが、現時点において、合計特殊出生率は1.57、総人口は6万6,857人と目標値の達成には至っていません。

しかしながら明るい兆しも見えてきており、人口の自然増減はマイナスとなっている一方で、社会増減はプラスで推移しています。少子高齢化が進行する現代社会において、自然減を即座に食い止めることは難しいため、着目すべきは社会増減と考えており、これがプラスになっていることは人口減少対策の施策の効果が徐々に表れている証であると捉えております。

引き続き、この流れを止めずに加速させるため、総合戦略に掲げた子育て支援策の強化やシティプロモーションの推進、移住定住の促進などを図り、将来人口の目標値の達成を目指していきます。

次に、第2期総合戦略における取り組みの進捗状況と主な事業の効果についてです。

本市の第2期総合戦略は、「子育て世代・若者に魅力的なまち」を基本目標とし、次世代を担う子育て世代や若者のニーズに応じた7つの分野の22事業に取り組んでいます。令和6年度は、22事業のうち、18事業について70%以上の進捗状況であり、そのうち、11事業は目標値を達成しています。

事業効果の一例を述べると、「まち」の創生に向けては、子育て環境を補完する基盤整備として、令和3年11月に笛吹みんなの広場を整備しました。親子の交流や憩いの場となっているほか、イベントの開催などにより地域活性化につながっています。

「ひと」の創生に向けては、多様な主体との協働による学習支援として、市役所若手職員とボランティアによる夏休み・冬休みの宿題への学習支援を年4回実施しています。子どもたちが意欲的に自主学習に取り組む機会の創出につながっています。

「しごと」の創生に向けては、多様な一時預かり体制の構築や送迎のサポートとして、ファミリーサポートセンターの利用促進に取り組み、仕事と育児の両立支援につながっています。

多くの取り組みは順調に進んでおり、子育て・若者世代にとってより良い環境が整いつつあると考えています。

現行計画である第2期総合戦略が来年度末をもって終期を迎えることから、令和7年度は、各事業が目標達成できるよう取り組みを強化するとともに、次期計画の策定に向けて、第2期総合戦略の評価検証も進めていきます。

続きまして、国土強靱化の推進についてです。

本市では、大規模災害が発生しても、被害が最小限に済むよう、市道や橋梁の整備、水道施設や下水道施設の耐震化など、災害に備えたインフラ整備を進めています。

令和7年度は、市道については、八代町地内の中央自動車道下り線側道の主要幹線道路である市道1-32号線改良工事を実施します。

橋梁については、石和町地内の市道1-10号線万年橋耐震補強・補修工事及び一宮町地内の市道1-20号線八幡橋耐震補強・補修工事を実施します。

水道事業については災害時、断水した際に水の供給が迅速に行えるよう、業務手順や対応方法を具体的にマニュアル化した「災害時応急給水計画」を策定します。また、水道管についても、引き続き耐震化を進めます。

下水道事業については、今年度を実施した緊急輸送路における下水道管渠耐震診断の結果を踏まえて、耐震化対策が必要となる箇所において下水道管渠耐震化工事の実施設計を行います。また、指定避難所におけるマンホールトイレの整備も順次行っており、令和7年度は石和中学校にマンホールトイレを設置します。

今後も、計画的に安全で強靱なインフラ整備を進めます。

続きまして、大規模災害時の対応についてのご質問のうち、まず、保育所等や小中学校における防災教育、災害時の対応マニュアルの整備状況についてです。

市では、災害時等において、児童生徒の安全を確保するとともに、被害を最小限に抑えるため、保育所や小中学校において、災害時に必要となる対応などを定めた計画やマニュアル等を作成しています。

市立保育所においては「保育所における非常災害計画」を策定し、防災訓練や引き渡し訓練に際し、職員の初動や保護者への対応の指針としています。また、私立保育園等においても、災害時の対応マニュアルを定めており、同様に訓練等を実施しています。

小中学校においても、災害や事故、不審者、感染症等の予防策や対応手順等を示した「危機管理マニュアル」を定めており、職員会議や校内研修において内容の習得を図るほか、避難訓練等を通じて、有事においても職員自身が適切な判断を行い、児童生徒の安全を守るために必要な行動を取ることができるよう努めています。

次に、保護者等との引き取りルールと周知方法、今後の課題についてです。

保育所等では、震度5以上の地震等が発生した場合、施設からの連絡がなくても、保護者または事前に登録された代理人に引き取りに来ていただくこととしています。また、小中学校では、大規模地震等の発生時、原則として児童生徒は学校で待機をし、安全が確認され次第、保護者または事前登録された代理人に引き渡すこととしています。

児童生徒引き渡しのルール等については、入所や入学等に伴う説明会や保護者会等での説明のほか、通知や電子メール等を通じて周知を図っています。

保育所等や小中学校では、引き渡し訓練等、保護者が参加する訓練を実施していますが、就労等の事情により、訓練に参加することが難しい保護者が生じてしまうことや、災害時に計画やマニュアルで想定していなかった事態に直面した際に、臨機応変に対応できる力をどのように高めていくかなどが課題として考えられます。

次に、引き取りが困難な場合の対応についてです。

大規模災害等が発生した場合、児童生徒の安全を確保した上で、原則として、できるだけ早く保護者に引き渡すこととしています。

保育所等では、震度5以上の地震等が発生した場合、保護者に引き取りに来ていただくこととなっていますが、危険が差し迫っている場合などは、児童の安全を図るため、保育所からも電話やメール等により保護者等に連絡を行います。

小中学校においても、保護者等に連絡を取り引き取りをお願いしますが、連絡が取れない場合や、何らかの事情により引き取りができない場合、児童生徒が残留することとなります。

保育所等や小中学校のいずれにおいても、施設が被災をし使用に支障がある場合を除き、施設内の安全な場所で児童生徒を待機させます。

なお、翌日も保護者等の引き取りがない場合には、その状況に応じて、関係機関と連携し、引き続き児童生徒の安全が確保されるよう対応をします。

続きまして、児童発達支援センターの進捗状況についてのご質問のうち、まず、児童発達支援センターについてです。

児童発達支援センターとは、障がいのある未就学児童を日中預かり、日常生活に適応するための療育などを行うとともに、地域の障がい児やその家族に対する相談支援、障がい児を預かる児童発達支援事業所や保育所への助言、指導などを行う施設であります。

次に、進捗状況と開設までのスケジュールについてです。

令和5年度、民設民営により実施することおよび設置場所を石和ふれあいの家跡地とすることを決定し、昨年4月に実施事業者の公募を行いました。5月に書類審査を通過した2事業者によるプレゼンテーション審査で事業者を選定をし、令和6年第2回定例会において、土地の無償貸与についてご議決をいただきました。

昨年8月に事業者が国・県の補助金の申請手続きを行い、現在は補助金の交付決定を待っている状況です。補助金の交付決定を受け次第、建設工事に着手をし、令和8年4月の開設を予定しています。

続きまして、こども家庭センターおよび子育て支援センターについてのご質問のうち、まずこども家庭センターの役割についてです。

こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の二つの機能を統合し、一体的に支援を行う新しい支援拠点です。

全ての妊産婦、子育て家庭、子どもに対し、出産前から子育て期まで包括的な支援を切れ目なく提供できるよう、保健師、社会福祉士、家庭相談員、管理栄養士などの専門職が一人ひとりに寄り添い、不安や悩みの相談に応じます。

また、母子保健と児童福祉の双方において専門的な知識を有する統括支援員を配置するとともに、支援が必要な家庭、妊産婦に対しては、実情に合わせたサービスの提案や利用計画など、支援内容が見える化するためのサポートプランを作成し、支援を行っていきます。

さらに、子どもや子育て家庭等を取り巻く市全体のニーズや社会資源の把握、開拓を行い、相談支援の充実を図ります。

次に、こども家庭センターの課題と対応策についてです。

こども家庭センターを開設してから、まもなく1年が経過します。この間、子育て中の保護者や関係機関等から数多くの相談を受けています。

本市において、子育てに困難を抱える家庭は増加しており、例を挙げると、子育てについての支援や相談ができる人が身近にいないため保護者が孤立してしまっている家庭や、子どもに対する食事や生活習慣等の知識、養育力が不足しているため、不適切な養育環境にある家庭など、その抱える問題内容も複雑化しています。

こうした課題に対応するための方策の1つとして、令和7年度から、子育て世帯訪問支援事業を創設します。

この事業は、研修を受けた訪問支援員が、支援を必要とする家庭を訪問し、家事や育児を直接サポートすることによって、家庭の養育環境を整えるものです。

こども家庭センターを中心として、こうした取り組みを展開することで、困難な課題や不安を抱えている家庭への支援を一層充実させていきます。

次に、子育て支援センターの数についてです。

市内に設置している子育て支援センターは、石和町に3カ所、御坂町、一宮町、八代町、春日居町に、それぞれ1カ所の、合計7カ所です。

次に、春日居子育て支援センターの活用についてです。

春日居子育て支援センターは、旧春日居デイサービスセンターを改修して設置しており、市内の他の子育て支援センターに比べると面積も広くなります。

この広さを生かし、施設の約半分は、子育て支援センターとし、残りの半分は、子育てや子育て支援に関する活動に利用できる多目的スペースを設置しています。

子育て支援センターは、室内ブランコ等の遊具も設置をし、広々としたスペースで未就学児とその保護者が、安心してゆったりとした時間を過ごせる場所となっています。

さらに、厨房を有した多目的スペースは貸出可能としており、子育て支援に関する団体の活動や研修会、子育てサークル等に活用していただけます。

「笛吹こどもまんなか」みんなで育むまちづくり」を具現化する施設の一つとして、多くの方にご利用いただき、地域社会全体で子どもたちの健やかな成長を支えていきます。

次に、運営する事業者の選定についてです。

運営事業者の選定については、令和6年5月、市の指定管理者制度に則り、指定管理者の募集することを決定し、昨年7月に事業者の公募を行いました。10月に書類審査を通過した3事業者によるプレゼンテーション審査を行い、事業者を選定をしました。令和6年第4回定例会において、公の施設に係る指定管理者の指定について議決をいただきました。

続きまして、子どもの未来を見据えた学校教育の充実についてのご質問のうち、学校施設の老朽化に伴う具体的な整備計画についてです。

現在、令和7年12月の完成に向けて、御坂中学校校舎の改築工事を進めています。

令和7年度には春日居小学校および春日居中学校の校舎屋上の防水改修工事等を実施します。

また、老朽化している御坂学校給食共同調理場、八代学校給食センター、境川小学校および芦川小学校の給食調理場の4施設を統合した新学校給食センターの建設に向け取り組みを進めます。令和7年度に設計業務など、令和9年度から令和10年度にかけて工事を行い、令和10年度の3学期からの稼働を予定しております。

次に、市の将来人口推計を踏まえた今後の児童生徒数の動向とそれに伴う学校数、学級数等の課題と対策についてです。

笛吹市人口ビジョンでは、本市の人口は2025年の6万4,259人から2030年には6万1,497人となり、5年間で2,762人、また、学校教育課の調べでは、児童生徒数は、2025年の4,479人から2030年には4,129人となり、5年間で350人の減少となる見込みです。

児童生徒数の減少は、適正な学校配置や教育の質だけでなく、その地域の活力低下にも影響を及ぼすものと考えます。

本市では、小規模校から大規模校まで、様々な規模の学校が混在しています。小規模校は、個別指導がしやすく、地域資源を活用した教育が強みです。大規模校は多様な選択肢を提供できる教育が強みです。こうした各学校の持つ個性や地域の特色を生かし、学校規模に関わらず質の高い教育を継続して提供できるよう努めていきます。また、英語教育プログラムの導入など教育の質を高める新たな取り組みを進め、移住定住の促進や人口減少対策につなげていきます。

次に、部活動の地域移行における検討委員会での取り組み状況についてです。

本市では、部活動の地域移行に関し必要な事項を検討するため、令和6年1月11日に中学校の校長やPTA連合会、スポーツ推進委員会、市スポーツ協会、市文化協会、市スポーツ少年団など関係団体の代表者で構成する笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会を設置をし、これまでに4回の会議を開催しました。

検討委員会では、これまで学校が主体となってきた部活動を、地域のクラブや団体が主体となって活動する「地域クラブ活動」として移行するために、その推進に係る基本的な考え方や地域クラブ活動のあり方などをはじめ、多岐にわたる課題について、検討してきました。

今後は、3月5日に、5回目の会議を開催をし、地域クラブ活動の整備に向けた取り組みの方向性について取りまとめる予定です。

その後は、検討結果を踏まえ、さらに、具体的な内容を検討し、早期の実現を目指します。

次に、総授業時数を下回らない範囲で校長の裁量で授業時数を短縮する制度を導入する考えについてです。

小中学校の1単位時間の授業時間は、学校教育法施行規則で定められており、小学校45分、中学校50分です。文部科学省は、働き方改革の一環として1単位時間を小学校40分、中学校45分とすることも可能とし、各学校や自治体の実情に応じた運用を認めています。

令和5年8月に国が実施した「教育課程状況調査」によると、山梨県内では、244校中3校が短縮授業を導入しています。導入している学校からは「授業のテンポが向上し、児童生徒が

集中しやすくなった」、「放課後の時間を確保しやすい」などの意見がある一方で、「児童がじっくり考える時間を確保しづらく、深い学びに繋がりにくい」、「実技を伴う教科では、準備や片付けに一定の時間を要するため、実技に十分な時間を確保できなくなった」などの意見もあります。

そうした点を踏まえ、教育活動全体への影響について、各学校との協議しながら時間短縮の導入について研究していきます。

次に、小学校25人学級に伴う施設整備の状況と課題についてです。

市内小学校では、県の方針による25人学級を小学校4年生まで導入しており、25人学級がスタートした令和3年度から令和6年度までに4校で13学級増加していますが、これまで空き教室を活用しているため25人学級導入に伴う施設整備は行っていません。

県の方針により、令和7年度から25人学級は小学校5年生まで拡大されることとなりますが、県は当面、小学校5年生は教員が確保できる最大限の範囲で少人数学級を実施することとしています。このため、令和7年度は、現時点で25人学級に伴う学級数の増加はありません。

今後も学級数の増加が予想されるため、児童数の推移を見極めながら、学校と連携をし、必要な改修を行っていきます。

続きまして、市内文化施設のあり方についてです。

令和6年8月から令和7年2月現在までに計6回の検討委員会を開催しており、各委員からそれぞれの立場で活発にご意見をいただく中で、市内文化施設のあり方についての検討を進めています。

第1回および第2回検討委員会では、各施設の概要や経過、課題等について検討を行い、第3回検討委員会では各施設の展示の状況等を把握するために現地視察を行うとともに、関係者からこれまでの経緯や施設に対する思いをお伺いする場を設けました。

第4回および第5回検討委員会では、検討委員会が出された意見や市の行政計画での文化施設の位置付けなどを踏まえ、各施設の今後のあり方などについて議論を行い、2月4日に開催した第6回検討委員会では、これまでの検討結果を踏まえた報告書案を示したところです。

今後、3月に開催する第7回検討委員会において、報告書の内容について検討を行った上で、年度末までに報告をいただく予定となっています。

また、検討委員会の議事録は、ホームページで公開をしています。いただいた報告書についても、ホームページで公開します。検討委員会には、各運営協議会の会長も加わっていることから、改めて説明を求められた場合には、報告書の内容についてご説明いたします。

続きまして、地域文化の普及と活用への取り組みの推進についてです。

史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の公有化率については、令和6年度末で甲斐国分寺跡が約81%、甲斐国分尼寺跡が約93%となる見込みです。

史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画は、史跡の価値を確実に次世代に継承するため、現状と課題を踏まえながら保存、活用、整備、管理運営の方向性を定めた計画です。

史跡甲斐国分寺跡整備基本計画は、保存活用計画で定めた基本的方針を具体化する計画として策定するものであり、甲斐国分寺跡の歴史や文化を学び、体感することができ、市民や観光客のための憩いの場として整備することを基本方針としています。

甲斐国分尼寺跡整備基本計画については、現時点では国分尼寺の状況調査が進んでおらず、整備の根幹となる金堂跡や講堂跡などの重要建物跡の配置状況等が不明であることから、それ

らを調査をし、解明できた後に計画を策定するよう国から指導がありました。このため、甲斐国分寺跡の整備と同時進行で国分尼寺の調査を進め、詳細が解明され次第策定する予定です。

続きまして、芝生グラウンド整備事業についてです。

令和6年2月に計画を見直すことと決定し、既存施設の活用など、様々な可能性を検討してきました。

現在は、既存の社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考え方を踏まえ、既存のグラウンド等で行われるサッカー、グラウンドゴルフ、野球、ソフトボール等の利用状況を考慮しながら、施設ごとに各競技に対応した質の高い競技環境を整備するための整備方針を検討しています。

現時点では、計画内容、実施工程、財源等を具体的にお示しすることができませんが、市民から早期整備の要望があることから、できるだけ早く具体的な整備方針をお示しするよう進めていきます。

続きまして、DX推進についてです。

本市では、デジタルの活用により、市の将来像を実現するため、令和6年5月に笛吹市DX推進本部を立ち上げました。6月に「笛吹市DX推進計画」を策定をしました。その中で、3つの基本方針として「窓口DX」「業務改善DX」「地域活性化DX」を掲げ、DXを推進しています。

令和6年度は「窓口DX」の取り組みとして、令和6年1月から戸籍住民課に導入している「書かない窓口」を他の窓口にも拡充することとしました。令和7年3月18日から税務課、収税課、国民健康保険課、障害福祉課、介護保険課、子育て支援課、保育課の7課で運用を開始する予定です。令和7年度は、長寿支援課にも導入し、さらなる市民サービスの利便性向上を図っていきます。

令和7年度は「業務改善DX」として、生成AIを導入し業務効率化を図り、その効果により生まれた時間等を市民対応の充実や新たな施策の企画立案に充てるなど、行政サービスの質の向上を目指します。

また、「地域活性化DX」の取り組みとして、フレイル予防とデジタル・ディバイド対策を同時に行うことができるアプリを導入し、デジタル社会において取り残されがちな高齢者を支援することで、全ての人がデジタル化のメリットを享受をできる地域社会を目指します。

デジタル技術の発展は著しく、市民の皆さまのニーズも高度化・多様化していることから、今後も市民ニーズに即したDXを推進していきます。

続きまして、多文化共生の取り組みについてです。

外国人住民に対する相談体制については、市役所の窓口に来られた外国人に対して迅速かつ的確な多言語への対応を行うため、今年度、AIを活用した外国語翻訳機の実証事業を実施をし、効果が確認されたことから、令和7年度から導入することとしました。また、職員研修として「やさしい日本語教室」の実施などに取り組んでいるほか、今後も、専門的な弁護士相談などにも対応している山梨県国際交流協会が運営する「やまなし外国人相談支援センター」とも連携を図り、相談体制の充実を図っていきます。

外国人と市民との交流機会の創出については、外国人住民とつながる場として、日本語教室を実施しています。令和6年度は、9カ国34人の外国人住民と公募で参加した13人の市民が年間を通して交流を深めています。

また、初の試みとして「にほんごであつまろう i nふえふき」を令和7年2月16日に開催しました。外国人住民と市民の21人が参加をし、日本の伝統文化である「かるた」を通して交流を深めました。

令和7年度には、外国人住民が中心となり、市内で行われたイベントに母国料理や文化を紹介するブースを出店をし、市民との交流の機会を創出しています。

市が発信する情報の多言語化や防災対策については、市のホームページは5カ国語、市の防災アプリは3カ国語に対応した情報を発信しております。また、令和6年11月24日には、日本語教室に通う市内在住の外国人を対象とした防災教室を開催しました。

教育交流については、平成28年6月に中国の天津市和平区と教育交流を目的とした協定を交わし、令和元年度まで天津市の児童を受け入れ、市内小学校の児童が交流していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度からは実施しておりません。

続きまして、「実り豊かなブランドづくり、日本一果樹産地の維持に向けた取り組み」についてのご質問のうち、まず「新規就農者、担い手確保の現状と課題」についてです。

新規就農者については、シャインマスカットなど価格が高い果実の販売が順調なことから、農業法人への雇用就農を含めると、令和元年度から令和5年度までの5年間の平均は49人で、近年は増加傾向にあります。

担い手については、農業塾を中心にJAや農業委員会と連携をし、各種相談や栽培技術講習会の開催などにより育成をし、確保を図っており、現在、地域の中心的な農業経営を担う認定農業者には、県内市町村で最多の843経営体が認定されています。

しかしながら、果樹を中心とした高収益な農業経営が展開されている本市においても、農業従事者の高齢化や担い手の減少が課題となっており、農林業センサスにおける本市の農家戸数は、2015年の4,060戸から2020年は3,612戸にまで減少しています。

今後は、農業塾やJAによる就農や営農支援、農業委員会と連携をした担い手への農地集積を推進をし、本市の果樹農業の維持発展に努めていきます。

次に、モモせん孔細菌病のその後の状況と対策、カメムシによる被害対策についてです。

令和元年から大量発生したモモせん孔細菌病は、地域ぐるみでの一斉防除を3年間徹底して実施したことにより、市内では沈静化しており、JAからも被害は見られていないと伺っております。

また、カメムシへの対策については、県やJAふえふき等の関係機関と協力をし、来月から市内2カ所にカメムシ捕獲用のトラップを設置することとしました。発生状況を早期に把握することにより、適切な時期に地域全体で一斉に防除を行うなど、対策に生かした、被害防止に努めていきます。

次に、桃とぶどうの価格維持に向けた今後の具体的な方策についてです。

今年度はJAと連携をし、東京太田市場、豊洲市場、大阪本場市場においてトップセールスを行うとともに、9年ぶりに台湾でのトップセールスを行い、輸出販路の拡大を図ったところですが、また、資材費等の高騰による生産経費が増加していることから、JAと大手卸売業者の販売対策会議において販売価格の底上げを行うよう働きかけを行いました。引き続き本市の果実の品質や生産コストに見合う高単価で、かつ安定した販売が維持できるよう、JAなどと協力しながら、ブランド力の向上や海外を含めた販路拡大に取り組んでまいります。

続きまして、上下水道料金の改定についてのご質問のうち、まず、水道事業および下水道事

業の経営状況についてです。

令和5年度決算では、水道事業の料金収入は11億2,856万円であり、前年度より0.1%上回っています。また、下水道事業の使用料収入は6億3,696万円、前年度より3.3%の増加となっています。どちらも前年度より微増していますが、これは新型コロナウイルスによる活動制限が解かれたことによる反動で、消費活動が一時的に活発化したことと考えられます。5年前の令和元年度と比較すると水道事業が3.2%減、下水道事業が1.9%減と料金収入および使用料収入は減少しています。

また、毎年、会計の不足分を一般会計から基準外繰入金として補填しています。令和5年度の補填額は、水道事業で3億6,881万円、下水道事業では5億3,467万円でした。

少子高齢化、人口減少が進むと、水道料金収入および下水道使用料収入はさらに減少をし、維持管理に必要な費用が増加することを考えると、経営状況はますます悪化していくと想定されます。

次に、経営改善に向けた取り組みについてです。

平成28年度から水道料金および下水道使用料の徴収事務について、民間委託を行っています。悪質滞納者への停水措置や納入困難の分納相談、またアパートの無届退去者の早期発見など、厳正な対応を行い徴収率の向上に努めています。

下水道の接続率向上に対しては、戸別訪問を行う専門職員を雇用をし、年間を通じて未接続家庭への早期接続を促しています。

また、効率の良い運営に関しては、各事業の公営企業会計の導入、経営戦略の策定、アセットマネジメントの策定と実施、施設の統廃合や隣接自治体との地域連携の強化など、様々な角度からアプローチを行い、経営改善に取り組んでおります。

次に、上下水道審議会の検討内容と今後のスケジュールについてです。

2月10日に第1回上下水道審議委員会が開催をされ、料金改定について諮問をしました。今年度から来年度当初にかけて数回の会議を開催し、改定の時期、改定率、公営企業における今後の経営努力など、多岐にわたる検討いただき答申を得たいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

保坂利定君。

○14番議員（保坂利定君）

質問項目が多い中で答弁をいただきまして、質問が28分、答弁55分と倍に近い答弁を時間的にいただきまして、ありがとうございました。

時間制限の中で項目が多い中で再質問の時間がありませんので、ひとつ意見を述べさせていただきます。

まず、財政運営の中では、ふるさと納税額が現在は30億5千万円ほどで36億円を目指しているということでもあります。この件に関しても大変市民の注目度が高いということで、市長はじめ職員の英知を結集してアイデアを出して、ぜひ県下でも上位へランクされるような職員の努力をお願いしたいと、こんなふうに思います。

次に注目すべきところは、人口ビジョンの関係がありますけれども、現在は6万6,857人で、25年度の目標は6万7,739人、合計特殊出生率は1.57で、目標は1.61とい

うことであります。

目標の達成には至っていないという答弁ですけれども、しかしながら、社会増減がプラスで推移しているという答弁です。

人口対策あるいは子育て支援対策の効果が徐々に表れているということでもあります。これに対しても、市長の政策に対して非常に市民が注目しておりますので、この推移を見守っていきたいと思います。

次に、学校教育の関係ですけれども、部活動の地域移行、あるいは短縮事業については検討委員会でなされているというわけですけれども、子どもたちの意見があまり反映されていないと思いますので、ぜひ子どもたちの意見をお願いしたいと思います。

いずれにしましても、市長は20年、50年先を見据えた施策を打ち出し、他の自治体との差別化を図るチャンスであるということでもあります。

市民の皆さまのご理解、ご協力の中で公約を着実に進めていくという答弁がありました。われわれ笛新会も二元代表の中で市長と議論を交わしながら、笛吹市の発展に力を入れたいと考えております。

以上で、笛新会の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、笛新会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午前11時40分といたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時40分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、笛政クラブ、荻野陽子君の質疑および質問を許可いたします。

荻野陽子君。

なお、荻野陽子君から代表質問に伴い、資料の配布について申し出があり、これを許可いたしましたので、資料を配布させていただいております。よろしく願いいたします。

○3番議員（荻野陽子君）

議長に許可をいただきましたので、通告に従い代表質問をさせていただきます。

笛政クラブの荻野陽子です。

よろしく願いいたします。

時間が限られていますので、早速質問をさせていただきます。

今回、5問の質問をお願いいたします。

1問目です。令和7年度当初予算についてです。令和7年度の当初予算は454億9,310万2千円で対前年比では約29億6千円の増額になります。令和7年度においても第二次笛吹市総合計画に掲げる市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて様々な重点施策が実施されています。

さて、令和7年度当初予算は、山下市長が就任して初めて予算編成にかかわった平成29年

度当初予算311億1,343万円と比較すると約1.46倍の予算規模になります。人口が減少している中で積極的に財政規模を拡大し、実質公債費率の減少、将来負担比率が令和4年度より算出されないという財政基盤を盤石にしながら住みやすい笛吹市の実現に向けて取り組みを進められておられるところです。

当初予算について、質問をさせていただきます。

(1) 令和7年度の重点施策の当初予算と事業についてです。

①基本目標1「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」の重点事業のうち主な事業内容とその予算額について、お伺いします。

②基本目標2「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」の重点事業のうち主な事業内容とその予算額について、お伺いします。

③基本目標3「幸せ実感100年続くまち」の重点事業のうち主な事業内容とその予算額について、お伺いします。

(2) 就任当時より予算規模が大きくなった要因について、お伺いします。

(3) 令和6年度に比べて令和7年度の歳入内訳で特に特徴的なものについて、お伺いします。

(4) 市債の借入れと返済のバランスについて考えた時、将来負担の軽減に向けてどのように捉えているかについて、お伺いします。

予算についての質問は以上です。

2問目をお願いします。

消防団員の確保と今後の方針についてです。

消防団員は非常勤特別職の地方公務員として、地域に密着して、市民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。消防団の活動内容は消火活動・災害発生時の救助活動や避難誘導・訓練・夜間警備・防犯活動などで、今後の大規模災害や頻発する風水害に備え地域の災害活動の担い手としての活動も期待されています。全国的には、平成2年に100万人を割り込んでから、年々減少しており、令和6年4月1日現在、前年に比べて1万5,989人減少し、74万6,681人で、近年は全国的には団員の確保が難しくなっている現状があります。

笛吹市の消防団員は、「笛吹市消防団員の定数、任免、給与、服務などに関する条例」で定員および報酬が定められている。旧町ごと7分団あり定員は消防組織法の規定に基づく定員では、基本消防団員1,285人、機能別消防団員462人の合計1,747人です。令和5年度末の退団者は119人、令和6年度の新入団員は115人で4人の減員となっている。年代としては20歳代の団員の数が増加傾向にあり、団員に占める被雇用者、お勤め人の数は年々増加しており、火災の際には職場から出動して活動に当たっています。また、国が加入促進を進めている女性消防団員は市役所職員15名で、活動内容は、防火防犯の啓発・広報活動および消防団本部が行う式典への参加などです。

今年1月18日に発生した大蔵経寺山の山火事においては、春日居の分団を中心に各町の分団が交代で活動をし、述べ638人が出動し、20リットルのジェットシューターを担いでの消火活動もあり、2月1日に鎮火しました。

消防団員の活動に対しては、令和3年に消防庁長官通知で消防団員の報酬の基準が定められました。年額報酬は3万6,500円、災害対応などに従事した際の出動報酬は1日当たり8千円を基準としています。しかし、本市においては年額2万円、一日あたりの最大額は4千円で

す。現在、消防団員の20歳代の新規入団者の減少や被雇用者の増加など、消防団の機能の維持と処遇改善等の今後の方針についてお伺いいたします。

(1) 1月21日山梨日日新聞でも報道されました、本市の消防団員の報酬額が消防庁の基準に達していない。その理由と今後の方針についてお伺いします。

(2) 今後の消防団員確保に向けた具体的な取り組みについてお伺いします。

消防団についての質問は以上になります。

3問目をお願いします。

世界農業遺産認定を生かした取り組みについてです。

令和4年7月、峡東3市の果樹農業は栽培果樹の多様性、歴史、先人から引き継がれた棚栽培などの伝統的な技術や果樹が織りなす美しい景観などが評価され、世界農業遺産の認定を受けました。世界農業遺産のPRに向けては、ロゴマークも作成されているところです。

本市におきましては、ぶどう日本一の郷で、特に桃はこれまでも地域厳選によるブランド化が進んでおり、品質の高い桃が出荷されています。

今後、世界農業遺産の認定を生かした本市を含む峡東3市の農業・観光の活性化の推進に向けた取り組みについてお伺いします。

(1) 令和7年度、峡東3市共同での事業について、お伺いします。

(2) 世界農業遺産を活用した笛吹市の農業と観光のコラボレーションについてお伺いします。

世界農業遺産についての質問は以上となります。

本市における子ども関連事業についてです。

これまで山下市長は、病児病後児保育施設の設置、子育て支援センターの整備や保育所等や小中学校の給食無償化など子育てしやすいまちづくりを進めてきました。3期目では「笛吹子どもまんなかみんなで育むまちづくり」を掲げ、子育て支援に最も力を入れていくとおっしゃっており、今後ますます子育て環境の充実や子育て世帯の負担軽減が図られるものと大変期待しているところです。

さて、こども家庭庁は、子どもの育ちの応援と良質な成育環境の整備を目的に、令和8年度から「こども・子育て支援法」に基づく「こども誰でも通園制度」をすべての自治体で実施することになっております。この制度は6カ月から3歳未満の未就園児が月に10時間を上限に通園できる制度です。

本市において、0歳から2歳児は55%が未就園で「孤立した育児」をしている保護者もいるところです。そこで孤立の解消に向けて子育て支援センターやファミリーサポートなどの支援のほかに、生後6カ月から就学前児童に、子育て中の保護者が一時的に保育を必要とするときに利用できる「一時預かり事業」があり、現在市内5カ所の保育所およびこども園で実施されており、令和5年度には述べ577人の利用がありました。しかし、子育て中のお母さんからは、預かり施設が足りないという声も聴いているところです。

令和8年度実施される「こども誰でも通園制度」と「一時預かり事業」の二つの制度は、目的は違いますが、一時的に保育園等で子どもを預かる制度です。すでに「一時預かり事業」でお母さんから預かり施設が足りないという声も出ているところです。また保育現場における保育士不足は深刻であり、その中でさらに保育士の負担が増えるのではないかと懸念されています。このような状況を背景にして「こども誰でも通園制度」が令和8年度には本格実施が予

定されているところです。

そこで、本市における子ども関連事業についてお伺いします。

(1) 令和7年度の子どもの関連の事業のうち、重点的に取り組む事業および新規事業について、お伺いします。

(2) 子どもの、「一時預かり事業」と「こども誰でも通園事業制度」の本格実施に向けた本市の取り組み状況について、2点お伺いします。

①令和8年度以降の一時預かり事業の継続についてお伺いします。

②こども誰でも通園制度の実施に向けた課題についてお伺いします。

子ども関連についての質問は以上になります。

最後の質問になります。

福祉サービスを必要とする住民や世帯が抱える生活課題の解決に向けた取り組みについてです。

これまでの福祉制度は人生における典型的な課題の解決を目指しており、子ども・障がい者・高齢者という対象者の属性や介護・虐待・生活困窮などのリスクごとに制度を設け、質・量ともに充実を図ってきました。本市においても子ども・障がい・高齢の相談や支援はそれぞれ基幹的な相談支援事業を充実させてきています。しかし、既存の制度だけでは対応しづらいケースが増えてきており、法律ごとに対象者と相談窓口や、提供されるサービスが決まっている中では、相談や支援を受けにくい状況があり制度の狭間ができています。

複合的な課題解決に向けて、社会福祉法が改正され、令和3年4月に「重層的支援体制整備事業」がスタートしました。

議長に許可をいただきましたので、お手元の資料3枚つづりのこのような資料ですが、この資料に基づきながらご説明をさせていただきます。

私が関わらせていただいた事例を参考にして、年齢や性別を変更して図式化させていただきました。3枚ある図を順に説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

1枚目です。

高齢夫婦と息子、孫の5人と書いてありますが、すでに息子の妻は今いませんので、4人家族としてください。この3世代の4人家族の図です。

70代の女性を中心に説明をさせていただきます。70代の女性Aさんは、足が弱くなり、洗濯物を立って干すことや歩くことが大変でフレイルな状態になっています。夫は寝たきりで介護が必要な状態です。息子は失業中で、孫は知的障害があり、支援学校を卒業後、自宅にいます。

この一家はAさんと夫の年金で4人が生活をしています。Aさんがフレイル状態になってからは、近所との付き合いもなくなり、家の中を片付けられない状況になり、いわゆるごみ屋敷の状態でした。

Aさんは、夫をデイサービスにお風呂に入れてあげたい、息子には仕事を見つけてもらいたい、孫はどこかに通所させたい。しかし、年金生活では介護保険の利用も控えなければならぬと考えていました。このような複合的な課題がある世帯が増加しています。

2枚目をご覧ください。

現在の制度では、それぞれの属性により支援する法律が異なるため、70代の夫婦には地域包括支援センターが関わり、夫は介護保険の利用を勧め、ケアマネジャーにつながります。

息子は生活の立て直しに向けて生活援護課の自立相談支援窓口の担当者が就職の支援をします。孫は障害福祉課の基幹相談支援センターが関わり、障害施設への通所などを視野に、相談支援専門員が担当します。

一人ひとりの問題は解決しても、Aさんが抱えている夫婦の年金だけの生活がとても厳しいこと、さらには住まいの片付けなど、世帯の問題を俯瞰する支援者はいない状況です。これが現在の属性に応じた支援ということになります。

3枚目をご覧ください。

複合的な課題の解決に向けて社会福祉法が改正されスタートした。重層的支援体制整備事業では、ピンク色の支援をつなぐ担当者を配置し、属性に応じた支援をしているそれぞれの担当者、地域の住民をつなぎます。

そして、どの窓口に行っても家族のことが相談でき、しかるべき担当者につながる断らない相談支援をしていきます。

70代、フレイルのAさんは、公民館のサロン活動に参加するなどの既存事業での活用で笑顔が見られるようになります。

また、民生委員やボランティアとつながる顔が見える地域の関係づくりなどにより、家の片付けなどを地域住民に支援をしてもらいながら生活環境を整えていきます。

このように重層的支援体制整備事業は、子ども障害者、高齢者、生活困窮者などの属性や年齢などにとらわれず、相談支援、参加支援、地域づくり事業を一体的に行い、複合的な課題を抱えた個人や世帯の支援をする事業です。

また、財政支援としては、既存の各制度に基づく補助金が一括して交付されます。

峡東地域では、山梨市、甲州市がすでに重層的支援体制整備事業を実施しており、山梨市においては令和6年度より、支援につなげる担当として、保健師・社会福祉士・事務職3人が専任されて既存の事業を活かしつつ、相談支援・参加支援・地域づくりに成果を上げているとお聞きしております。

そこで本市の生活課題の解決に向けた取り組みと、今後の重層的支援体制整備事業の実施についてどのようにお考えになっているか、お伺いいたします。

(1) 現在の各分野における相談支援体制についてお伺いします。

(2) 複合的な課題を抱えている住民や世帯について、市役所の各担当および各機関との連携はどのようになされているかを伺いします。

(3) 本市において重層的支援体制整備事業の実施についてどのようにお考えになっているか、お聞きします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛政クラブ荻野陽子議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、令和7年度当初予算についてです。

まず、主な重点施策についてです。

第二次笛吹市総合計画における基本目標の1「幸せ実感こころ豊かに暮らせるまち」では、

物価の高騰に賃金の上昇が追いついていない状況を鑑み、小中学校や保育所等の給食費無償化を実施します。無償化に係る経費は総額4億3,977万円です。また、これまで市内に開設されていなかった「児童発達支援センター」について、令和8年4月に予定されている民間事業者による施設の開設を支援するため、児童発達支援センター設置支援事業に1億2千万円を計上しました。さらに、御坂、八代、境川、芦川地区を対象とした新たな学校給食センターを令和10年度中の供用開始を目指し建設するため、新学校給食センター建設事業に3,105万円を計上をしました。

基本目標2「幸せ実感にぎわいあふれるまち」では、ウッドデッキで整備されたさくら温泉通りの歩道について、ウッドデッキが老朽化していることから、温泉街の雰囲気を損なわず観光客の利便性を高めるため、ウッドデッキを撤去をし、歩道を整備することから、さくら温泉通り歩道整備事業に9,900万円を計上しました。また、奨学金の返還に係る費用の一部を補助し、若者の定住を促進するため、奨学金返還支援事業に2,842万円を計上しました。さらに、ふるさと納税のさらなる推進を図るため、ふるさと納税事業に19億8,520万円を計上しました。

基本目標3「幸せ実感100年続くまち」では、市民の憩いの場である、いちのみやももの里温泉、みさかの湯、なごみの湯、やまゆりの湯の市営温泉4施設について、計画的に改築等を実施しています。いちのみやももの里温泉は、令和8年1月のリニューアルオープンに向け改築工事を進めており、いちのみやももの里温泉改築事業に5億3,649万円、みさかの湯は、実施設計業務を行うため、みさかの湯改修事業に1,360万円を計上しました。なごみの湯は、令和7年10月のリニューアルオープンに向け、改修工事を実施しており、やまゆりの湯は、温泉棟の解体等を行うため、春日居福祉会館やまゆりの湯改修事業に3,798万円を計上しました。また、AIデマンド交通「のるーと笛吹」について、これまでの実証運行から本格運行に移行するため、AIデマンド交通事業に1億333万円を計上しました。令和7年度は、石和町、御坂町、八代町、春日居町、芦川町での運行とともに、令和8年度からの一宮町と境川町を含めた市内全域での運行に向けた準備を行います。

次に、予算規模が大きくなった要因についてです。

私の市長就任直後の平成29年度の一般会計当初予算額311億1,343万円に対し、令和7年度当初予算額は454億9,310万円、143億7,967万円増額しています。

増額となった主な要因は、ふるさと納税事業に積極的に取り組んだことに伴い、返礼品などの費用及び寄附金の積立てに係る予算で54億4,925万円増額したこと、保育所への給付費、障害福祉費、生活保護費の増大に伴い、扶助費が28億4,452万円増額したこと、令和3年度から個別施設計画に基づく、老朽化した施設の計画的な改築、改修に着手し始めたことに伴い、普通建設事業費が20億9,239万円増額したこと、借換債に伴い、公債費が17億3,466万円増額したこと、人事院勧告に伴う増額および会計年度任用職員制度が始まったことに伴い、人件費が14億5,042万円増額したことによります。

次に、令和7年度の歳入の特徴についてです。

令和7年度の歳入の特徴は、令和6年度に実施をした個人住民税の定額減税が縮小したこと、また、平成13年度に創設された臨時財政対策債については、令和7年度は発行しないことが挙げられます。

次に、市債に関わる将来負担についてです。

市債については、将来負担比率を考慮する中で、当該年度の借入額が返済元金を上回らないよう努めています。

続きまして、消防団員の確保と今後の方針についてのご質問のうち、まず、報酬額の見直しと今後の方針についてです。

本市の地方交付税の算定における消防団員数は470人となっていますが、条例定数は1,747人、実団員数は1,455人であり、国が示す消防団員の標準報酬額の基準どおりに、年額報酬および出勤報酬を支払うことは難しいのが現状です。

国が示す標準報酬額を支給するためには、消防団員数を適正な団員数に近づけていく必要があります。

今後、部の統合や消防車両の配備、施設の整備を含めた「笛吹市消防団のあり方に関する総合的な計画」を作成をし、併せて年額報酬、出勤報酬の見直しを進めます。

次に、消防団員確保に向けた取り組みについてです。

令和4年度に実施をした全消防団員を対象にしたアンケート調査の結果に基づき、消防団員の負担軽減に取り組んでいます。

また、今後は、国から配布される「消防団員募集」のポスターを公共施設に掲示するほか、市独自の「消防団員募集」のチラシを作成し、消防団員確保に向けた積極的なPRを行っていきます。

続きまして、世界農業遺産認定を生かした取り組みについてのご質問のうち、まず、令和7年度における「峡東3市の共同事業」についてです。

峡東3市で構成する峡東地域世界農業遺産推進協議会では、これまで峡東地域の小学校、中学校、高等学校と連携をし、世界農業遺産について学ぶ学習会の開催、峡東地域の住民を対象にした甲州式ぶどう棚や石積み、生物多様性観察会などのワークショップの開催、地域内外への情報発信として世界農業遺産フォトコンテストの開催、甲州式ぶどう棚の棚掛けに取り組む活動を行ってきた農業者・団体を棚掛けマイスターに認定をし、技術の継承を行う保全活動など、各種事業を行ってきました。

令和7年度もこれまでの事業を継続しつつ、新たな取り組みとして、峡東地域世界農業遺産と観光を連携させるモデルコースの作成を行い、国内外に広くPRをし、来訪者の増加や認知度の向上を目指していきます。

また、令和7年9月には、山梨市の笛吹川フルーツ公園において、世界農業遺産認定の意義と魅力を広く発信する「峡東地域世界農業遺産フェスティバル」の開催を予定しております。

引き続き世界農業遺産に認定された伝統的な果樹栽培や農村景観を保全していくため、各種事業に取り組んでいきます。

次に、世界農業遺産を活用した農業と観光の取り組みについてです。

本市では世界農業遺産を活用し、農業の持続的な発展と観光の振興を図るため、世界農業遺産の認定を受けた次年度である令和5年度から、世界農業遺産活用事業を実施しています。

この事業は、県内最大の温泉郷と全国有数の果実の産地である本市の特徴を生かして、桃、ぶどう等の収穫体験やワイナリーの見学を行い、市内の宿泊施設に10人以上で宿泊した方に対し、1人当たり1泊1千円を補助するものです。令和5年度には491人、令和6年度には928人が利用し、世界農業遺産のPRや宿泊者数の増加につながっています。

さらに令和7年度は、笛吹市の玄関口のひとつである石和温泉駅に、本市が桃・ぶどう日本

一の郷であることをイメージできる装飾を行い、駅に降りた観光客の方々に、本市が世界農業遺産の地であることを知っていただき、本市の農産物やワインなどの消費拡大につながるよう取り組みを進めていきます。今後も本市の農業、観光振興のための重要な施策として、世界農業遺産の活用を推進してまいります。

続きまして、本市における子ども関連事業についてのご質問のうち、まず、令和7年度の子ども関連の事業において、重点的に取り組む事業および新規事業についてです。

子育て世帯の負担軽減を図るため、市独自の取り組みとして、引き続き小中学校および保育所等の給食費無償化を実施をします。

また、育児と仕事の両立や児童の健やかな成長を支えるための環境整備をハード・ソフトの両面において充実させていきます。

ハード面においては、老朽化した石和第一保育所の改築、その他市立保育所の内装や遊具、備品等の計画的な入れ替えを行うとともに、私立保育園等に対して、老朽化が進む施設の整備や改修に係る補助金を交付します。

学童保育施設においては、新たにWi-Fi設備を整備をし、全ての学童保育クラブで、児童がタブレット端末を用いて自主学習ができる環境を整えます。

また、一宮児童館については、空調設備の不具合を改修をし、境川児童館については、空調が一部未整備だったため新たに整備を行います。

障がい児の「療育」の中核となる、民設民営の児童発達支援センターについては、昨年度に引き続き設置支援を行ってまいります。

ソフト面においては、令和6年4月に開設をした「こども家庭センター」のさらなる充実を図るため、困難な課題を抱える家庭への直接的な支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」に新たに取り組めます。

また、小中学校においては令和8年度から、ALTの人数の倍増など、児童生徒の英語力向上に向けた「新たな英語教育プログラム」を導入予定であり、令和7年度はその準備を進めていきます。

次に、一時預かり事業とこども誰でも通園制度についてです。

一時預かり事業の継続について、一時預かり事業は、保育所等を利用していない家庭が、保護者の病気療養や冠婚葬祭、育児疲れによる心理的・身体的負担などの理由で保育が困難になった場合、一時的に保育所等に児童を預けられる制度です。突発的な保育ニーズに対応することで、安心して子育てができる環境を充実させ、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。利用時間の上限は市町村ごとに定めており、本市では週3日、最大6カ月利用できる場合もあるなど、一定期間の連続利用も可能となっております。市内では、市立保育所2カ所、私立保育園等3カ所の計5カ所で実施をしています。

一方、こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無など理由を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等に時間単位で預けられる新たな通園制度です。生後6カ月から3歳未満児までを対象としており、保護者が一人になれる時間を作ることで孤立保育による負担軽減を図るほか、児童が家庭とは異なる環境や人との関わりを持つことで、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて子どもの育ちを応援することを主な目的としています。預けられる時間は月に10時間程度と短い時間になるものと見込まれており、国では令和8年度から全国すべての自治体で実施をする方針としています。

このようにどちらの制度も一時的に児童を預かるという点では共通していますが、一時預かり事業は保護者の立場からの保育ニーズに対応する制度である一方、こども誰でも通園制度は保護者とともに子どもの発育を支えていく制度であり、その目的が異なります。預けられる時間にも対象児童にも違いがあります。

このため、こども誰でも通園制度が実施される令和8年度以降においても、一時預かり事業はこれまでと同様に子育て世帯の支援策の一つとして継続してまいります。

こども誰でも通園制度の実施に向けた課題については、国における本制度の本格実施に向けた検討会においても、保育士は多くの子どもと短時間の関わりを繰り返すこととなり通常の保育と異なる心身への負荷がかかるとした意見も挙がっています。このため、児童を受け入れる施設においては、保育士の負担増加が懸念されます。

今後、国から本制度の詳細や課題等が示されることから、その内容を踏まえて、児童の安全や保育士の負担軽減などを考慮しながら準備を進めていきます。

続きまして、福祉サービスを必要とする住民や世帯が抱える生活課題の解決に向けた取り組みについてのご質問のうち、まず、現在の各分野の相談支援体制についてです。

重層的支援体制整備事業は、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、子ども、障害、生活困窮および高齢など、各分野が個別に対応する従来の支援体制では、狭間のニーズへの対応が困難であるとして、分野を超えた包括的な支援を円滑に行うことを目的として、令和3年度に国が創設した事業であります。

本市の相談支援体制については、これまでの子育て包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を統合し、妊娠、出産、子育てに関する全ての相談の受付、支援を一体的に行うこども家庭センターを令和6年度新たに設置をし、子どもに関する相談支援体制の充実を図っております。

また、障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や福祉サービスの利用支援等を行う障害者基幹相談支援センター、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、生活困窮者の自立支援に対応する生活困窮者自立支援相談窓口、高齢者の様々な相談に対して必要な機関やサービスにつなげ、継続的に支援していく地域包括支援センターを設置しています。

これら全ての相談窓口の担当者が連携をし、「断らない相談支援」を常に意識しながら、相談支援を行っています。

次に、複合的な課題を抱える方々に対する担当および他機関との連携についてです。

複合的な課題を抱えている方に対しては、初期相談を受けた窓口が相談内容を聞き取り、必要に応じて関係課につなげ、主たる担当部署を中心に定期的なケース会議を開催しながら連携を図り対応しております。

さらに案件によっては、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職や、社会福祉協議会、障害・介護の事業者、医療機関、保健所、警察などの担当者にもケース会議への参加や現地に同行していただくなど、多くの専門機関と連携をしながら支援を行っています。

次に、重層的支援体制整備事業の実施についてです。

重層的支援体制整備事業で実施するとされている3つの支援のうち、1つ目の相談支援は、先に述べたとおり各担当窓口が相談を受け付けた上で、必要に応じて多くの機関と連携しながら包括的な支援を行っています。

2つ目の社会とのつながりや参加の場を促進する参加支援は、障がい者の地域活動支援や生活困窮者の就労および居住支援、孤立・孤独、引きこもりが懸念される方への見守り支援などを行っております。

3つ目の地域づくりに向けた支援は、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業および地域子育て支援拠点事業など、地域住民が交流できる機会を創出する取り組みを行っております。

このように、現状においても充実した支援体制を構築していると考えますが、これら3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施については、先進事例を参考に、今後、研究を進めていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

ご丁寧な答弁、本当にありがとうございました。

再質問ではなく、5つの質問につきまして意見を述べさせていただきます。

質問の1つ目、予算について、実は私は人口減少の中で、なぜ年々予算が膨らむのかなと疑問を持っていました。また、同じ疑問を持つ住民の声もお聞きしています。今回のご答弁で内容がよく分かりました。今後も暮らしやすい笛吹市に向けての取り組みをぜひよろしくお願いいたします。

質問の2つ目です。

消防団員の処遇改善につきましては、すでに実施されたアンケートによる活動者本人の声を反映させていただけますように、よろしくお願いいたします。

質問の3つ目、世界農業遺産の認定を生かして、本市の基幹産業であります農業、そして観光のコラボレーションについて、今後もぜひ推進していただきますようお願いいたします。

質問の4つ目です。

子ども関連事業につきましては、市長の施政方針でも「笛吹子どもまんなかみんので育むまちづくり」をスローガンにして、子育て環境の充実を図るとおっしゃっていました。

保育士不足等の課題はありますが、現場の声を聞いていただきながら、子どもの育ちの応援と良質な成育環境の整備をこれからもお願いします。

5つ目の質問についてです。

実は、私は半年前まで図でお示した地域包括支援センターの社会福祉士として、一支援者の立場で現場におりました。

複合した課題を抱える世帯の支援では、さまざまな関係機関のそれぞれの担当者と協力して取り組ませていただいた経過があります。

実は、それぞれの担当者の努力と熱意によって課題解決が行われていると感じていました。

現状、すでに取り組みられています断らない相談窓口や関係機関との連携などの支援体制等の課題解決力を維持継続するためにも、重層的支援体制整備事業に取り組んでいただき、仕組みとして専任で相談や支援をつなぐ担当者を配置し、世帯を俯瞰することで課題の整理が進み、必要な支援が届きやすくなると思います。

現場で支援に当たっていた一支援者の声としてもお聞きいただき、ぜひ今後の重層的支援体制整備事業実施に向けてご検討いただけますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、笛政クラブとしての代表質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、笛政クラブの質疑および質問を終了といたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を午後1時30分といたします。

休憩 午後12時23分

再開 午後 1時30分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

清心会、落合俊美君の質疑および質問を許可いたします。

落合俊美君。

○8番議員（落合俊美君）

議長の許可をいただきましたので、清心会を代表しまして、落合が質問させていただきます。

その前に、過日1月18日に発生しました大蔵経寺山の山林火災につきまして、鎮圧まで延べ10日間、鎮火まで14日間、連日出動していただきました笛吹市消防団幹部、消防団員、笛吹消防署の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

また、陸上自衛隊、群馬、静岡、東京消防庁の防災ヘリの出動をいただきましたことにお礼を申し上げます。

あつてはならないことですが、有事の際には本市で最大で最強の組織であります笛吹市消防団には大変だと思いますが、よろしく願いをいたします。

また、今年は全国的に大きな火災が数多く発生しております。市民の皆さまも火の取り扱いには十分気を付けていただきたいと思います。

それでは、通告により質問いたします。

1点目、山下市長の3期目の抱負について。

3期目を迎えた山下市長は、過日の議会所信表明において、今後の市政運営に対する決意や取り組みたい施策などについて述べられました。3期目も人口減少対策、子育て支援、観光や農業の振興、防災力の強化、教育環境の充実など、幅広い分野にわたって様々な取り組みが予定されています。公約に掲げた施策の中には、大胆で思い切った取り組みもあり、一朝一夕には実現できないものもあると思いますが、そのどれもが市民の皆さまの幸せにつながると思われる施策ですので、ぜひ山下市長の強いリーダーシップの下、着実に前に進めていってほしいと思います。

そこで市長の3期目の抱負について伺います。

2点目、令和7年度当初予算について。

今議会に令和7年度当初予算案が上程されました、令和7年度も市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、様々な施策が予定されており、市民の皆さまが幸せ実感できるまちとして、さらに前進するものと期待をしているところでございます。

このように積極的に施策を押し進める一方で、市では健全な財政運営との両立を図っており、限られた財源の中で最大の効果をもたらすことを念頭に予算編成を行っていると思います。そこで、令和7年度当初予算について伺います。

(1) 予算要求は積み上げ方式か、担当部枠配分方式か伺います。

(2) 令和7年度の主な重点施策の概要と予算額について伺います。

(3) ここ数年基金からの繰入金が多額ですけれども、このまま毎年取り崩した場合の影響について伺います。

(4) ここ数年の実質公債比率と将来負担率を伺います。

(5) 市税について伺います。

ア. 人口減、世帯数減となっている中、市税が毎年数億円増加しております。また、特に令和7年度は令和6年度と比較すると12億4,700万円増加していますが、その要因は何か伺います。

イ. 収入未済額への対応について伺います。

3点目、笛吹こどもまんなかみんなで育むまちづくりに関する取り組みについて。

全国的に人口減少が進行しています。それは笛吹市においても同様で、合併から20年間で約5千人減少しています。国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に公表した、全国の都道府県別・市区町村別の将来推計人口によると、笛吹市の人口は25年後の2050年に5万1,355人と推計されています。そのような中、山下市長は、市の最重要課題である人口減少に少しでも歯止めをかけていくため、様々な施策を打ち出しています。中でも子育て支援は3期目の公約の柱として「笛吹こどもまんなかみんなで育むまちづくり」をスローガンとして掲げました。子どもを中心とした事業展開を図ることは、人口減少対策として非常に効果があると思いますので、以下伺います。

(1) 笛吹市の子育て環境への対応は徐々に進行していると思います。一例を挙げますと、直近では御坂地区における学童保育施設、芦川地区の学童保育施設の新規設置、春日居地域における子育て支援センターの新規開設などが挙げられます。今後は石和第一保育所の改築や市内で初となる児童発達支援センターの設置が予定されています。これら「笛吹こどもまんなか」を具体化する取り組みを通じ、誰もが安心して子どもを産み、育てられるようなまちづくりにつながっていくものと期待をしています。他方で、現在の保育所や児童館などでは、老朽化している遊具や設備なども数多くあると伺っています。今後これらの更新も適切な時期に対応していくことが望ましいと思います。つきましては、更新に向けた今後の考え方を伺います。

(2) 子育て支援の強化のためには、ハード面だけではなく、ソフト面のサービスも充実させていく必要があると思います。令和7年度において新たに子育て世帯訪問支援事業の実施を予定しているかと伺っていますので、以下伺います。

ア. 子育て訪問支援事業は幼児迄を対象とするのか、または何歳までが対象となるのか伺います。

イ. 子育て世帯訪問を行う方はどのような資格が必要か伺います。

ウ. 子育て世帯訪問支援事業に期待する事業効果について伺います。

(3) 地域社会全体で子育てを支えるためにはファミリーサポートセンターの利用促進を図ることも重要であると思います。ファミリーサポートの現在の取り組み状況と、利用促進に向けた課題および今後の方策について伺います。

4点目、市民の健康管理について。

生活習慣病の多くは、自覚症状がほとんどなく、気づかないうちに進行します。市民の皆さまが健康で生活していくためには、定期的にしつかりと健診を受けるということが大切になります。健診は、自身の健康状態を知り、日々の健康状態を振り返るチャンスであるとともに、万一の場合早期発見・早期治療につながります。そこで、市民の健康管理について伺います。

(1) 市が実施している特定健診とがん検診の受診率の推移について伺います。

(2) 国保人間ドックの受診者の推移について伺います。

(3) 今年度から実施している後期高齢者人間ドックの申し込みと受診状況について伺います。

(4) 現在笛吹市では、高齢者にインフルエンザ予防接種の助成を行っていますが、65歳未満の国保加入者にインフルエンザ予防接種の助成を検討していただきたいが市の考えを伺います。

5点目、市内温泉施設の状況について。

笛吹市内には、市営温泉が5施設あり、どの施設も市民の皆さまが気軽に利用できる日帰り温泉として、住民の健康増進や福祉の向上などに大きく寄与していると思います。また、市民の憩いの場としても定着しており、コミュニティの活性化や社会参加の促進にもつながっている重要な施設と思います。その中で寺尾の湯を除く、みさかの湯、いちのみやももの里温泉、なごみの湯、やまゆりの湯の4施設は、令和6年度から順次、施設の改修および改築が行われています。施設のリニューアルによって、これまで以上に多くの市民に利用していただけるものと思います。そこで、市営温泉施設の状況について伺います。

(1) なごみの湯について、過去5年間の利用状況、改修工事の進捗状況、リニューアルオープンの時期についてお伺いいたします。

(2) いちのみやももの里温泉について、過去5年間の利用状況、リニューアルオープンの時期を伺います。

(3) みさかの湯について、過去5年間の利用状況、改修計画内容を伺います。

(4) 春日居福祉会館の改修内容、やまゆりの湯の過去5年間の利用状況を伺います。

(5) 寺尾の湯について、過去5年間の利用状況と主たる財源内訳をお伺いいたします。

(6) 改修および改築を行う4施設、なごみの湯、ももの里温泉、みさかの湯、やまゆりの湯のリニューアル後の利用料金についてお伺いいたします。

(7) 市営温泉各施設の維持管理費についてお伺いいたします。

6点目、学校給食センターについて。

現在、小中学校の学校給食は、学校調理場、学校給食センター等で調理し、児童生徒に安全安心な給食を提供しております。しかし、調理場の老朽化により、現在の法に適合していない調理場があり、より安全安心な給食の提供に向け、統合した学校給食センターの整備を検討していると伺っています。そこで、学校給食センターについてお伺いいたします。

(1) 現在統合して実施している給食センターについて伺います。

(2) 各学校単位で実施している施設について伺います。

(3) 御坂、八代、境川、芦川の統合給食センターの建設に向け取り組み状況と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

7点目、農業振興について。

笛吹市の主産業の一つは農業です。数年前よりシャインマスカット等の普及により農家の皆さまが活気ついてきたような気がいたします。ここに至るまで、またこれからも大変な努力が必要だと思えます。数年前には桃のせん孔細菌病で大変苦慮いたしましたが、行政からの農薬補助金、また農協の指導、農家の対策により終息いたしました。しかし、昨年あたりからカメ虫が大量発生し、全国的には大変被害があったと伺っています。笛吹農協によりますと昨年の桃、ぶどうの収穫量は平年並みのようでしたけれども、カメ虫の影響がなければもう少し収穫量がアップしたのではないかと伺いました。また、富有柿につきましてはかなりの影響があったようでございます。市では、主産業である農業の振興に向け、毎年多額の予算を計上し取り組みしています。そこで農業振興について伺います。

- (1) 市内の桃畑、ぶどう畑、柿畑、遊休農地の各農地面積を伺います。
 - (2) カメムシ対策について伺います。
 - (3) 認定農業者は各町単位で何名いるのか、また認定農業者への補助制度について伺います。
 - (4) 農業塾での受講者人数の推移を伺います。
 - (5) 新規就農者人数の推移をお伺いいたします。
 - (6) 笛吹市の将来を見据えた農業対策として何が必要と考えるか、お伺いをいたします。
- 8点目、芝生グラウンドの今後の計画について。

市が検討を進めてきた多目的芝生グラウンドの建設事業については、反対を表明した地権者の方からの同意を得ることができないとの判断に至り、計画を見直すこととなった経過があります。市では、今後、芝生グラウンドを整備するという方向性は変えることなく、既存施設の活用等をはじめ、様々な可能性を考慮する中で検討するとしていますが、その後の検討内容について、お伺いいたします。

9点目、国土強靱化に向けた取り組みについて。

令和3年3月に市が策定した笛吹市国土強靱化地域計画では、想定する災害を地震、特に南海トラフ地震、活断層による地震、豪雨、豪雪、富士山火山噴火などを想定しています、起きてはならない最悪の事態を回避するため8つの施策分野を設定した上で、今後必要となる施策の推進方針として整理しています。現在市では、国土強靱化に向け、住宅の耐震化の促進や道路整備、避難所機能の充実など、様々な取り組みを行っています。そこで、国土強靱化の取り組みについて、お伺いをいたします。

- (1) 市内にある住宅の耐震化の状況について伺います。
- (2) 市道や橋梁の強靱化に向けた取り組みについて伺います。
- (3) 避難所の機能強化に向けた取り組み状況について伺います。
- (4) 家屋やブロック塀の倒壊に対する通学路の安全確保はできているのか伺います。
- (5) 災害が発生した場合の災害廃棄物のストックヤードの確保に関する取り組みについて伺います。

最後、10点目です。地区要望事業について。

地区要望については、行政区の役員がそれぞれの立場において住民からの要望を伺い、現地調査を行った上で必要書類を作成し、市に提出します。地区要望は、生活道路や水路の修繕など、住民の暮らしに密接にかかわる案件が多いと思えます。笛吹市には全部で132地区ありそこから提出される要望は毎年数多くあると思えますが、市民の切実な声でもあるため、これ

に伝えていくべきと思います。以下伺います。

(1) 過去5年間の地区要望の件数を伺います。

(2) そのうち事業実施済の件数を伺います。

(3) 未実施要望のその後の対応を伺います。

(4) 事業実施の可否の基準について伺います。

(5) 令和7年度は何件の事業実施を予定しているのか、また、その事業費はどの程度か伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

清心会、落合俊美議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、3期目の抱負についてです。

3期目に掲げた公約は、その一つひとつが市民の皆さまの幸せと市の発展につながる取り組みです。大胆で思い切った施策もあるとの話がありましたが、人口減少や物価高騰など市町村を取り巻く環境が厳しさを増している中、それくらい強い気持ちで市政運営に臨んでいかなければならないと思っております。

公約の柱を子育て支援としたのは、市の最重要課題である人口減少対策の一翼を担う施策であるとともに、市の将来世代である子どもたちや子育て世帯を支援することで、現役世代を少しでも増やし、地域社会をみんなで支え合っていくための土台づくりとするためです。それがひいては、子どもから高齢者まで、全世代の幸せにつながるものと考えています。

公約に掲げた取り組みは、私一人の想いだけでは実現することはできません。職員にも私の想いを共有してもらおうとともに、市の発展に向けて新たなことに積極的に挑戦してほしいと考えており、それを踏まえて職員の今年の行動テーマは、「前例なしにチャンスあり」としました。

引き続き職員と一丸として、議会や市民の皆さまのご理解、ご協力を得る中で、掲げた公約を着実に進めていきます。

続きまして、令和7年度当初予算についてのご質問のうち、まず、予算編成の方式についてです。

本市の財政状況を踏まえ、予算編成の効率化とコスト意識の向上などのため、部局ごとの枠配分方式による予算編成を行っています。

次に、令和7年度の主な重点施策の概要と予算額についてです。

令和7年度は39事業を重点事業に位置付けています。特に注力する事業として、市民の憩いの場である、いちのみやももの里温泉、みさかの湯、なごみの湯、やまゆりの湯の市営温泉4施設について、計画的に改築等を実施します。いちのみやももの里温泉は、令和8年1月のリニューアルオープンに向け改築工事を進めており、いちのみやももの里温泉改築事業に5億3,649万円、みさかの湯は、実施設計業務を行うため、みさかの湯改修事業に1,360万円を計上しました。なごみの湯は、令和7年10月のリニューアルオープンに向け、改修工事を実施しており、やまゆりの湯は、温泉棟の解体等を行うため、春日居福祉会館やまゆりの湯

改修事業に3,798万円を計上しました。

また、AIデマンド交通「のるーと笛吹」について、これまでの実証運行から本格運行に移行するため、AIデマンド交通事業に1億333万円を計上しました。令和7年度は、石和町、御坂町、八代町、春日居町、芦川町での運行とともに、令和8年度からの一宮町と境川町を含めた市内全域での運行に向けた準備を行います。

さらに、これまで市内で開設されていなかった「児童発達支援センター」について、民間事業者による施設の開設を支援するため、児童発達支援センター設置支援事業に1億2千万円を計上しました。

このほか、物価の高騰に賃金の上昇が追いついていない状況を鑑み、小中学校や保育所等の給食費無償化を実施をします。無償化に係る経費は総額4億3,977万円です。

次に、基金を毎年取り崩した場合の影響についてです。

各種基金は、基金条例に基づきその目的に沿って活用しており、主に重点事業や臨時的事業などに充当しています。

当初予算編成では、基金を取り崩して事業に充当しているものの、予算執行の適正管理に努めていることで不用額が生じるため、例年、決算時における基金取り崩し額は当初予算額よりも減少しています。今後も、一般会計における令和5年度の基金残高201億6,476万円を大幅に減少させることなく、財政運営を行っていきます。

次に、実質公債費比率と将来負担比率についてです。

実質公債費比率は、令和元年度10.8%、令和2年度9.1%、令和3年度8.2%、令和4年度および5年度は、共に7.5%です。

将来負担比率については、令和元年度48.0%、令和2年度24.9%、令和3年度5.5%です。令和4年度および5年度は、共に数値がマイナスとなっていることから数値は表記されていません。

今後も、適正な予算執行および経常経費の削減に努め、引き続き、健全な財政運営を行っていきます。

次に、市税についてです。

市税の増加要因について、市税の収入見込みは、国の地方財政計画を基に算定しています。景気の回復が見込まれることにより、地方財政計画における地方税の伸び率が上昇したことから、市税の収入見込みが増額となりました。

収入未済額の対応については、国税徴収法及び地方税法の規定に基づき、きめ細かい財産調査の上、財産がある場合には、預金や給与、生命保険、動産、不動産など様々な債権の差押えを行っています。預金調査や預金差押えを電子化し、事務の省力化と差押え行為の迅速化により、事務の効率化と収納率の向上に努めています。

また、滞納者に対して一斉催告を行う中で、自動車のタイヤロックや預金の差押えなど滞納処分について予告するチラシを同封し、納税意識の向上に取り組んでいます。

さらに、給与先催告やタイヤロック予告催告および山梨県総合県税事務所との共同催告など、財産の種類に応じた催告を実施しており、令和6年度は新たに携帯電話のショートメッセージサービスを活用した手法を導入し、納付勧奨を行っています。

そのほか、本市職員を山梨県総合県税事務所に派遣し、徴収技術の習得を図っています。

このように新たな滞納を生じさせないことに注力することで、令和5年度の現年課税分の市

税収納率は99.1%、過年度分は19.1%、全体では96%で過去最高の収納率となり、合併以降県下最下位だったものが24位にランクアップをしました。

引き続き収入未済額解消に向けて、滞納整理業務を効率的、効果的に実施をし、滞納額の縮減および自主財源の確保に取り組んでいきます。

続きまして、笛吹市こどもまんなかみんなで育むまちづくりに関する取り組みについてのご質問のうち、まず、老朽化した施設の更新に向けた今後の考え方についてです。

市立保育所については、大半が昭和40年代から50年代に建築した建物であり、施設の老朽化が進んでいることから、来年度建設予定の石和第一保育所を皮切りに、個別施設計画に基づき随時改修を進めていきます。

また、他の市立保育所においても、内装や設備の改修、遊具や玩具、机や椅子等の備品等を計画的に入れ替え、保育環境の充実を図っていきます。

児童館についても、個別施設計画に基づき計画的な改修を行っています。

来年度は、境川児童館と一宮児童館について、空調設備の整備を計画しています。

次に、子育て世帯訪問支援事業についてです。

子育て世帯訪問支援事業の対象者については、0歳から18歳までの児童がいる家庭、妊産婦およびヤングケアラーのいる家庭のうち、市がその家庭の課題に沿ったサポートプランを作成した方が対象になります。

訪問支援員の資格については、事業の目的や内容、支援方法、個人情報の適切な管理、守秘義務等について、市が行う研修を事前に修了する必要があります。

期待する事業効果については、本事業によって、子育て中の保護者の孤立を防ぎ、困難な課題を抱える家庭に早期にアプローチしていくことが期待できます。

次に、ファミリーサポートセンターの取り組み状況と利用促進に向けた課題および今後の方策についてです。

ファミリーサポートセンターは、子育てを援助してもらいたい依頼会員と、子育てを援助したい協力会員の相互援助活動を支援することにより、地域での子育て支援強化および次世代を担う児童の健全育成を図っています。

本市では平成19年4月から事業を開始しており、令和7年1月31日現在、依頼会員は1,023人、協力会員は230人、またその両方を行う両方会員は72人、会員数は県内で一番多く令和5年度は1,929件の利用実績がありました。

利用促進に向けた課題については、協力会員は増加しているものの、送迎を含む依頼が増える中、協力会員の高齢化により送迎可能な会員が限られているため、実際の活動機会に都合が付きにくいことが挙げられます。

これらに対応するため、令和7年度は新たに事業のチラシを作成します。また、事業の事務局が令和7年4月に開設する春日居子育て支援センターの指定管理者のため、施設を利用する子育て支援団体や子育てサークルの皆さんへ積極的に事業を周知をし、新たな会員の確保とともに事業の促進に努めます。

続きまして、市民の健康管理についてのご質問のうち、まず、市が実施している特定健診とがん検診の受診率の推移についてです。

市が行う特定健診は、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人が対象です。特定健診の受診率について、令和元年度は50.3%でしたが、新型コロナウイルス感染症

の影響を受け、令和2年度には41.6%まで低下をしました。その後、令和3年度から44.1%、令和4年度が46.7%、令和5年度が47.4%と回復しつつあります。

がん検診は、国が示す「がん検診の指針」に基づき、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診および乳がん検診は40歳以上、子宮がん検診は20歳以上の市民を対象に実施をしています。令和元年度に市が実施したがん検診の受診率は、胃がん検診6.2%、大腸がん検診11.4%、肺がん検診13.8%、乳がん検診22.1%、子宮がん検診17.6%でした。特定健診と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてがん検診の受診率は低下をしましたが、令和5年度の受診率は、胃がん検診8.0%、大腸がん検診16.7%、肺がん検診18.7%、乳がん検診19.8%、子宮がん検診14.3%で、コロナ前の水準に回復しつつあります。

なお、市が行うがん検診以外にも、多くの市民が職場で行うがん検診を受けています。

次に、国保人間ドックの受診者の推移についてです。

国保人間ドックの受診者について、令和元年度は2,158人でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度は1,832人、令和3年度は1,776人まで受診者が減少をしました。その後令和4年度は1,909人、令和5年度は1,868人が受診をしました。国保加入者の減少により、国保人間ドックの対象者も減少していますが、国保人間ドックを希望する人の割合は増加をしています。

次に、後期高齢者人間ドックの申込みと受診状況についてです。

今年度から新たに実施している後期高齢者人間ドックは、対象者1万716人中746人が申し込みました。受診有効期間は3月8日までですが、12月までに439人が受診をしています。

次に、65歳未満の国保加入者へのインフルエンザ予防接種の助成についてです。

市内には、国民健康保険以外の社会保険等の加入者がいます。国保加入者に特化して助成を行うことは、社会保険等加入者との均衡の観点から、現時点では考えていませんが、先進事例について研究していきます。

続きまして、市内温泉施設の状況についてのご質問のうち、まず、なごみの湯についてです。

過去5年間の利用状況については、令和元年度が8万4,004人、令和2年度が5万7,650人、令和3年度が6万8,200人、令和4年度が6万8,026人、令和5年度が7万3,135人です。

維持管理費については、令和5年度実績で5,417万1千円です。

改修工事の進捗状況については、令和7年2月末現在、各工事の進捗率は、建築工事が53%、機械設備工事が55.3%、電気工事が49.1%で、全体では52.6%です。

リニューアルオープンの時期について、令和7年10月1日を予定しております。

次に、いちのみやももの里温泉についてです。

過去5年間の利用状況については、令和元年度が6万555人、令和2年度が3万2,604人、令和3年度が3万7,873人、令和4年度が5万2,932人、令和5年度が6万3,025人です。

維持管理費については、令和5年度実績で3,580万6千円です。

リニューアルオープンの時期については、現在進めている改築工事が、令和8年1月16日に完成予定であり、1月中のオープンを目指しています。

次に、みさかの湯についてです。

過去5年間の利用状況についてです。令和元年度が18万5,484人、令和2年度が6万9,460人、令和3年度が10万4,895人、令和4年度が14万6,449人、令和5年度が15万2,228人です。

維持管理費については、令和5年度実績で7,158万3千円です。

改修計画の内容については、令和4年に実施した建物調査の結果による浴槽や建物のひび割れ、老朽化に伴う機械設備や配管などの改修を行う予定です。

次に、春日居福祉会館・やまゆりの湯についてです。

過去5年間の利用状況については、令和元年度が3万5,497人、令和2年度が2万7,720人、令和3年度が3万2,707人、令和4年度が3万7,016人、令和5年度が3万9,182人です。

維持管理費については、令和5年度実績で2,192万6千円です。

改修内容については、屋上などの防水および外壁の改修をはじめ、エレベーターや空調設備の更新、照明のLED化、温泉棟の敷地内への建て替えなどの大規模改修を行う予定です。

次に、寺尾の湯についてです。

過去5年間の利用状況については、令和元年度が6万6,803人、令和2年度が2万1,271人、令和3年度が3万7,650人、令和4年度が5万825人、令和5年度が6万7,441人でした。

維持管理費については、令和5年度実績で6,530万8千円です。

主な財源内訳については、甲府・峡東ごみ処理施設事務組合負担金が約63.3%で、使用料が約15.2%です。

なお、組合負担金の各市の負担割合は甲府市が6割、笛吹市が2割、山梨市が1割、甲州市が1割となっています。

次に、改修および改築を行う4施設の利用料金についてです。

これまで4つの市営温泉施設は、それぞれの料金体系で運営してきましたが、リニューアル後は市民の皆さま方にも分かりやすいように、大人や高齢者など利用者の区分を全て統一していきます。

リニューアル後の新たな利用料金の算定方法は、各施設の施設全体にかかる費用を年間目標利用者で除し受益者負担割合を乗じた金額で設定します。

なお、福祉施設であるなごみの湯とやまゆりの湯の受益者負担割合は50%とし、ももの里温泉とみさかの湯の受益者負担割合は70から80%の間で検討していきます。

具体的な金額については、各施設がリニューアルオープンする概ね半年前に市民の皆さまへお知らせすることとしており、なごみの湯については、今定例会に条例改正案を上程しました。

続きまして、学校給食センターについてのご質問のうち、まず、統合して実施している給食センターについて、現在、給食調理を共同で行っている施設は、石和学校給食センター、御坂学校給食共同調理場、一宮学校給食センター、八代学校給食センターおよび春日居学校給食共同調理場の5カ所です。

次に、各学校単位で実施している施設についてです。

給食調理を学校単位で実施しているのは、石和中学校、境川小学校および芦川小学校の3校です。

次に、新学校給食センター建設に向けた取り組み状況と今後のスケジュールについてです。
御坂学校給食共同調理場、八代学校給食センター、境川小学校および芦川小学校の給食調理場は、老朽化が著しく、修繕の対応が増加しています。特に、境川小学校と芦川小学校の給食調理場は、現在の学校給食法による衛生基準を満たしておらず、また、アレルギー除去食への対応もできていない状況です。

市では、これらの地域の児童生徒に、安全安心な給食を提供するため、4つの給食調理施設を統合した新学校給食センターを建設することとしました。

建設場所は、施設が配置可能な市有地であり、各学校までの配送時間、インフラの整備状況、災害の危険性が低い場所等の条件を考慮し、八代町南地区内の八代南森之上多目的広場および市営八代森之上住宅跡地としました。

今年度は、保護者や教職員等の学校関係者、また、地域の皆さまに建設内容についての説明会を実施をし、ご理解をいただいています。

今後のスケジュールは、令和7年度に厨房機器の選定や設計業務等に着手し、令和9年度から令和10年度にかけて工事を行い、令和10年度の3学期から稼働する予定です。

続きまして、農業振興についてのご質問のうち、まず、市内の桃畑、ぶどう畑、柿畑、遊休農地の各農地面積についてです。

農林水産省の令和4年産作況調査によりますと、桃畑は1,186ヘクタール、ぶどう畑は836ヘクタール、柿畑は44ヘクタール、令和6年度の農業委員会の調査では、遊休農地は428ヘクタールとなっています。

次に、カメムシ対策についてです。

昨年被害をもたらしたカメムシ対策に向けて、県病害虫防除所、JAふえふき等の関係機関と協力をし、来月から市内2カ所にカメムシの捕獲用トラップを設置します。カメムシの発生动向を早期に把握することにより、地域全体で一斉に防除を行うなど効果的な対策につなげていきます。

次に、認定農業者の町単位の人数および補助制度についてです。

認定農業者は法人も含まれるため経営体数でお答えをします。

認定農業者である経営体数は、令和7年1月現在、石和町が82、御坂町が222、一宮町が281、八代町が123、境川町が46、春日居町が58であり、経営農地が本市とその他の市町にまたがる県が認定している経営体が31、合計で843経営体となっています。

認定農業者への補助制度としては、市単独事業として農業用機械等購入補助事業を実施しており、購入価格が10万円以上の農業用機械に対し補助対象経費の10分の1、10万円を上限として補助するものです。

その他に、認定農業者が借り入れた農業経営基盤強化資金に対する国の利子補給や農業者年金の保険料の国庫補助などがあります。

次に、農業塾での受講者数の推移についてです。

直近5年間では、令和2年度は講習会を23回開催し延べ614人が参加しました。令和3年度は33回開催し1,339人、令和4年度は40回開催し1,407人、令和5年度は43回開催し1,429人、令和6年度はこれまで42回開催し1,326人の参加者が農業塾の講習を受講しています。

次に、新規就農者数の推移についてです。

直近5年間の新規就農者は、令和元年度が41人、令和2年度が44人、令和3年度が52人、令和4年度が61人、令和5年度が48人となっています。

次に、市の将来を見通した農業対策についてです。

農業を取り巻く環境は農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加など大変厳しい状況となっていますが、シャインマスカットなど収益性が高い果実の販売が順調なことから本市の新規就農者は増加傾向にあり、引き続き、農業塾、JA、農業委員会と連携をし担い手の確保に努めています。

また、本市の農作物が世界農業遺産認定の地で生産されたものであることを広くPRするなど、ふえふきブランドの認知度の向上、付加価値を高めることで安定した価格の維持を図るとともに、少子化による国内市場の縮小を見据え、新たな販路として輸出の拡大に取り組むことも必要だと考えます。

さらに、農作業の効率化や省力化を大幅に進める効果が期待できるスマート農業の導入や温暖化の抑止に向けた脱炭素対策への対応も必要になると考えます。

桃、ぶどうをはじめ果樹栽培を中心とした農業は本市の基幹産業であり、引き続き国や県、JAと連携を図る中で地域農業の発展に取り組んでいきます。

続きまして、芝生グラウンドの今後の計画についてです。

現在、既存の社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考え方を踏まえ、既存グラウンド等で行われているサッカー、グラウンドゴルフ、野球、ソフトボール等の利用状況を考慮しながら、施設ごとに各競技に対応した質の高い競技環境を整備するための整備方針を検討しています。

早期の整備を望む市民の意見があることから、できるだけ早く具体的な整備方針が示されるよう進めていきます。

次に、国土強靱化に向けた取り組みについてのご質問のうち、まず、市内にある住宅の耐震化の状況についてです。

総務省が実施している令和5年住宅・土地統計調査を基に算出した数値では、新耐震基準の昭和56年6月以降に建築された住宅が2万2,468戸、旧耐震基準で建築された住宅のうち耐震性を有する住宅が2,202戸で、市内の耐震性のある住宅数は2万4,670戸になります。また、住宅・土地統計調査では本市の住宅総数は2万7,280戸となっているので、本市における住宅の耐震化率は90.4%となります。

本市では、旧耐震基準で建築された既存木造個人住宅の耐震診断の支援および耐震改修等に補助金を交付しています。耐震診断は今年度38戸で実施され、平成17年度から現在までの実績は744戸となっています。また、耐震改修等について、今年度は耐震改修2戸、建替4戸の計6戸が実施をされ、平成17年度から現在までの実績は256戸となっています。

次に、市道や橋梁の強靱化に向けた取り組み状況についてです。

笛吹市橋梁長寿命化計画に基づき、大規模災害時において橋梁が損壊した場合に社会的影響が大きい、跨線橋、跨道橋、橋長100メートル以上の橋梁および孤立化防止橋梁などの重要な橋梁31橋を対象に計画的な補修、耐震補強を進めています。

また、市道整備においても、大規模災害時における救援や物資輸送の確保を目的に災害に強い道路網の構築を進めています。

これまでの進捗については、令和6年度までに15橋の耐震補強を完了しており、令和7年

度には、市道1-10号線万年橋の耐震補強が完了する予定です。

次に、避難所の機能強化の取り組み状況についてです。

令和5年7月に内閣府から示された「指定避難所における防災機能設備等の強化の推進」では、非常用発電機、飲料水、ガス設備、断水時のトイレ対策、冷暖房機器、通信設備の充実強化を推進するよう示されています。

本市では、学校体育館や社会体育施設の多くを指定避難所としていますが、世界的な気候変動の影響で年平均気温が上昇をし、熱中症の危険性が高まっている中、いずれの施設も空調設備を備えていません。指定避難所は市民の皆さまが一時的に避難生活を送る場であり、一刻も早く環境改善を図る必要があります。

空調設備の設置にはランニングコストを含め、多額の費用がかかりますが、何より優先すべきは市民の皆さまの命と健康です。今後市では、学校体育館および社会体育施設に順次空調設備を設置をし、指定避難所の機能強化を進めます。

それに伴い、令和7年度は、最適な断熱改修や空調設備、工期等の検討に入り、各施設の断熱性状況調査を実施します。

また、令和8年度は、福祉避難所として指定している石和清流館に、大規模改修と併せて空調設備も整備する予定です。

指定避難所の機能強化に向けた現在の取り組み状況としては、各指定避難所防災備蓄倉庫にポータブル発電機、カセットコンロ、携帯トイレ、石油ストーブ、扇風機を配備、拠点備蓄倉庫に可搬式のハイブリッド発電機を配備をし、飲料水として、500ミリリットルのペットボトルの保存水による備蓄と、飲料水兼用耐震性貯水槽により飲料水を確保しています。

通信設備としては、防災行政無線移動系無線機、災害時有線電話を配備し、孤立のおそれのある芦川町には、衛星携帯電話を配備しています。

下水道の耐震化の進捗に合わせ、指定避難所へのマンホールトイレの整備も進めています。

また、発災時には、災害協定を締結しているリース会社から、仮設トイレ、スポットクーラーおよび発電機の提供を受けます。

次に、家屋やブロック塀の倒壊に対する通学路の安全確保についてです。

本市では、通学路の安全確保に向けた取り組みを推進するため、関係機関による推進体制の構築や合同点検に関する基本方針をまとめた「笛吹市通学路交通安全プログラム」を策定しています。このプログラムに基づき、関係機関が緊密に連携をし、毎年1回合同点検を実施しています。通学路周辺の建物やブロック塀などで倒壊の恐れがある箇所については、地権者に対して安全確保の協力を依頼しています。危険個所の改善がすぐに叶わない場合には、通学路の変更も含め安全対策を行っています。

次に、災害が発生した場合の災害廃棄物のストックヤードの確保に関する取り組みについてです。

市では、令和5年9月に災害廃棄物処理行動マニュアルを策定し、市内の公園や広場等10カ所を災害廃棄物の仮置場候補地に位置付けています。候補地の被災状況を確認をし、使用可能と判断した場合は、仮置場として選定します。なお、必要に応じて地元関係者と土地の利用に関する協議を行うこととしています。

続きまして、地区要望事業についてのご質問のうち、まず、過去5年間の要望件数および事業実施済の件数についてです。

令和元年度は要望件数385件に対して事業実施済件数は120件、令和2年度は419件に対して138件、令和3年度は506件に対して135件、令和4年度は594件に対して189件、令和5年度は607件に対して231件です。

次に、未実施要望のその後の対応についてです。

未実施となった要望については、2月に送付された回答内容を行政区において精査をし、再要望提出の適否を判断していただきます。

翌年度、再要望がなされた案件については、その時点における周辺状況や環境の変化を確認するため、再度、現地確認を行い、必要性や緊急性などの優先順位付けを行います。その結果、優先順位が高くなった場合は、事業が実施されることとなります。

次に、事業実施の可否の基準についてです。

担当課では、市内全域を対象に、現地を確認の上、実施の必要性、緊急性などに応じて優先順位付を行っていきます。

なお、令和4年度からは、要望の件数が特に多い農林土木課および土木課においては、実施の必要性、緊急性などの11項目を点数化した評価基準の結果に基づき、実施の可否を判断しています。

次に、令和7年度における事業実施件数および事業費についてです。

令和7年度には、令和6年度に提出された672件の要望に対して、286件を事業実施する予定であり、その事業費は約4億3千万円です。

そのうち、農林土木課および土木課の事業費については、これまで予算の上限を設けた上で優先順位をつけて予算化していましたが、評価基準導入後は、予算の上限を撤廃し、一定の評価を超えた要望については、全件を予算化しており、評価基準反映以前の令和4年度と比べて、1億2,207万円増額の2億5,500万円としております。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○8番議員（落合俊美君）

どうもありがとうございました。

数多くの質問に的確に答弁していただきましたので、質問はありませんが、いくつか要望させていただきます。

まず1点目でございますけれども、市税についてのうち、収入未済額については、税の公平性から極力不納欠損にならないよう努力をしていただきたいと思います。

2点目、市民の健康管理について、65歳以下の方へのインフルエンザ予防接種助成については、先進事例について研究しますとの答弁でございましたので、研究していただき、数年後には良い答えを期待しております。

3点目、温泉の利用料金ですけれども、リニューアルオープン後はできるだけ統一した料金設定が望ましいと思います。

最後に、地区要望の件ですけれども、軽微な案件については支所に一定の予算を計上し、支所に対応することも可能だと思いますので、検討をしていただきたいと思います。

人口減少や物価高騰など、市町村を取り巻く環境が厳しい中でございますけれども、山下乡

長を中心として職員一丸となり市民生活向上に向け努力をお願いいたしまして、私の代表質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、清心会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を午後2時40分といたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

煌・フォーラム21、山本茂貴君の質疑および質問を許可いたします。

山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

煌き・フォーラム21の山本でございます。

議長の許可をいただきましたので、会派を代表して質問をさせていただきます。

まず、今年1月18日に発生した大蔵経寺山の山林火災においては、消防職員、消防団、消火活動に携わられた多くの皆さまに、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

また、今回かぶる質問もあると思いますが、よろしく願いをいたします。

通告に従い、質問に入らせていただきます。

令和7年度当初予算について、お伺いいたします。

令和7年度当初予算案が上程され、一般会計当初予算額は、令和6年度当初予算と比べて29億6,030万円の増額となりました。これは、少子高齢化や人口減少対策、公共施設の改修、災害対応など、様々な課題に対応するための積極的な予算案だと感じているところでございます。そこで伺います。

(1) 当初予算額が前年と比べて増額となる中で、歳入において増額となったもの、またその増額要因は何か伺います。

(2) 性質別分類で増加した歳出項目は何か。またその要因を伺います。

(3) 令和7年度の重点事業のうち、新規事業の内容とその予算額を伺います。

次に、消防団員の処遇改善について伺います。

今年1月18日に発生した大蔵経寺山の林野火災では、出動消防職員249人、消防団員638人、消防庁ほか他県からの応援、自衛隊によるヘリコプターでの消火活動など、15日間に渡る消火活動が行われ、2月1日にやっとのことで鎮火に至りました。延べ35.1ヘクタールと大きな面積を焼失しましたが、消火活動に当たられた方々、そして消火活動を支援してくださった方々のご尽力のおかげで、幸いにもけが人や建物への被害がでませんでした。今回の林野火災などのような大規模な災害時には、専門的な消防職員のほか、地域防災で重要な役割を担う消防団員などの協力が必要不可欠となります。

現在、市では「防災新時代命を守るまちづくり」として、地区防災計画の策定支援や災害に備えたインフラ整備など、防災・減災・強靱化に向けた様々な取り組みをされています。

さらに、令和3年4月に国から発出された「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知を受け、消防団員の処遇改善にも取り組んでおられます。市ではこれまでの年額報酬に加え、階級に応じた出動報酬の個人口座への支払い、消防団員数を削減し、削減分を機能別団員で補うこと、消防団の運営に必要な経費を市が予算化することとし、消防団運営交付金を廃止しました。

災害の多発化・激甚化が進む中、消防団に求められる役割は益々多様化していくことが想定されます。消防団の処遇改善の取り組みを進め、団員数の確保や地域防災力の一層の充実強化を図っていく必要があると考えます。そこで伺います。

(1) 消防団の団員報酬について、国の基準額は年3万6,500円となっておりますが、現在笛吹市では年2万円としています。団員報酬のベースアップは考えているのか伺います。

(2) 消防団員の出動報酬のベースアップは考えているのか伺います。

(3) 消防団の要望によるスキルアップのための研修会等の費用を計上するような考えはあるのか伺います。

次に、消防本部の職員体制について伺います。

先ほどお話しました大蔵経寺山の山林火災において、1月23日におおむねの火災がおさまり、1月24日には消防職員20人と消防団員68人によるジェットシューターでの消火活動が行われました。大蔵経寺山の西側からは、甲府地区消防本部の消防職員による消火活動が行われ、そのときの職員数は200人だったそうです。本市の消防本部と甲府地区消防本部では組織規模に差はあるにせよ、これだけの人数がいれば消防団員が出動しなくてもよい体制なのだなど感じたところであります。

一方、消防本部の救急活動に目を向けますと、昨今、救急車の出動回数が年々右肩上がりに増えており、令和4年度が3,849件、令和5年度が4,277件、令和6年度が1月までに集計ですが4,402件とすでに昨年を上回っている状況です。これだけ出動回数が増えていると、職員の負担もかなり多くなっているのではないのでしょうか。

現在、笛吹市の消防本部の職員数が幹部合わせて99人、東山梨消防本部が115人、甲府地区消防本部が344人となっております。

そこで伺います。

(1) 救急出動が急増していますが、現状における課題とその課題への対応状況について伺います。

(2) 消防本部の職員数は何を基に決めているのか伺います。

(3) 今後、消防本部の職員数を増員する考えはあるのか伺います。

次に、市内の救急受入体制について伺います。

年々増えている救急出動の話をしてきましたが、現在、市内の医療機関のうち、入院治療が必要と判断された重症の救急患者を受け入れる二次救急医療として、笛吹中央病院、石和共立病院、一宮温泉病院、富士温泉病院の4つの病院があります。何が理由かまでは分かりませんが、この4病院への救急搬送率は43.5%となっており、あまり高い数値ではありません。

当然、市外にある専門的な病院でしか治療できないケースなどもあり、一概に市内の医療機関への搬送がよいというわけではありませんが、住んでいる場所に近い医療機関に搬送したほうが、救急患者の負担も減りますし、患者が入院した場合にその病院に通う家族の負担も軽減されるものと思います。そこで伺います。

(1) 市内の病院への搬送率が低い理由を伺います。

(2) 市内の病院への搬送率を上げたほうが良いと考えているのか伺います。また、もし考えているとしたなら、それに対する施策はあるのか併せて伺います。

次に、フレイル予防について伺います。

高齢者人口が増加する中、高齢者がいつまでも元気に活動し、家族や友人、地域の方々とながら、社会参加しながら毎日を送るためには、フレイル予防が重要とされています。

市長は3期目の所信表明において、「誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、高齢者の心と体の健康を保ち、いきいきと社会に参加していただくためのフレイル予防を強化する」と述べられました。そこで伺います。

(1) フレイル予防で期待される効果は何か伺います。

(2) 現在どのような取り組みをしているのか。また課題はあるのか伺います。

(3) 今後、フレイル予防の強化に向けて新たな取り組みは考えているのか伺います。

次に、AIデマンド交通「のるーと笛吹」について伺います。

昨年1月から御坂町西部、八代町と芦川町の全域、石和町の一部の地域で実証運行を行ってきたAIデマンド交通「のるーと笛吹」について、市では令和7年度から本格運行に移行することとしています。令和7年度は、実証運行の運行エリアに加えて、石和町、御坂町、春日居町の全域、令和8年度は一宮町、境川町の全域に運行エリアを拡大予定です。これにより、市民の方が、もっと自由に、好きな時間に、行きたい場所まで移動できるようになり、市民の利便性が大きく向上するものと思います。そこで伺います。

(1) のるーと笛吹の現時点における利用者数、利用が多い年齢層、どのような目的で利用される方が多いのか伺います。

(2) のるーと笛吹を多くの方に利用していただくためには積極的な広報が必要だと思いません。現在、利用者増に向けてどのような取り組みを行っているのか伺います。

(3) のるーと笛吹の運行日は月曜日から土曜日、運行時間は午前8時から午後6時までとしていますが、今後、市民からの要望等に応じて、運行日や運行時間を拡大する考えはありますか。

次に、市営温泉について。

市では、いちのみやももの里温泉、みさかの湯、なごみの湯、やまゆりの湯の4施設について、計画的に改修、改築を行うこととしています。私も含め、多くの市民の皆さまが関心を寄せており、リニューアルを楽しみにしています。市民の憩いの場としてだけでなく、賑わいの場にもなると思います。

については、リニューアル後に各施設をどのように活用していく予定なのか伺います。

次に、新学校給食センターについて伺います。

市では、児童生徒に安全で美味しい給食を安定的に提供するため、御坂、八代、境川、芦川地区の小中学校を対象とした新学校給食センターの建設を計画されています。食物アレルギーにも対応し、子どもたちの健やかな成長につながる取り組みであると思います。建設予定地の地域住民をはじめ、各学校、保護者などにも丁寧に説明を行う中で、着実に取り組みを進めていきたいと思えます。そこで伺います。

(1) 現在、各学校ではどのように食物アレルギー対応を行っていますか。また、新学校給食センターの建設によって、それがどのように変わるのか併せて伺います。

(2) 新学校給食センターの建設に向けた現在の取り組み状況と今後のスケジュールについて伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 (神宮司正人君)

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長 (山下政樹君)

煌・フォーラム21、山本茂貴議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、令和7年度当初予算についてのご質問のうち、まず、前年度と比べ歳入において増額となったものおよびその要因についてです。

増加した歳入は、市税12億4,744万円増加しています。これは、景気の回復が見込まれることや令和6年度に実施された個人住民税の定額減税が縮小されることによるものです。

また、国庫支出金が11億6,189万円増加しています。これは、児童手当の支給対象者が18歳までに拡大されたことや私立保育園等の施設整備、生活保護世帯の医療扶助費の増加などによるものです。

さらに、寄附金が5億72万円増加しています。これは、ふるさと納税寄附金の寄附総額を36億円と見込んだことによるものです。

次に、性質別で増加した歳出項目およびその要因についてです。

性質別の歳出では、扶助費が10億4,437万円増加しています。これは、支給対象者が18歳までに拡大されたことによる児童手当の増加、公定価格の改定などによる施設型給付費の増加、報酬改定や利用者数増加等による障害児通所支援給付費の増加などによるものです。

また、積立金が5億471万円増加しています。これは、ふるさと納税寄附金の寄附総額を36億円と見込んだことにより、まちづくり基金積立金の増加などによるものです。

さらに、公債費が4億7,008万円増加しています。これは、10年前に借り入れた合併特例債の借り替えに伴う元金償還金の増加などによるものです。

このほか、普通建設事業が4億1,966万円増加しています。これは、消防共同指令センター整備負担金の増加、いちのみやももの里温泉改築工事の増加などによるものです。

次に、重点事業のうち、新規事業の内容とその予算額についてです。

令和7年度の重点事業39事業のうち、新規事業は14事業です。

主な新規事業として、フレイル予防推進事業に194万円を計上しました。これは、高齢者の社会参加と健康維持増進を促進するとともに、スマートフォンなど情報通信技術の利用を促すため、スマートフォンの習慣化アプリを活用したフレイル予防に取り組みます。

さくら温泉通り歩道整備事業に9,900万円を計上しました。老朽化したウッドデッキを撤去し、温泉街の雰囲気を損なわず観光客の利便性を高めるため、歩道を整備するものです。

新学校給食センター建設事業に3,105万円を計上しました。これは、御坂、八代、境川、芦川地区を対象とした新たな学校給食センターを建設するため、令和7年度は設計業務を実施します。新学校給食センターは、令和10年度中の供用開始を目指しています。

公営企業会計では、災害時応急給水計画策定事業に1,760万円を計上しました。これは、災害や事故等により水道施設に被害が生じ通常の配水ができなくなった場合に、迅速かつ円滑な応急対策活動が実施できるよう、有事の際における具体的な業務手順や方法を定めた、災

害時応急給水計画を策定するものです。

続きまして、消防団員の処遇改善についてのご質問のうち、まず、年額報酬および出動報酬の見直しについてです。

令和3年4月の国からの通知を受け、令和4年度に全消防団員を対象としたアンケート調査結果を踏まえ、「消防団活動のあり方」「負担の軽減」「出動報酬の創設と報酬の支払い方法」などについて、消防団幹部と協議を重ね、現在の報酬額は、令和5年度から運用をしています。

また、県内の同規模の他市における消防団員条例定数は、南アルプス市人口7万1,720人、条例定数800人、甲斐市人口7万6,369人、条例定数620人、本市人口6万6,867人、条例定数1,747人と倍以上の団員数です。

このため、今後、部の統合や消防車両の配備、施設の整備を含めた「笛吹市消防団のあり方に関する総合的な計画」を作成し、併せて年額報酬、出動報酬の見直しを進めていきます。

次に、研修会に係る費用の計上についてです。

消防団活動に必要な備品購入費、消耗品費、施設・車両の修繕費等については、消防組織法第8条により市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならないと示されており、市が予算化しています。

研修会に係る講師や資料などの費用、参加した団員への出動報酬は、市で予算措置していません。

続きまして、消防本部の職員体制についてのご質問のうち、まず、救急出動に関する課題と対応状況についてです。

令和6年度中の救急出動件数については、人口規模が同程度の南アルプス市消防本部は3,691件、東山梨消防本部は3,328件であるのに対し、本市は4,402件と1千件程度多く、1隊の救急隊が1日の勤務で出動した最多件数は13件となっています。

そのため、出動する職員の労務管理が課題となります。労務管理の対応状況については、出動が多い救急隊においては、1件当たり3時間を超えて出場をした場合や、1日の勤務で件数が10件を超えた場合には、救急隊の出動順を変更するなど、職員の負担軽減に努めております。

また、救急医療機関の受入れについて「処置困難」、「処置中」および「ベッド満床」等の理由による受入れ体制の逼迫が課題であり、帰署まで最長6時間19分を要した事案もあります。

救急医療機関の受入れの対応状況については、市内の救急医療機関には笛吹市救急業務連絡会議を開催して課題を共有するとともに、消防本部と健康づくり課で各救急医療機関を回り、受入れについて直接協力を依頼しています。

次に、消防本部の職員数の基準についてです。

消防本部の職員定数については、市町村の実情に即した消防体制の整備に必要な施設および人員について国が示す「消防力の整備指針」を踏まえつつ、本市の人口や災害発生件数などの基礎的なデータを基に定めています。

次に、消防本部における職員数の増員の考えについてです。

消防職員数については、国の「消防力の整備指針」に基づき、地域の実情に即して増員するため、令和3年4月に「笛吹市職員定数条例」における消防職員の定数を90人から99人に改正しました。これまで職員の年齢の平準化や計画的採用を鑑み順次増員を行ってきており、現在、事務職員を含め99人を確保しています。

今後も社会情勢等の変化を踏まえ、適切な職員数について検証を続けていきます。

続きまして、市内救急受入体制についてのご質問のうち、まず、市内の病院への搬送率が低い理由についてです。

山梨県峡東保健所地域保健課が令和6年4月に行った「救急業務における二次救急患者搬送件数調査」によると、市内で発生した救急患者が市内の医療機関に搬送された率は45.2%で、半数以上が市外の医療機関に搬送されています。市外に搬送された理由は、「市外のかかりつけ医療機関に搬送」が38.3%で最も多く、次いで「市内の医療機関で収容ができない」が33.1%、「救命救急センターへの搬送など、より高度な治療が必要な患者の搬送」が7.4%となっています。

市内の医療機関への搬送率が低い理由については、搬送件数に対して、4カ所の救急告示病院の規模が比較的小さく、診療科や設備、医師等のマンパワーが限られているため、特に夜間や休日の受入れが困難な場合が多いことが原因と考えています。

次に、市内の病院への搬送率に対する考えについてです。

傷病者ができるだけ速やかに、必要な検査や治療を受けることができるためには、市内の医療機関で対応が可能な患者の搬送率を上げる必要があります。

市では、市内4カ所の救急告示病院と意見交換会を開催して課題を共有するとともに、消防本部と健康づくり課で各医療機関を回り、搬送受入れについて直接協力を依頼しています。

まずは休日の市内搬送率を上げるために、救急告示病院と協議を行い、令和7年度上半期の休日夜間救急診療病院当番表の見直しを行いました。

なお、県では、医師の働き方改革による救急告示病院の負担軽減に向けて、今後広域的な二次救急医療体制の見直しを検討するとしているため、動向を注視しております。

続きまして、フレイル予防についてのご質問のうち、まず、フレイル予防で期待される効果についてです。

フレイルとは、健康と要介護状態の間の心身が弱っている状況のことです。フレイル予防を実践することで、要介護や死亡のリスクが低下すること、健康寿命の延伸につながるなど、認知症やうつ病の予防につながるなどが期待されています。また、健康寿命が延伸することで、医療費や介護給付費が抑制されることも期待されます。

次に、現在取り組んでいる内容と課題についてです。

各地区で高齢者が気軽に集まり、体操や趣味活動を行う「通いの場」において、医療専門職やフレイルサポーターが指導をし、自分の今の健康状況を確認できるフレイルチェックを行っています。また、各種団体の集まりやイベントに出向きフレイル予防について説明するなど、市民への周知に努めています。併せて地域の健康づくりの担い手として活躍する市民ボランティアであるフレイルサポーターを養成しており、令和6年度までに70人のフレイルサポーターが誕生しました。

一人でも多くの市民の皆さま方にフレイル予防に興味を持っていただき、市民が自主的にフレイル予防を実践できるような仕組みづくりが課題であると考えます。

次に、フレイル予防の強化に向けた新たな取り組みについてです。

これからは、より広くフレイル予防を周知するため、温泉施設や商業施設など多くの人が集まる場所でフレイル予防イベントを開催をします。

また、新規事業としてスマートフォンの習慣化アプリを活用したフレイル予防事業を実施し、

フレイル予防、介護予防、認知症予防等に加え、高齢者のデジタル・ディバイドの解消につなげたいと考えています。

さらに、食生活改善推進員とフレイルサポーターによる「フレイル予防レシピ」を開発し、市民を対象とした調理実習、試食会などを開催する予定です。

将来的には、笛吹市オリジナルフレイル予防体操を開発したいと考えています。

続きまして、のるーと笛吹についてのご質問のうち、まず、利用状況についてです。

令和6年1月15日に実証運行を開始してから令和7年1月末までの約1年間で、利用者数は1万1,387人です。利用の多い年齢層は、65歳以上の高齢者が55%を占め、そのうち80歳代が23%と最も多くなっています。主な利用目的は、通院、買い物など日常生活の移動手段として利用する方が多く、JR石和温泉駅で電車に乗り継いで市外に行かれる方も多くみられます。

次に、利用者を増やす取り組みについてです。

実証運行を開始した当時から、利用者を増やすためには市民への周知活動が最重要と考え、市ホームページや広報紙に記事を掲載するとともに、運行エリアの全域を対象に利用ガイドを全戸配布しました。

また、全行政区を対象に、地域の公民館等で出張説明会を実施しており、実証運行を開始した昨年度は、御坂、八代、芦川地域で44回、今年度は、令和7年4月から運行エリアを拡大する石和、春日居地域で39回の説明会を計画をし、順次実施しています。

さらに、利用者本人への周知だけでなく、地域で高齢者等を支援する民生委員、長寿包括支援センター、社会福祉協議会、市内の病院等とも連携をし、地域ぐるみで「のるーと笛吹」の利用を促進する環境づくりにも取り組んでいます。

次に、運行日や運行時間の拡大についてです。

これまでに実施したアンケートや説明会においても、運行日や運行時間の拡大について、多くのご要望をいただいています。しかし、「のるーと笛吹」は、タクシー事業者をはじめとする交通事業者と共存しながら市民の移動手段を確保することを前提に運行しており、運行日や運行時間の拡大は、交通事業者への影響が懸念されることから、現時点では難しいと考えています。

続きまして、市営温泉についてです。

いちのみやももの里温泉およびみさかの湯は、市民の憩いの場や観光客が気軽に立ち寄れる場として、多くの方に幅広くご活用いただける施設です。

ももの里マラソン大会や桃源郷春まつりなどの各種イベントと連携した活用も継続していきます。

なごみの湯およびやまゆりの湯は、高齢者の健康保持と福祉の増進を目的とした福祉施設であり、高齢者や障がい者の方々をはじめ、多くの市民の皆さまにご利用いただける施設です。改修後は、健康教室や介護教室などの実施を検討し、利用の促進を図っていきます。

また、なごみの湯については、身体が不自由な方や乳幼児のいるご家族が、個室でゆっくり入浴できるよう家族風呂を設置しているので、気軽にご利用いただきたいと思います。

なごみの湯は福祉避難所に、みさかの湯とやまゆりの湯は指定避難所に指定されているため、災害時には市民の皆さまが避難生活を送る施設としても活用をします。

山梨県内で最大規模を誇る石和・春日居温泉郷を有する本市にとって、市営温泉を含めて、

温泉は重要な地域資源であり、魅力の一つであります。石和・春日居温泉郷は、昭和36年にぶどう畑から高温の湯が沸き誕生した「青空温泉」から始まり、それ以降目覚ましい発展を遂げ、今では全国でも屈指の温泉郷としてその名が知られています。本市の発展を支えている柱の一つでもある「温泉」の持つ力を改めて見直しをし、果実や四季折々の自然など、本市の様々な地域資源と掛け合わせ、魅力を高め、市のさらなる発展につなげていきたいと考えています。

この度の市営温泉のリニューアルもその取り組みの一環に位置付け、リニューアル後は、市民の皆さまはもちろんのこと、観光客の方々にも多く利用、親しんでいただけるよう、PRを強化していきたいと思えます。

続きまして、新学校給食センターについてのご質問のうち、まず、食物アレルギー対応についてです。

市では、食物アレルギーを持つ児童生徒が給食の時間を安全かつ楽しく過ごすとともに、お弁当を作る保護者の負担軽減を図るための、アレルギーの原因食物を除去した給食を提供していくこととしています。

現在、市内小中学校19校のうち17校でアレルギー除去食を提供しています。境川小学校および芦川小学校では施設の改修ができないため、献立の工夫をしたり、アレルギーを持つ児童には、お弁当を持参していただいています。

市が計画している新学校給食センターの建設により、境川小学校および芦川小学校を含む市内小中学校19校で食物アレルギーに対応した除去食の提供ができるようになります。

次に、新学校給食センター建設に向けた現在の取り組み状況と今後のスケジュールについてです。

御坂学校給食共同調理場、八代学校給食センター、境川小学校および芦川小学校の給食調理場は、老朽化が著しく、修繕の対応が増加しています。特に、境川小学校、芦川小学校の給食調理場は、現在の学校給食法による衛生基準を満たしておらず、また、アレルギー除去食への対応もできていない状況です。

市では、これらの地域の児童生徒に、安全安心の給食を提供するため、4つの給食調理施設を統合した新学校給食センターを建設することとしました。

建設場所は、施設が配置可能な市有地であり、各学校までの配送時間、インフラの整備状況、災害の危険性が低い場所等の条件を考慮し、八代町南地内の八代南森之上多目的広場および市営八代森之上住宅跡地としました。

今年度は、保護者や教職員等の学校関係者、地域の皆さまに建設内容などの説明会を実施し、ご理解をいただいています。

今後のスケジュールは、令和7年度に厨房機器の選定や設計業務等、令和9年度から令和10年度にかけて建設工事を行い、令和10年度の3学期から稼働する予定です。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

丁寧なご答弁ありがとうございました。

時間があれば再質問、また再々質問と聞きたいことは山ほどあるのですが、本日は質問はこ

こまでといたしまして、一つ意見を述べさせていただきます。

市長も施政方針の中で、南海トラフ巨大地震が発生する確率が上がり、リスクが高まっているとの発言をされています。

大規模災害に備えるため、防災新時代、命を守るまちづくりを掲げ、防災減災強靱化の取り組みに注力するともおっしゃっております。

自助・共助・公助の中で、消防団の役割というものは、共助と公助の両方の側面を持った非常に大切な役割だと考えております。

若者たちが市のため、地域のためという思いで参加しております。一生懸命な若者のモチベーションを下げるような施策だけは決してしてほしくないと願うところでございます。

また、笛吹市内にはホテル等もたくさんあり、大規模災害が起こったときに、果たして今の常備消防の人数で足りるのかという不安もあります。

消防本部には適正な配備をぜひともお願いしたいと思います。

われわれ会派は、市民の皆さまの幸せのためにと常に考えて活動しております。改善できるものは改善していただき、前向きな検討をぜひともお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、煌・フォーラム21の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後3時30分といたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時30分

○議長（神宮司正人君）

再開をいたします。

次に、公明党、中川秀哉君の質疑および質問を許可いたします。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

議長の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして代表質問を行わせていただきます。

今回、4つの質問をさせていただきましたけれども、それぞれ会派ともども同じ内容となっております。

時間が限りがありますので、簡潔明瞭に質問させていただきたいと思っております。

今回、質問に当たりまして、笛吹市のホームページの中で、第二次福祉総合計画、これにつきまして、本年、令和7年度が最終年度ということでございます。

これを踏まえて、次の第3期の総合計画に当たり、この最終年度をどういう計画にするのかということで、1問目の質問をさせていただきたいと思っております。

令和7年度予算編成における重点政策についてでございます。

これに先駆けまして、第1期の総合計画の評価でございますけれども、前期、後期とごさい

ますが、前期では目標の約50%、後期におきましては、39.6%ということで、全体で45%の達成率だったということでございます。いよいよ第2期の最終年度となりますので、これから皆さまの評価をいただく中で、それ以上の内容となることをご期待申し上げます。

その中で、山下市政第3期における取り組みの中で、令和7年度当初予算概要の中で、39事業、64億767万円のうち主な重点政策など市長のご見解をお伺いいたします。

続きまして、本年1月の林野火災から学ぶ今後の防火対策と消防団員の対策についてお伺いいたします。

これにつきましては、約15年前、平成20年12月に、やはり大蔵経寺山の東側、特に笈形焼きが焼失したということでもありました。鮮明に覚えております。そのときも大変な状況でございましたけれども、本年1月、再びやはり同じ場所で、大蔵経寺側で火災がございました。これに学ぶ中で、周辺の林野火災をどう消火していくかということが大事かと思っております。これについての市の取り組み、また今回、初期消火に当たって、消防団、また消防本部、職員の皆さま、また市の職員の皆さま、また関係団体の皆さまには、大変ご尽力をいただきました。ここで感謝を申し上げたいと思っておりますけれども、この初期消火活動がやはり急務ということ、先ほども質問の中でもあったかと思っておりますが、近隣市におきますと、消防団員の出動の人数も少なくなってきたということ、また近年が雨が少ない中での冬季ということで、乾燥しているということの中で、やはり防火の注意喚起が必要になるかと思っておりますので、それについて、そしてまた初期活動が早ければ早いほど面積が狭くなることと同時に、人家、また財産を守ることににも寄与すると思われまますので、それについてもどのような取り組みをされるのか、お伺いをさせていただきます。

3つ目といたしまして、やはり本年1月、道路陥没事故、これは埼玉県で起こりました。また近年、全国各地でも起きております。本市におきましても、河川の流出で道路が陥没したということも以前ございました。こういった中で、特に公共インフラを中心とした維持管理についての状況について、お伺いをいたします。

特に埼玉県八潮市交差点でありました下水道の破損、これにつきましては、改めて本市内の整備されている上下水道管をはじめ、市が維持管理する公共インフラ整備事業の進捗状況と財源確保など、また今後の課題と展望を市長のご意見をお伺いいたします。

最後に、長引く物価高騰に伴う市民の消費拡大・事業者の景気刺激対策についてお伺いいたします。

本当にコロナ禍を過ぎた状況ではございますけれども、なかなかこの経済状況は良くなっていないという状況の中、また長引くガソリンの価格や米価高止まりなどで、物価高の影響は、市民の家計を圧迫している状況でございます。本市といたしましても、長引く物価高騰の影響で疲弊する市民への個人負担の軽減や消費喚起、そして市内の中小企業、また個人事業主への事業支援を目的に、国の地方創生臨時交付金などを活用して消費拡大や、また景気刺激対策等の早期実現など市長のご見解をお伺いしたいと思っております。

以上4点、よろしくお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

公明党、中川秀哉議員の代表質問にお答えをします。

はじめに、令和7年度予算編成における重点政策についてです。

令和7年度は39事業を重点事業に位置付けています。主な事業として、市民の憩いの場である、いちのみやももの里温泉、みさかの湯、なごみの湯、やまゆりの湯の市営温泉4施設について、計画的に改築等を実施します。いちのみやももの里温泉は、令和8年1月のリニューアルオープンに向けて改築工事を進めており、いちのみやももの里温泉改築事業に5億3,649万円、みさかの湯は、実施設計業務を行うため、みさかの湯改修事業に1,360万円を計上しました。なごみの湯は、令和7年10月のリニューアルオープンに向け、改修工事を実施しており、やまゆりの湯は、温泉棟の解体等を行うため、春日居福祉会館やまゆりの湯改修事業に3,798万円を計上しました。

また、AIデマンド交通「のるーと笛吹」について、これまでの実証運行から本格運行に移行するため、AIデマンド交通事業に1億333万円を計上しました。令和7年度は、石和町、御坂町、八代町、春日居町、芦川町での運行とともに、令和8年度からの一宮と境川町を含めた市内全域での運行に向けた準備を行います。

さらに、これまで市内で開設されていなかった「児童発達支援センター」について、民間事業者による施設の開設を支援するため、児童発達支援センター設置支援事業に1億2千万円を計上しました。

このほか、物価の高騰に賃金の上昇が追いついていない状況を鑑み、小中学校や保育所等の給食費無償化を実施します。無償化に係る経費は総額4億3,977万円です。

続きまして、本年1月の林野火災から学ぶ今後の防火対策と消防団員の待遇改善についてです。

本市では、林野火災を含む火災予防啓発について、市のホームページや広報紙等への火災予防啓発記事の掲載、消防庁舎への火災予防標語横断幕の設置、火災予防運動イベント期間中や年末年始における、市内商業施設での店内啓発放送や消防車両からの防火広報を実施しています。

林野火災は、一旦発生すると大規模化し、市民生活の安全を脅かす大きな原因となることから、これまでの予防啓発に加え、出前学習会における防火対策のメニューの充実や、市の公式SNSを活用した情報発信、入山者の多い場所に林野火災防止標識を設置するなど、市民の皆さまに接する機会を最大限利用して、防火意識の高揚と防火対策の強化を図っていきます。

消防団員の待遇改善については、令和3年4月の国からの通知を受け、令和4年度に全消防団員を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、「消防団活動のあり方」「負担の軽減」「出動報酬の創設と報酬の支払い方法」などについて、消防団幹部と協議を重ねました。

令和5年度から、基本消防団員を3割削減をし、その3割削減分を機能別消防団員で補い、地域防災力を維持するとともに、これまでの年額報酬に加え、出動報酬を創設をし、出動時間に応じて団員の個人口座に支給をしています。

今後、部の統合や消防車両の配備、施設の整備を含めた「笛吹市消防団のあり方に関する総合的な計画」を作成をし、併せて年額報酬、出動報酬の見直しを進めます。

続きまして、本年1月の道路陥没に学ぶ本市の公共インフラ維持管理の状況についてです。

埼玉県八潮市の下水道管は、周辺12自治体の汚水を集約した流域下水道の幹線であり、口

径が475センチメートルの大口徑管路です。この管は昭和58年に供用が開始され、40年が経過していました。

本市の下水道管については、総延長が約401キロメートルで、その多くは腐食に強い塩化ビニール製の口径20センチメートル管を使用しており、最大口径の管でも70センチメートルです。今回の事故を踏まえ、主要な幹線の点検を進めています。

管渠の耐震化については、緊急輸送路等に敷設された管渠の54%が耐震化されており、今後も社会資本整備総合交付金を活用しながら計画的に進めていきます。

水道については、現在市内に敷設されている水道管延長約700キロメートルのうち、11.6%に当たる約81キロメートルが耐震化されています。今後も、企業債による借入金を活用しながら耐震化を進めていきます。

道路、橋梁については、災害に強い道路網の構築のため、緊急輸送路や主要幹線道路の整備を進めていきます。特に、橋梁は、破損した場合に社会的影響が大きい跨線橋など重要な橋梁31橋を計画的に補修、耐震補強を行い、令和6年度までに15橋の対策が完了しています。

インフラの整備に当たっては、国の補助金などを適切に活用した財源確保が不可欠です。施設の不具合を未然に防ぐために、経年による機能・性能の劣化を回復させる修繕を行う「予防保全」を適切に行うとともに、ドローンやAI画像診断の活用による効率的でコストを抑えた点検の実施を検討し、施設の長寿命化を図っていきます。

なお、市内には、山梨県が管理する峡東流域下水道の最大口径が180センチメートルの下水道管が敷設されており、今回の事故を受け、目視による点検を行っています。

続きまして、物価高騰に伴う市民への負担軽減、消費拡大などの景気刺激対策についてです。

物価高騰は、エネルギー価格や原材料費の上昇など、国際的な経済環境の変動に起因したものであり、本市のみならず全国的な課題となっています。そのため、本市独自の施策でこれらの根本的な解決を図ることは難しく、本来、国の責任において積極的に対策を講じるべきであると考えています。

しかしながら、長引く物価高騰は市民生活に大きな影響を及ぼします。このため市では、国や県の交付金を活用する中で、市独自の取り組みとして、保育所等や小中学校における給食費無償化、0歳から2歳の子どもがいる世帯に対する臨時給付金の支給など、より家計に大きな影響を受ける世帯への負担軽減策に取り組んでおります。

景気刺激対策については、これまでその時々状況に応じて、消費喚起キャンペーンや商品券事業などを実施し、地域活性化につなげてきました。甲府財務事務所によると、現在、「県内経済は持ち直している」とされており、さらに個人消費に関してもスーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストアなどの販売額などは前年を上回り、観光・宿泊も回復しているとされています。

現時点では消費拡大に関する新たな取り組みの考えはありませんが、引き続き、市民への負担軽減策も含め、社会経済情勢、国や県の動向を注視し、その時々に応じて必要な施策を実施してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

今回の代表質問に先駆けまして、昨年12月18日に市長のもとに、毎年年末になりますが、新年度予算の要望をさせていただきまして、今回13回目になりました。

ちょうど第1期の総合計画の後期に当たるところから始まりました。

そういう中で真摯に受けとめていただきまして、今回も給食費の無償化をはじめ、また20日の市長の施政方針の中にもありましたけれども、石和の清流館はじめ、社会福祉会館、また防災の拠点となる学校の体育館、先ほども答弁にあったと思いますけれども、これについても進めていただけるということで、力強いご答弁をいただきました。ありがとうございました。

私たち公明党といたしましても、身近な諸問題からですね、市政にとってしっかり着実に市民の皆さまに喜んでいただける、あって当たり前だというふうに言っていただけるような政策をこれからも提案をさせていただきたいと考えております。

そうした中で、一点だけ、市長をはじめ、また行政の皆さまにお伝えしたいことがあります。

これは、コロナ禍の中で、いわゆる小規模事業者の方々が多かったことなんですけど、今、賃金の上昇ということで、いわゆる一人親方の会社、個人事業主の方のところに働いている方を、やはりお休みをさせながら給料を上げていかなければいけないということで、なかなか手元に資金がないということで、政府の資金を調達しようとするんですけども、どうしてもこれには期間がかかると。やはり商工会、また市の受付から金融機関、そして信用保証協会まで行くと最短でも3カ月かかってしまう。

そうすると、なかなかすぐに、「せいのおさあ」ができないということで、少し高くても組合や金庫の金利の高い資金を調達しなければいけないということがあります。

できればこの3カ月を、例えば1カ月半でも1カ月でも早めてもらうような政策を、ぜひこれは市からも訴えてもらいたいということがありました。

今、市の中では消費税の負担について、商工のほうでやっただいていてと認識しておりますけれども、そういった観点で、今後、資金の部分につきましても、できるだけ使い勝手のいい対応を今後していただければと思っております。

これは本当に、特に一人親方の奥様がですね、この会計課の金庫番でございますので、この皆さまが本当に今、金融機関の窓口のところまで一生懸命戦いながら、この生活を維持しているというふうに向っております。

ぜひともお受けとめていただきながら、また進めていただければと思います。

簡単でございますけれども、以上で代表質問終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、公明党の質疑および質問を終了いたします。

次に、マツモト・ヒグチ、樋口滝人君の質疑および質問を許可いたします。

樋口滝人君。

○1番議員（樋口滝人君）

代表質問のトリを務めます。会派、マツモト・ヒグチを代表して、1番、樋口滝人です。

今月70歳を迎えました。

家族はケーキをくれませんでした。

市長の長時間にわたるご答弁、お疲れさまでございます。

私からは9項目の質問をさせていただきます。

一つ目、上下水道企業会計の財務内容につきまして、上下水道行政は市民の生命環境に直接関係する重要な市の施策です。

ご存じのとおり、特別会計は地方自治体が経営主体の独立採算を基本とした企業体です。

しかしながら、現状は企業会計ですが、市民からの使用料金収入だけでは賅えないことは明白で、一般会計からの補助金などを追加して決算しています。

特に下水道関係会計は、市民からの使用料収入より一般会計からの拠出のほうが上回っているという依存体質になっています。

このままではいつまでたっても独立採算制にはほど遠い会計をしなければならなくなります。

このままでいいのか、あるいは何らかの措置を講じて少しでも将来予測して、いつどのようになったら値上げに踏み切るのか、定量的かつ具体的な説明を求めます。

また、単に値上げだけでも解決できないとすれば、一部事務組合など水道の広域化など企業形態の根本的なレジームを改変する必要があると思いますが、起死回生の案があればご提示ください。

全国の自治体では、水道事業の6割、下水道事業の8割が料金収入で運営費を賅えないという採算割れの結果が出ています。

これら事業は税金に頼らない独立採算制が原則で、今年度以降、経営の立て直しに値上げに踏み切る自治体は全国で3割を超えるそうです。引き上げ幅は20から30パーセントの率が多いそうです。

水道管の老朽化、政府は経営基盤を強化するために、市町村の枠を超えた広域化と事業統合を促しています。

人口減で長期的に収入が減る見通しの中で、これからの笛吹市上下水道事業審議会の役割は、私たち市民の台所事情を左右するとともに重要な役割を果たしてくれると期待しています。

委員は16名、区長会から6名、環境指導員1名、農業委員長、商工会長、旅館組合長、民生児童委員代表、男女共同参画2名、有識者として市役所OB、それに山梨学院大から1名の構成メンバーです。市民が納得できる審議会のご判断をお願いし、質問させていただきます。

2番目、山廬の扱いです。

山廬について質問いたします。飯田蛇笏・龍太のお住まいであった山廬についてですが、令和5年8月に飯田家の末裔である直系卑属の方が山下市長に対して直接口頭で買い取りの希望したことは事実であります。

この点に関して、私が発行するまちづくり新聞の山廬に関する記事で、事実とは一部相違がありました。関係各位にご迷惑をおかけしたことを、この場をお借りしまして、謹んでお詫びを申し上げます。

それでは質問に入ります。

市長は、飯田家より依頼を受けた時期の直近の令和6年度の予算編成で用地測量427万円および当該不動産の鑑定評価186.6万円、合計613万6千円を当初予算に盛り込みました。専門家に委託したとのことですが、その成果表や鑑定金額の結果を教えてください。

また、令和7年度の当初予算には含まれていませんが、将来有償で買い取る予定はあるのでしょうか。

また、今後、山廬に対してどのようなケアを市として続けていくのか、ご返答ください。

この原風景と歴史ある施設を俳句のふるさととして永久に保存するための対策は、決しておろそかにしてはならないと思います。保存する手立てをぜひとも考慮していただきたいのです。例えば、私案ですが、飯田家には大変恐縮ですが、無償譲渡していただき、指定管理委託を山廬文化振興会に任せるとが考えられます。ご見解をいただきたいと思います。

3番、サッカー場を主体とする多目的広場の行方。

この件は計画が終了したのではなく代替地の検討等を進めていると聞いていますが、石和町小石和の清流公園近くに誘致する案はいかがでしょうか。

当該地の付近は、スコレーセンターを中心に文化スポーツの施設が集積している場所です。

ハザードマップでは浸水区域に指定されていますが、富士川町が設備した富士川右岸の河川敷にできた素晴らしい陸上競技場やサッカー場を見たことがありますか。あそこは川の高水敷にある施設です。都市公園事業として国の認可を受け、国土交通省から河川敷を無償で借り受け、約十億円の事業費で来年度の完成を見る予定です。事業費の2分の1、5億円は国の補助で造られています。

万が一、高水敷きまで水が付いた場合、移動できるものはコンパクトに撤去できるようにしてあるとのこと。

これらを考慮に入れて、国県の補助とか利用できるものはしていただき、小石和の地に誘致することをお勧めします。

ハザードマップで問題ありとすれば、現在の市役所もリフォーム予定している清流館など多くの公共施設は移動しなければなりません。なぜこの小石和近辺が適地かという、まとまって希望する施設の面積を確保できる土地があることに尽きます。ただし、地権者の同意が必要であることも必須ですが、一度、お考えに入れてもいいかと思いますが、ご所見を伺います。

4番目、新庁舎建設について。

耐震補強したとはいえ、老朽化し分庁舎の弊害、職員の手狭な職場環境、市民の集う場所、駐車場の使い勝手の悪さ、DX環境に照らして、新たに市庁舎を、サッカー場を中心に計画して頓挫した御坂町国衙付近に建てるという構想は持ち合わせていませんでしょうか。

合併して20年、AI技術の進歩で市民が市役所に出向く機会が減る一方、市職員の減数もある中で、職場環境の整備、またハザードマップの浸水区域に指定されていることから、市役所の新たな建設を考慮する時期に来ていると思います。

新天地には広い駐車場を確保できることや、外周をジョギングできるアンツーカーの施設にすることなど、市民の利用しやすい場所であること、当然市民からも歓迎される市役所の移転問題、ここいらで俎上に載せてもいいのかもしれないかもしれません。ご所見を伺います。

5番目です。水道料金につきまして、0から20立方メートルのΦ13ミリの水道使用料金は一律2,589円です。20立方メートル以上の利用は、ほぼ使用量に比例して賦課徴収されます。この0から20立方メートルの間に5立方メートル単位で利用料金に差をつけることは可能でしょうか。

老朽化が著しい本市の水道管も、全延長720キロのうち34%に当たる管が40年が経過しております。今後も資本的支出の増大が見込まれる昨今ですが、20立方メートルまでの使用者は全世帯の3割を超えるそうです。爪に火を灯して、風呂も炊事での水の使用も節約されて生活されている市民も大勢いらっしゃる中で、この20立方メートルまで使用料金が同一と

いうのは理解できないのではないのでしょうか。

ちなみに甲府市水道料金は0立方メートルが1,110円、1立方メートル増えるごとに60円加算され、20立方メートル使用すると2,310円となり、本市に比べると280円ほど安い設定になります。

近い将来、料金改定があるとするなら、ぜひ料金体系の見直しを検討していただくことは可能でしょうか。

6番目の質問に移ります。新入小学校児童ランドセル、新入中学校生徒の制服に関してです。

ランドセルも中学校の制服も保護者の収入に関係なく無償で配布できるように。令和6年度の小学校入学児童数444名、中学校の入学生徒数497名入学されたそうです。

例えば、韮崎市では、内藤市長が先頭を切って提唱しましたランドセルに似たモンベル製のワンパックという背負いカバン定価で1万5千円だそうです。実際は協定を結んでいまして、もっと安価な値段で供給をされているそうです。

また、このカバンが必要ないという子どもには1万円の現金を支給しています。

それからが新入中学用生用の制服についても、1着平均5万円を超えるものですので、一括購入するなどして無償で支給されたらいかがでしょうか。

ランドセル無償支給の自治体は、茨城県が44市町村のうち15市町村、全国で無償支給をする自治体が10カ所に上っています。また、中学校の制服では、東京都品川区で8年度から無償支給の予定です。これが施行されましたなら、市の子育て事業にかなり貢献し、市民の評価は格段に上がると信じてますが、ご所見を伺います。

7番目の質問です。合併特例債につきまして、笛吹市が合併して20年が過ぎようとしています。

政府が当市へも合併特例債の発行を許可しました。

合併特例債は95%の充当率で、合併後の対象事業に使用でき、債券の償還額のうち合併した市町村は3割だけ負担すればよく、残り7割は国が負担するという好条件の優遇措置となっております。

これら特例債を利用して、合併に関してどのような利用の仕方をされたのか、また、その費用対効果はどう評価されているのか、また、各年度ごとの未済の償還残高はいくらか教えてください。

8番目です。石和温泉駅を中心にした活性化策はということですが、

1番目、県道石和温泉停車場線のホテル慶山から国道20号線までの無電柱化の予定はありますか。

2番目、石和北小から山梨中銀石和支店への道路2車線化の予定はありますか。

3番目、山梨英和大学と石和温泉駅をつなぐ定期バスの運行は。

現在バスの定期路線もありますが、残念ながら市内に存在しない大学などの学生の動線を市に誘導する施策も活性化のためには必要と思われます。

4番目、駅前商店街の活性化策は。

駅前のお土産屋さんや、観光案内の営業時間が限られていること、駅前広場の足湯の老朽化、イオン石和店の客数が減っていること、しまむらの撤退など、駅付近のにぎわいを演出するまちづくりは過渡期に入っています。こちらへんでぜひ活性化策をご検討があるとすれば教えてください。

最後になります。9番目、DX関連事業の地方債発行可能に伴うAI活用で事務の簡素化を図りたい。

次の項目をご検討いただきたい。

政府は地方財政法を見直し、DX関連の地方債の発行ができるようにしています。住民の利便性向上や地域の課題解決につながるシステムの導入のため、地方債の発行が可能になり、返済期間は5年、5割を交付税で手当とする。

これらを利用して、ほかにも子育てに関する行政手続きのDXで出生届など、オンラインでできるようにして市民の負担を軽減する。現在、本市では書かない窓口が好評ですが、行政内の効率化につながるさらなる窓口対応時間を減らすことが急務ですので、1番目、ごみの分別を支援するナビの利用、ごみの分別方法を検索できるLINEでの対話型アプリの導入をお考えください。

2番目、保育所の選考事務。

保護者の申請書から家庭状況を判断し、保育所を割り振るシステムの導入をお考えいただきたいという、2つのお願いであります。

以上、9点質問をさせていただきます。

よろしくご回答をお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

マツモト・ヒグチ、樋口滝人議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、上下水道企業会計の財務内容についてです。

公営企業は独立採算が原則とされていますが、本市では、合併当初から赤字額を一般会計からの補助金等に頼っている状況であります。

料金改定を行う前に、まずは最大限の経営努力を図るべく、これまで、水道料金や下水道使用料徴収事務の民間委託や収納率向上に向けた滞納整理の強化、公営企業会計の導入など、様々な取り組みを行い、経営改善に努めてきました。しかし、エネルギーコストや原材料価格高騰の影響などから上下水道の維持管理費は増加しており、依然として一般会計からの補助金等により赤字を補てんしている状況が続いています。

一方、市では、平成29年7月、笛吹市上下水道事業審議委員会から、独立採算による健全な経営に少しでも近づけていくため、2段階で料金改定を行うこととの答申が示され、市では、平成30年4月に合併後初の料金改定を行い、基本料金および従量料金を24.7%引き上げるとともに、4年後の令和4年度に改めて20%の引き上げ改定を行うこととしました。しかしその後、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済や市民生活に大きな影響が生じたことから、上下水道料金を3年間据え置くこととし、改定を見送っています。

今般、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、感染症の状況は落ち着きを見せていること、改定を延期してきた3年の期間を経過することなども踏まえ、2月10日、笛吹市上下水道事業審議委員会において、改めて上下水道料金の改定について検討に入りました。

今後は、審議委員会の答申を踏まえ、料金改定について検討を進めていく予定です。

経営改善の努力を行ってきた中での料金改定の検討となりますが、今後も改善すべき点があれば、検討、実施をし、経営改善に努めてまいります。

なお、事業の広域化や民営化については、様々な課題もあることから、国の指針や先進地の事例を踏まえ、引き続き研究していきます。

続きまして、山廬の扱いについてです。

現在、用地測量業務および不動産鑑定評価業務の結果等を参考に、今後における方向性を検討しているところですので、この段階で、不動産鑑定評価業務の結果をお答えすることは、差し控えたいと考えます。

なお、貴重な山廬を後世に引き継ぐために必要な支援などについては、市の方向性が決まった後に、検討していきます。

続きまして、芝生グラウンド整備事業についてです。

現在、既存の社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考え方を踏まえ、既存グラウンドに清流公園みどりの広場を加えて、施設ごとに各競技に対応した質の高い競技環境を整備するための環境方針を検討しています。

早期の整備を望む市民の意見があることから、できるだけ早く具体的な整備方針をお示しするよう進めていきます。

続きまして、新庁舎建設についてです。

本庁舎については、合併直後は既存の旧役場庁舎を利用していましたが、新庁舎の建設や既存施設を活用した機能集中化にするか、庁内検討会を立ち上げ、検討を重ねるとともに、議会へ説明を行いながら、平成18年に、旧峡東病院を大規模改修し、現在の場所で既存の庁舎を利用することが決定しました。

平成19年度に市民窓口館の耐震化改修、平成24年度に本館の耐震化改修、分室の建設、平成25年度に市民窓口館の立体駐車場の建設、令和元年度に本館駐車場整備、本館擁壁補強、令和2年度に市民窓口館・保健福祉館電源装置改修および令和3年度に本館電源装置改修等で、26億円という多額の事業費をかけ長寿命化を行ってきたので、当面の間は、現在の庁舎を利用します。

続きまして、水道料金についてです。

水道料金は、使用する水量に関係なくかかる「基本料金」に、使用した水量に応じて発生する「超過料金」などを加えた金額となっています。

ご質問の一律2,589円という金額は、水道料金の基本料金にあたる部分です。水道料金における基本料金は、利用者への給水義務を果たすための水質検査、メータ設置、メータ検針、料金収納などに要する固定的な費用を賄うために、水道を使用しない場合でもすべての利用者へ共通して負担をお願いする料金です。

固定的にかかる経費を賄うことができるように設定するもので、20立方メートル以下の使用料を細分化することは基本料金の考え方から適さないものと考えております。

続きまして、新入小学校児童ランドセル、新入中学校生徒の制服無償化についてです。

ランドセルについては、児童や家庭の希望が多様であり、一律配布は難しいと考えます。実際に背負いカバンを無償配布した自治体でも希望する家庭は半数に満たなかったと伺っています。加えて、祖父母からの贈り物としての側面や、児童の個性を尊重する観点もあることから、現時点では一律の無償配布やオリジナルの作成は考えていません。

中学校の制服については、各中学校でデザインや仕様、また、利用している業者や価格が異なることから、現時点では一括購入や無償配布は実現が難しい状況です。

現在、中学校では夏季のポロシャツの導入や制服の選択肢の拡充について検討を進めております。今後も、ランドセルを含め児童生徒や保護者の意見を踏まえながら、よりよい対応を研究していきます。

なお、就学に伴う経済的負担が大きい児童生徒の保護者に対しては、「笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱」に基づき、小学校で約5万7千円、中学校で約6万3千円を支給し、ランドセルや中学校の制服の購入など、教育費の一部として援助をしております。

続きまして、合併特例債についてです。

合併特例債については、新市建設計画に基づき、砂原橋掛替事業や石和温泉駅周辺整備事業など道路整備等の合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う事業、石和中学校校舎・給食棟改築工事などの小中学校の改築や改修、農業基盤整備等の合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う事業、市役所本館改修工事やごみ処理施設の建設等の合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するための統合整備事業、御坂浄水場や境川浄水場の建設等の合併後の増嵩経費に対する一般会計から企業会計への出資、笛吹市地域振興基金の造成に活用をしました。

合併特例債は、充当率が地方負担分の95%、交付税措置率が元利償還金の70%と、国の財政措置が非常に高い地方債であることから、積極的に合併特例債を活用したことで、少ない負担で新市の基盤整備を行うことができたと評価しております。

各年度の償還残高は、平成19年度分1億3,332万円、平成20年度分5,928万円、平成21年度分9,728万円、平成22年度分6,428万円、平成23年度分1億783万円、平成24年度分8億668万円、平成25年度分10億4,168万円、平成26年度分16億6,841万円、平成27年度分21億1,555万円、平成28年度分14億8,032万円、平成29年度分11億1,344万円、平成30年度分15億3,438万円、令和元年度分7億2,078万円、令和2年度分8億3,036万円、令和3年度分11億648万円、令和4年度分2億4,460万円、令和5年度分4億2,614万円です。

続きまして、石和温泉駅を中心とした活性化策についてのご質問のうち、まず、県道石和温泉停車場線のホテル慶山から国道20号までの電線地中化についてです。石和温泉駅から国道20号までの区間は県道と市道が含まれており、国道411号の石和温泉入口交差点から北側が県道石和温泉停車場線、南側が市道1-9号線です。

県道石和温泉停車場線の石和温泉駅から平等川にかかる石和橋付近までの区間は、市の区画整理事業により電線地中化が完了しています。

石和橋から石和温泉駅入口交差点までの区間は、山梨県が令和4年度から整備を進めています。なお、市道1-9号線は電線地中化の予定はありません。

次に、石和北小から山梨中央銀行石和支店への道路市道1-5号線の2車線化についてです。

本事業については、令和6年度に基本設計が完了し、現在、地権者の皆さまに対し個別に事業説明を行っている段階です。今後、地権者の皆さまの合意が得られ次第、詳細設計や用地補償調査などを順次実施していく予定です。

次に、山梨英和大学と石和温泉駅をつなぐ定期バスの運行についてです。

山梨英和大学、石和温泉駅間の定期バスについては、山梨交通株式会社が運行する山梨英和

大学を經由して敷島営業所と石和温泉駅を結ぶ路線バスが、石和温泉駅方面に11便、甲府方面に12便運行しています。

次に、駅前商店街の活性化策についてです。

石和温泉駅周辺には、大型ショッピングセンター、お土産店、飲食店などがあり、観光客や地元の方々が多く訪れており、最近では、石和温泉駅を利用して笛吹みんなの広場のイベントに訪れる方も多く見られます。

笛吹市観光物産連盟では、石和温泉駅を中心としたグルメマップを作成し、駅案内所で配布し、周遊を促しているところです。

今後も、商工会や民間事業者などと連携しながら、本市の玄関口のひとつである石和温泉駅前の賑わい創出してまいります。

続きまして、DX関連事業の地方債発行可能に伴うAI活用で事務の簡素化についてのご質問のうち、まず、ごみの分別を支援するナビの利用についてです。

AIを活用した対話型のごみ分別アプリは、ごみとして出す物の本来の品名が分からず、あいまいな表記で質問して、AIが文章全体の意味や類似する品名を総合的に判断して適切な分別方法を案内してくれたり、写真をトーク画面に送るだけで分別方法等が提示されたりするなど、適切な分別方法を簡単に検索でき、ごみ分別の推進に向け、導入している自治体もあります。24時間体制で住民からの個別の質問に柔軟に対応することができ、環境保護および職員の事務負担軽減という2つの重要課題に対する効果が期待できます。また、多言語化にも対応しており、外国人も含め、誰もが気軽に利用できるツールとなります。

今後、先進自治体を参考に、その導入効果や課題なども含め、研究していきます。

次に、保育所の選考事務についてです。

保育所の入所選考は、多くの自治体において膨大な手間と時間を費やしており、事務を効率化しつつ、いかに素早く、公平に選考を行うのが課題となっています。

このような背景から全国の自治体の中には、AIを活用した入所選考を行っている自治体もあり、事務の効率化による職員の負担軽減のほか、選考結果通知の早期化など住民サービスの向上につながっている事例があります。

一方、本市では、毎年300人程度の児童の保育所入所選考を行っており、世帯の構成や保護者の就労状況などから保育の必要性を点数化し、市内28の保育所等へ振り分けを行っています。複数の職員が慎重に確認をし、多くの時間をかけながら選考事務に当たっています。

このような状況を踏まえ、現在本市では、先進自治体の事例を参考にすることで、AIを活用した入所選考システムの導入に向けて、検討を進めております。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口滝人君。

○1番議員（樋口滝人君）

市長におかれましては、丁寧なご説明ありがとうございました。

2点ほど、質問ではないですけど、意見も言わせていただきたいと思います。

山廬の鑑定評価額がまだ不明であるとか、ちょっと残念だったなと正直思います。また、いづれ評価を発表していただくとお思いますので、期待をさせていただきます。

それから、サッカー場につきましては、やはり市民の皆さんにいろいろ伺いますと、ぜひ造っていただきたいという方が、私の知り合いで結構いらっしゃるので、早くというか、早期にまとめて発表していただければというお願いでございます。

新庁舎につきましては、荒唐無稽な話でもありません。大きなお金を合併特例債を使うということはよく承知をしておりますが、いずれ何十年か先ぐらいにはまたそんな話も出てくると思いますけれども、昔、何十年も前にこんな質問もあったなというくらいでいいと思います。

それからですね、大体大体お答えは想像したとおりでありましたので結構だと思います。

最後にですね、私どものマツモト・ヒグチという会派は、いわゆるおじいさんと孫娘のような会派でありまして、ただ目的は市民の皆さんのウェルビーイング、これをぜひ図っていきたいという一助にしたいという気持ちで2人で結成をさせていただきました、ぜひ議員諸兄あるいは行政の皆さんにおかれましては、温かく見守っていただき、いろいろなご助言をいただければというふうにお問い合わせ申し上げまして、代表質問、トリを務めました。ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、マツモト・ヒグチの質疑および質問を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

次の本会議は明日2月29日、午前10時から再開をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時23分

令和 7 年

笛吹市議会第 1 回定例会

2 月 2 8 日

令和7年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和7年2月28日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第2号—議案第43号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	新 開 晴 彦	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	佐 藤 直 規	公 営 企 業 部 長	佐 藤 み の り
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 市長提出議案「議案第2号」から「議案第43号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 市政一般についての「一般質問」を行います。

今定例会へは、7名から14問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

議員におかれましては、議会基本条例会議規則先例集申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間といたし、通告者の質疑および質問が全て終了した後となりますので、ご承知を願います。

それでは通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可いたします。

18番、渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

質問に入ります前に、本年1月18日に発生しました大蔵経寺山の林野火災につきまして、消火に関する全ての方々に感謝申し上げます。

また、消防団の方におかれましては、寒風の中、長きにわたり、本当に率先して火災に当たって消火に当たってくださり、敬意の念と感謝の思いでいっぱいでございます。

大変にありがとうございました。

それでは、議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

はじめに、婚姻届の記入例見直しについて。

民法750条の規定では、結婚時に夫婦のいずれかが姓を改め、「夫婦同姓」とすると定めら

れています。しかし、実際には約95%の夫婦が夫の姓を選び、妻が改姓しています。

また、自治体の婚姻届の記入例では、「婚姻後の夫婦の氏」を夫側にチェックを入れ、夫側を選択しているケースが圧倒的となっています。これにより、ジェンダーバイアスがかかってしまうことになり、無意識的にかかってしまいます。それにより妻の氏の選択の余地が奪われてしまうことにもなりかねません。

他の自治体の記入例では、「婚姻後に名乗る氏を2人で決めてチェックをしてください」とのコメントのみで、どちらにもチェックは入れないものがあります。

そこで、本市における婚姻届の記入例も、夫婦の氏が「夫、妻」のどちらでも選択できることが理解できるように見直しされるべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

新開市民環境部長。

○市民環境部長（新開晴彦君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

届出の記入例は、様式への記入方法を例示したガイドラインであり、必要事項の記入漏れや記入誤りを防ぐとともに、円滑な書類作成を支援し、手続きの不備を低減することを目的としているものです。

特定の事項への誘導を意図しているものではありませんが、議員がご指摘するようにですね、感じられる方もいらっしゃるようですので記入例の見直しを検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

よろしく願いいたします。

それでは、2点目としまして、市職員の新しい働き方、緊急一時的の「子連れ出勤」導入について。

茨城県つくばみらい市は、職員の子育て支援および多様な働き方を推進するため、緊急一時的に利用することができる「子連れ出勤」を2023年7月より試験実施し始め、職員が自分の子どもや孫を連れて出勤する「子連れ出勤」制度を2023年12月より本格導入しております。

試験実施した際のアンケートをもとに、対象年齢を拡大したり、「利用促進期間」を設けたりして、子育て世帯の職員がより一層働きやすい環境を整えています。

全職員向けのアンケートでは、「職場の雰囲気明るくなった」「同僚との会話が増え、人間関係が良くなった」など、6割以上の人から肯定的な意見が述べられ、また利用者からも緊急時に制度があると安心して働けるとの声が上がっていたことを踏まえて、市はこの本格導入に踏み切ったそうです。

託児所は設けず、それぞれの部署のオフィスや会議室で、職員自身が子どもの世話をしながら実務を行います。

対象は、窓口業務を除く二つの庁舎の教育委員会等や保健福祉センター、市民センターなどに勤務する職員。それ以外の職場で「子連れ出勤」を実施したい場合には、所属長、総務課長協議の上対象とすることができます。

対象児童は、小学校6年生まで、学校などが長期休業に入る夏休み、冬休みには「利用促進期間」を設け、原則半日（4時間程度）は理由を問わず利用することができます。

これまで、子どもが原因のトラブルは起きていないそうです。職員および子どもが体調不良でなく、感染症等に起因する保育園、幼稚園、児童クラブ、その他の託児施設の一時的な閉鎖を除く振替休園等、また普段の保育者である配偶者や、祖父母等の用事のため一時的に保育者が不在となる場合等です。災害時にも役立ちます。共働き世帯が増える中、緊急時だけでも制度として設けることが重要ではないかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

渡辺清美議員の一般質問、市職員の新しい働き方、緊急一時的「子連れ出勤」導入について、お答えをいたします。

職員が子育てに伴い緊急一時的な対応が必要となった場合、本市では、小学6年生までの子どもがいる保護者を対象に、緊急一時的に子どもの預かり援助を利用できるファミリーサポートセンター事業があります。この事業は、保育所等の開始前や終了後に子どもを預けること、放課後または学童保育終了後に子どもを預けること、保護者の冠婚葬祭、傷病、通院等急用のため、少しの間、子どもを預けることができる事業です。

また、市内の保育所等では、生後6カ月以上の就学前児童を対象に、一時的に児童を預かる一時預かり事業を実施しております。この事業は、保護者の就労、資格取得、職業訓練等により保育が断続的に困難となる場合、保護者の傷病、入院、冠婚葬祭等で緊急一時的に保育が必要となった場合などに利用することができる事業です。

このような事業を利用することができるほか、本市職員は年次有給休暇を取得することができます。

職員の子連れ出勤の導入については、他の自治体の動向を注視していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

18番、渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

2問目の質問についてですけれども、事情によってはどこかに預ける、市長さんは、本当に子育て支援でいろんな施策を、いっぱい出しておられます。本当に高く評価を公明党としましてもしております。今後ともよろしく願います。

様々なところに預けること、それはとてもありがたいことで、今、働く人たちがほとんどですから、本当に重要なことだと思います。

でも中には、時と場合によっては、自分の手元に置いておかなければならない事態が出る場

合もございます。様々なことが人生起きますので、そういった場合に、やはり自分の子どもを少しでも側にいて、働くときに短時間でもいいですから置いておかなければならない。

そういうこともいろんな方々の人生の中で起きた場合、ぜひそれを制度として緊急時だけでも置いていただければありがたいなと感じております。

また、この制度は今、国のほうでも、いろんなNPOの方たちがそれを啓蒙しておりますけれども、まずは市が大きい団体の市のほうでやっていただいて、全体的には、国全体としまして、会社、各勤め先がこういうことを導入して、全ての人が働きやすい子育てに応援する、そういう社会を目指すように一歩ずつ、今進んでいるところでございます。

どうかぜひそのことも考えていただきながら、また先導として見本を見せていただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

大変にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

次に通告に従い、三枝賢治君の質疑および質問を許可いたします。

2番、三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

煌・フォーラム21の三枝です。

議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行います。

まず、子育て支援事業について質問いたします。

「旅先に会ひしらは語りたる目見輝かせ未来の夢を」

本年歌会始めにおいて天皇陛下が詠まれた歌です。昨年、能登半島沖地震のお見舞いのほか、訪問各地の子どもたちが将来の夢をいきいきと話す様子を嬉しく思い、歌に詠まれました。

笛吹市は人口減少、少子高齢化が進行しており、子どもの数は年々減少しています。また、現在子育てされている方々は、共働き世帯やひとり親世帯など、様々な環境下で子育てをしていると思います。

そのような中、山下市長は3期目の所信表明において、新たに「「笛吹子どもまんなか」みんなで育むまちづくり」として、誰もが安心して子育てができるよう、子育て支援をさらに強化していくとしています。

そこで質問させていただきます。

(1) 共働き世帯等が増加している中、以前にも増して仕事と育児を両立しやすい環境づくりが求められており、学童保育はその一翼を担っていると思います。そこで学童保育について伺います。

ア. 現在、学童保育を利用している子どもの人数および利用率はどの程度なのか。

イ. 学童保育時間が下校時から午後6時30分までとされていますが、終了時間を午後7時30分まで延長することは考えているのか。

ウ. 学童保育を利用するにあたり、保育料として毎月2千円から3千円、8月は5千円がか

かるが、学童保育料を無償化にすることは考えていないのか。

(2) 現在、笛吹市には児童館が6施設あります。各施設では18歳未満の子どもが自由に利用し、遊びを通じ健全な育成を図っており、そのほかにも親子で参加できるイベントの開催や子育てに関する相談など、幅広く子育て支援を実施しています。また、児童館は虐待の未然防止、いじめや不登校などの困難に直面する子どもたちの支援にもつながると思います。そこで児童館について伺います。

ア. 現在、児童館の利用者数はどのくらいか。また、年齢別の利用者数の統計はありますか。

イ. 市内には、石和地区、御坂地区、一宮地区、八代地区、境川地区、春日居地区にそれぞれ1施設ずつ児童館が設置されています。その中で石和地区の児童館は石和町中川にあります。児童生徒数の多い石和富士見・西小のエリア、石和北・南小のエリアにも児童館の建設が必要だと思いますが、市の考えを伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

田中子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（田中暁子君）

三枝賢治議員の一般質問にお答えします。

まず、学童保育についてです。

学童保育を利用している子どもの人数および利用率については、令和7年1月31日現在、学童保育クラブの利用登録者は1,016人で、市内小学生児童3,045人に対する割合は33.4%となっています。

終了時間の延長については、昨年度、市内の子育て世帯を対象に実施した子ども子育てに関するニーズ調査では、一部の保護者から終了時間の延長についての希望がありました。今後、市内の学童保育クラブ運営事業者からも状況を聞き取る中で、現状と課題を整理し、研究していきます。

学童保育料の無償化について、学童保育クラブの開設に当たり、国の基準では利用児童1人当たりの面積をおおむね1.65平方メートルと定めていることから、その基準面積を確保するため事前登録制とし、利用する児童数を把握した上で学童保育クラブを設置しています。学童保育クラブの利用料を無償化した場合、登録だけで実際には利用しない児童が増え、待機児童が発生することも懸念されることから、現時点において利用料の無償化は考えていません。

なお、本市の学童保育クラブの利用料は、周辺自治体と比較しても安価であり、また住民税非課税世帯等に対しては減免制度を設け、低所得の家庭の保護者に対しても利用しやすいよう対応しています。

次に、児童館についてです。

児童館の利用者数、および年齢別の利用者数の統計について、令和5年度の利用者数は、はなぶさふれあい児童館が4,958人、御坂児童センターが7,699人、一宮児童館が4,853人、八代児童センターが1,425人、境川児童館が5,291人、春日居児童センターが1万5,459人で市内6カ所の児童館を合計すると3万9,685人です。

また、年齢別の利用者数の統計はありませんが、年代別の利用者数とその割合は、乳幼児お呼びその保護者が1万871人で約27%、小学生低学年が1万6,102人で約41%、小学生高学年が1万478人で約26%、中学生、高校生を含めたその他が1,107人で約6%

となっています。

富士見小・石和西小のエリア、石和北小・石和南小のエリアへの児童館の建設について、石和町内では、過去に富士見小学校、石和西小学校のエリアに児童館建設の計画がありましたが、建設にまで至らなかった経過があります。

施設の建設については、今後必要性について研究していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

丁寧な答弁、ありがとうございました。

再質問ではありませんが、要望を述べさせていただきます。

人口減少が進む中、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整えていくためには、子育て支援の強化は必要不可欠なものだと思います。

その点、笛吹市では、山下市長の強いリーダーシップのもと、子育て世帯の負担軽減や子育て環境の充実など、着々と進められています。

学童保育については、小学生の放課後における子どもたちが安全安心に過ごせる場として、大変貴重な役割を担っています。しかし、保育所などと比べるとお迎えの時間が早いのが現状です。

子育て世帯の中には、子どもを学童保育に預けているものの、お迎えの時間に間に合わないことで仕事の時間をセーブしている家庭や、仕事を諦めている家庭もいると思います。

例えば、試験的に実施するとか、登録制にして実施するとか、様々な手法が考えられますので、ぜひ前向きに検討いただければと思います。

また、子育てには多くの出費が伴います。子育て世帯の負担軽減は喫緊の課題だと思いますので、学童保育の無償化についても併せてご検討いただけたら幸いです。

児童館についても、子どもたちの健全な育成というだけでなく、子どもが身近な地域の中で安全安心に過ごせる居場所の1つとして欠かせない施設であると思います。

児童生徒数の多い石和富士見西小エリアおよび石和北・南小エリアの建設も必要だと考えておりますので、再度検討していただきたいと思います。

学童保育も児童館も、市の将来を担う子どもたちにとってなくてはならない施設です。また、市の最重要課題と位置付けている人口減少対策としても必要な政策だと思います。今後の取り組みに期待しつつ、1つ目の質問を終了いたします。

次に、観光振興に向けた取り組みについて質問します。

本市は癒しと安らぎをもたらす「温泉」、日本一の収穫量を誇る桃やぶどうなどの「果実」、果実とともに根付いた「ワイン産業」、豊富な歴史が誇る「文化財」など、さまざまな地域資源を有しています。市では、これらの地域資源を最大限生かしつつ、市の主要産業の一つである観光振興を進めています。

また、山下市長は所信表明にあたり、インバウンド客の取込み強化やFUJIYAMAツインテラス経由で笛吹市に誘客する取り組みの強化などを図ると述べられており、今後も市の賑わい創出に向けて、様々な取り組みが行われていくものと期待しております。

そこで質問させていただきます。

(1) FUJ I YAMAツインテラスへの観光客は河口湖から若彦トンネルを通過して訪れ、再び若彦トンネルを経て河口湖に帰っていく客がほとんどです。笛吹市街に降りて来なかったり、石和温泉に宿泊しなかったりするものが現状です。市として、この現状を打破する解決策は考えておられますか。

(2) 現在、笛吹市内とFUJ I YAMAツインテラスを繋ぐバス等はありません。市内への誘客のためには、交通手段の確保に向けた取り組みが必要であると思いますが、市の考えを伺います。

(3) FUJ I YAMAツインテラスの往復シャトルバスは、富士山が最も綺麗な冬の時期は運休しております。冬の観光施策として「冬山散策ツアー」や「観光トレッキングコース」の整備はできないのか伺います。

(4) 桃やぶどうの「笛吹ブランド」は、農業振興だけでなく、シティプロモーションや観光振興にもつながるものと思いますが、現在の取り組み状況を伺います。

(5) 笛吹市を訪れる観光客の多くは、車やバス、鉄道等を利用して本市を訪れます。鉄道を利用される方が「石和温泉駅」に降り、一番初めに本市の景色を目にするのが石和温泉駅からの眺望となります。2階の窓越しに見える景色はとても綺麗です。石和の街並み、御坂山系から覗く富士山。春から秋にかけて色とりどりのバラ、冬はイルミネーションなど様々な景色を楽しむことができます。しかし、「温泉の街」「温泉郷」の景観がないのです。温泉というイメージや風情がないのです。駅舎も近代化され、モニュメントの石柱が立っていますが、いまいち温泉地の風情ではありません。温泉地の駅であるとアピールできるような工夫はできないのか伺います。

(6) 車やバスなどで訪れる観光客が利用する市道、および県道の舗装が老朽化しひび割れ、まるで「亀の甲羅」のようになっています。県道石和温泉停車場線、さくら温泉通り、ゆけむり通りなどかなり傷んでいて観光地としてのイメージダウンです。舗装の改修などの計画はあるのか伺います。また、改修の際には、風情ある石畳風に舗装し直せるのか合わせて伺います。石畳にすると予算がかかりますので、舗装に模様をつける工法があり安価で仕上がると思いますがいかがでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

三枝賢治議員の一般質問にお答えします。

まず、FUJ I YAMAツインテラス来訪者の本市への誘客についてです。

FUJ I YAMAツインテラスを訪れる観光客の本市への誘客については、温泉郷と桃・ぶどう日本一の郷であることを生かし、農業体験やフルーツ狩り、ワイナリー巡りと宿泊をセットにすることで、本市への滞在を促すことが必要であると考えます。

FUJ I YAMAツインテラスは旅行会社からも大変好評を得ており、今年度も数社がFUJ I YAMAツインテラスを経由して石和・春日居温泉郷へ宿泊するプランを実施しています。

今後もさらなる誘客に向けて、石和・春日居温泉郷を宿泊地として選んでいただけるよう魅力を伝えていきます。

次に、FUJIYAMAツインテラスの交通手段についてです。

石和温泉駅から芦川町への路線バスについては、令和6年3月をもって廃止となり、その後、民間バス事業者、石和温泉旅館協同組合が5月、10月、11月の土曜日、日曜日、祝日に石和温泉駅からリリーベルヒュッテまで試験的にバス運行を実施した経緯はありますが、定期便化にはつながっていません。

現在、試験的バス運行の内容を充実させ、路線バスとして石和温泉駅とリリーベルヒュッテを結ぶ直行便の運行を民間バス事業者に提案しています。さらに、旅行会社や石和温泉旅館協同組合、タクシー事業者とも交通手段の確保に向けた検討を行っています。

次に、FUJIYAMAツインテラスの冬季の活用についてです。

FUJIYAMAツインテラス周辺の冬山散策やトレッキングツアーについては、本市の素晴らしい自然を身近に感じてもらうことができる魅力的な体験であると考えています。

FUJIYAMAツインテラスを活用した冬季のオリジナルツアーの商品化に向けて3月に旅行者数社のツアー造成担当者が現地視察を予定しており、雪上トレッキングなど冬季期間の活用に向けた商品開発に取り組んでいます。

次に、桃、ぶどうの笛吹ブランドの観光振興への取り組み状況についてです。

令和4年7月の世界農業遺産認定を契機に、世界農業遺産活用事業を創設しました。桃、ぶどう等の収穫体験やワイナリーの見学を行い、市内の宿泊施設に10人以上で宿泊した方に対して1人当たり1泊1千円を助成し、宿泊客の増加を図っており、令和5年度には491人、令和6年度には928人が利用しています。笛吹市の観光情報発信サイトである「ふえふき観光ナビ」では、春の桃源郷の景色や旬のフルーツ狩り情報を配信し、本市が桃・ぶどう日本の郷であることをPRし、誘客につなげています。

また、インバウンド向け情報サイトの名称を「マウントフジ、ザピーチシティ」として、富士山の麓の桃源郷、果実郷としてPRしています。

今後も本市が誇る温泉と果実と合わせたプロモーションに取り組んでいきます。

次に、石和温泉駅における温泉地のアピールについてです。

石和温泉駅南口には、長野県の上諏訪駅や大分県の由布院駅同様に足湯が設置されており、温泉地の風情を演出しています。利用者の多くは旅館の送迎バスや電車の待ち時間などを利用する観光客であり好評をいただいています。

石和温泉駅では、南北自由通路に四季折々のイベントポスターを、エスカレーター上の展示スペースには懸垂幕の掲示を行い、観光地としてのPRに努めているところです。

今後は駅を利用する観光客に対して、より石和温泉郷の魅力が伝わるよう、改札正面に温泉情緒あふれる映像などが流せる大型モニターの設置も検討していきます。

次に、観光客が利用する市道、県道の舗装改修計画についてです。

県道石和温泉停車場線の舗装改修計画について、山梨県に確認したところ、同路線には電線地中化事業が予定されており、その進捗に合わせて検討するとのことでした。

市道については、長寿命化計画に基づき整備を進めており、さくら温泉通りについては、近津用水沿いの歩道に整備しているウッドデッキが老朽化しているため、令和7年度から3カ年計画で歩道整備を実施します。

ゆけむり通りについては、現時点で改修の計画はありませんが、引き続き、必要な対応を検討し道路維持管理を行います。

また、石畳風模様などの舗装については、地下埋設物の設置や修理などの復旧が困難であることに加え、舗装改修費用も通常の舗装改修に比べ、割高となることから、現時点では難しいと考えます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

丁寧かつ前向きな答弁ありがとうございます。

再質問はありませんが、意見を述べさせていただきます。

石和温泉駅は市の玄関口です。

現在も足湯の設置、ポスターや懸垂幕の掲示など、市の魅力を発信していただいているところ。石和温泉駅は大勢の利用客がおり、市の魅力をPRする絶好の場所であると思います。

例えば、北口の魅力度を高めるために、湯けむりを漂わせたり、鶺鴒のモニュメントを置くなどして、笛吹市の魅力を前面に出すような取り組みをしたらどうでしょうか。

さくら温泉通りについては、ウッドデッキの老朽化に伴い歩道整備の実施をすることで、石和・春日井温泉郷の魅力向上につながる取り組みの一つとして楽しみにしております。

言うまでもなく、観光振興は市の主要産業の一つです。

市では、これまでも、そして現在も様々な取り組みを行っていただいているところですが、笛吹市のさらなるにぎわい創出に向けて、今後の取り組みに期待しております。

以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、三枝賢治君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

続きまして、通告に従い、河野智子君の質疑および質問を許可いたします。

11番、河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

1問目、マイナンバー法等改定による短期保険証廃止後の取り扱いについてです。

2024年12月2日から紙の保険証の新規発行が停止され、マイナ保険証へ一本化されました。それに伴い、国民健康保険や後期高齢者医療制度において保険料や保険税滞納者に対して発行されていた短期保険証も廃止されることになりました。これを受け、国保税や後期高齢者医療保険料を滞納した人が、いきなり医療費「10割負担」を求められ、受診ができなくなるのではないかという懸念が出されています。

民主商工会には、国民健康保険の短期保険証の交付廃止に関するお知らせが届き、特別療養費の対象となり、医療費を窓口でいったん10割分ご負担いただくことになるとうるが、どう

ということかといった相談が寄せられているといたします。

全国商工団体連合会は、この問題を厚生労働省に確認し、一律機械的に特別療養費に切り替えるのではなく、3カ月に一度は通知で納付勧奨を行い、電話や訪問などで接触を図って特別な事情がないか確認するよう各自治体に呼びかけており、特別な事情がある場合は10割負担には切り替えないとの回答があったそうです。

以下伺います。

(1) マイナ保険証に一本化される前、本市では、短期保険証・資格者証の人は何人だったのでしょうか。

(2) 12月2日以降、短期保険証の人の保険証はどのようになっているのでしょうか。また、マイナンバーカードへのひも付けがある人とない人で対応に違いはあるのでしょうか。

(3) 資格者証の人の扱いはどうなるのでしょうか。

(4) 滞納者に対し、納付の勧奨・相談の機会をどのようにとっていくのでしょうか。

(5) 相談者が困窮している場合、分割支払いも可能でしょうか。

(6) 相談に来ない滞納者に対してはどのように対応していくのでしょうか。

(7) 災害・病気・事業の廃止など、「特別な事情」があった場合の対応はどのようにするのでしょうか。

(8) 7月末に保険証の有効期限が切れ、マイナ保険証のない人には資格確認書が郵送されることになっています。命を守るために必要な医療を受けられるよう市が手立てを講じることが大事であり、滞納者にも資格確認書を発行すべきと考えますがどうでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

新開市民環境部長。

○市民環境部長（新開晴彦君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、短期保険証・資格者証の対象人数についてです。

令和6年11月1日時点において、国民健康保険の短期保険証対象者は305人、資格者証対象者は109人でした。また、後期高齢者医療保険の短期保険証対象者は4人、資格者証対象者は0人でした。

次に、12月2日以降の短期保険証についてです。

法改正に伴い短期保険証の交付は廃止され、マイナンバーカードへのひも付けがある人もない人も同様に、有効期限を令和7年7月31日までとする保険証または資格確認書を発行しています。

次に、資格者証の扱いについてです。

資格者証は、災害等により生活が著しく困難となった場合などの特別な事情がないにも関わらず、長期にわたって国民健康保険税を滞納した場合に交付します。医療機関の窓口で、一旦医療費を全額お支払いいただきます。

次に、滞納者に対する納付勧奨、相談の機会についてです。

滞納者に対しては、滞納金額がこれ以上増えないよう納付勧奨通知や電話での納付催告を行うとともに、関係課と連携を取りながら、納付相談を促し、相談の機会を設けております。

次に、相談者が困窮している場合の分割納付についてです。

相談者が生活困窮のため、一括納付が困難な場合には、窓口において、家族の収入状況や健康状態などをお伺いする中で、生活実態の把握に努め、分割も含めた納税相談を行っております。

次に、相談に来ない滞納者に対する対応についてです。

長期にわたる保険税の滞納者とならないよう、納付勧奨のための通知を定期的に送付するとともに、電話での納付催促や納付相談の奨励を行いながら、接触の機会の確保に努めております。

悪質な滞納者に対しては、滞納処分も含めた収納対策を実施しております。

次に、特別な事情があった場合の対応についてです。

笛吹市国民健康保険税減免要綱の規定で、災害等により生活が著しく困難となった場合やこれに準ずると認められる特別な事情がある場合で、保険税の減免対象となる状況が確認されたときは、申請により保険税の減免措置を行っています。

次に、資格確認書の発行についてです。

すべての被保険者に対して、資格確認書または資格情報のお知らせを発行します。ただし、特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたって納付がない滞納世帯の被保険者に対しては、特別療養費の対象者である旨を記載した資格確認書などの発行となり、医療機関等で医療費を一旦全額支払っていただくこととなります。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

11番、河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

令和6年11月1日時点で資格者証対象者が109人ということで大勢いると感じますが、これらの方への納付勧奨として、通知や電話以外に自宅への訪問なども行われているのでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

新開市民環境部長。

○市民環境部長（新開晴彦君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

電話で連絡が取れなかったり、督促等の通知が戻ってきたりした方などにつきましては、状況に応じまして訪問を行い、居住の実態を確認した上で納付勧奨を行っています。

ただし、市税につきましては、納付する方が自主的に納付する自主納付が原則であることから、訪問した場合であってもその場での徴収を行うことはありません。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11 番議員（河野智子君）

保険証発行の仕組みが変わっても、国保税の負担が重いことには変わりなく、物価高騰の影響で生活が苦しい世帯が増えているのではと思います。

訪問し、自宅の様子を見ることで生活環境を知ることができます。滞納している方の生活実態をよく聞き取り、相談者に寄り添った対応を続けていただきたいと思います。

厚生労働省は1月のマイナ保険証の利用登録の解除申請が1万3,212件あったと公表しました。解除申請は昨年10月下旬から受け付けが始まっており、累計の申請数は5万8,426件に上っているといえます。

マイナンバーカードを持ち歩いてなくすのが不安な方や、政府の強引なやり方に不満を持つ方もいるようです。

山梨県保険医協会が医療機関にマイナ保険証の利用に関するアンケートを行った結果、12月2日以降も名前の漢字が正確に表示されず黒丸が出るケースや、カードリーダーの接続不良、認証エラーが起きるなどのトラブルが起きた医療機関があったそうです。

政府には拙速なマイナ保険証への移行をやめていただきたいと思います。

2問目、高齢者等の移動手段の確保について質問いたします。

昨年1月から市民の移動手段として運行されているのーと笛吹ですが、4月からは運行地域も拡大されより多くの市民が利用することになります。実際に通院で利用した方からは、タクシーよりも安く済んで助かっているという話や、何人かのグループで一緒に利用し、楽しく外出できているといった話も聞かれ、とても喜ばれていると感じました。

高齢者の移動手段の確保としても期待されているところですが、その一方で、高齢者の中には、停留所まで歩いていけないので、のーと笛吹を利用できないとおっしゃる方もおり、対策が求められています。

以下何う。

- (1) 1日当たりの利用人数の推移と年代別利用率はどのようになっているでしょうか。
- (2) 1年運行した御坂・八代地区内で新たに停留所が追加されたところはあるでしょうか。
- (3) 昨年質問した際、利用者アンケート調査、意見交換を通じて課題の洗い出しや利用ニーズの把握に努めるとの回答があったが、どのような課題があがったでしょうか。
- (4) 1年間運行する中で改善された点はあるでしょうか。
- (5) 停留所の要望として、診療所やクリニックへ設置を望む声がありましたが、検討されたでしょうか。
- (6) 停留所を設置する場合、必要な条件はあるでしょうか。
- (7) 市外の方も特別な理由がある場合、利用が可能とありますが利用料金はいくらでしょうか。また、市外の方が利用した人数は何人でしょうか。
- (8) 小中高校生の料金を無料にするよう求めますがどうでしょうか。
- (9) 介護認定を受けていない高齢者でも停留所まで歩いて行けないとの声を聞きます。市民の要望により、今後も停留所を増やしてほしいがどうでしょうか。
- (10) 笛吹市は高齢者外出支援としてタクシー券を助成する事業を行っています。物価高騰により運賃が上がっているため、タクシー券の金額も上げてほしいとの声がありますがどうか。
- (11) 高齢者の移動手段の確保のため、タクシー券の助成対象者を広げるよう求めますが

でしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、1日当たりの利用人数の推移と年代別の割合についてです。

のるーと笛吹の1日当たりにおける利用人数の推移については、実証運行を開始した令和6年1月の15.4人に対し、4月が29.8人、10月が47.5人と順調に増加し、直近の令和7年1月は46.1人でした。

年代別の割合は、実証運行開始から令和7年1月末までの集計で、最も利用が多い年代が80歳代で23.3%、次に70歳代で22.3%、10歳代が14.2%、60歳代が8.5%と続き、高齢者の利用が多くなっています。

次に、御坂・八代地区で追加した停留所についてです。

地域からの要望を受け、令和6年10月に、御坂地区で1カ所、八代地区で2カ所追加しています。

次に、課題についてです。

これまでに実施したアンケートや説明会では、電話予約の方法が自動音声を介しているため、高齢者などにとって予約の操作が難しいこと、電話予約が混み合い、予約が取りにくい状況があること、運行エリアが市内に限られているため、市外の病院等へ移動できないことなどが意見として出され、今後の課題と捉えています。

次に、改善された点についてです。

運行開始時から要望が多かったキャッシュレス決済を令和6年9月に導入し、クレジットカード、QRコード、電子マネーでのお支払いもできるようになりました。

また、令和7年4月からは、電話回線を増設するとともに、電話予約の際、自動音声を介さず直接オペレーターにつなげる運用に変更することにより、電話予約がしやすくなります。

次に、停留所の設置条件および診療所、クリニックへの停留所設置についてです。

停留所は、多くの利用が見込まれる公共施設やスーパー、病院などのほか、地域の公民館や広場、ごみステーションといった市民が普段から利用し、分かりやすい場所に設置しています。

また、タクシー事業者との共存の観点から、過剰な設置を避けるため、市民の皆さまの住宅などから300メートル以内にあることを目安として、停留所間の距離を600メートル程度と設定しています。

診療所やクリニックなどの医療機関は、利用のニーズが高いため、停留所を設置する候補として検討してきましたが、すでに診療所やクリニックの近くに停留所がある場合も多く、全ての診療所やクリニックに停留所を設置することは難しいと考えています。

次に、市外の方の利用料金と利用人数についてです。

現在の実証運行では、市外利用者の利用料金は市民と同じ金額としていますが、市民との公平性の観点から、令和7年4月1日の本格運行移行とともに、市外利用者は一律600円に変更し、市民とは別の料金体系とします。

市外利用者の利用人数は、実証運行開始から令和7年1月末までの約1年間で、313人でした。

次に、小中高校生への無料化についてです。

乳幼児については、親の付き添いを前提とした乗車となることから無料としていますが、小学生以上については、付き添いがなく、単独で利用できることから、運賃の負担を求めています。

現在の運賃額は、どなたでも利用しやすいよう、最大でも300円と安価に設定しており、このうち小学生については100円としていることから、無料化は考えていません。

次に、市民の要望による停留所の追加についてです。

地域や市民からの要望を踏まえ、設置を希望する場所周辺の停留所設置状況や交通状況、利用見込み等を勘案し、市が必要と認めた場合には停留所の追加は可能です。

ただし、地域公共交通会議での協議や運輸局への申請が必要となるため、設置までは一定期間が必要となります。

次に、高齢者外出支援事業として交付するタクシー利用券の金額値上げについてです。

笛吹市高齢者外出支援助成事業では、交通手段の利用が困難な在宅高齢者に対し、タクシー利用料金の一部として740円券2枚を助成することで、住み慣れた地域で生活できる環境整備と高齢者の社会参加を推進しています。

県内のタクシー運賃は、令和6年4月8日に改定され、初乗り運賃が740円から600円に引き下げられ、初乗り運賃で走行できる距離も1.8キロメートルから1.2キロメートルに短縮されました。タクシー初乗り運賃は引き下げられましたが、助成額を据え置いているため、金額の値上げについては考えていません。

次に、タクシー券助成対象者の拡充についてです。

笛吹市高齢者外出支援助成事業の対象者は、市内の在宅高齢者のうち、75歳以上の一人暮らしの方、65歳以上のみの世帯に属する75歳以上の方、または笛吹市重度心身障害者児等タクシー利用料金助成事業の対象者のみの世帯に属する75歳以上の方で、住民税が非課税の方です。

現在、対象者の拡充については考えていませんが、高齢者の外出支援については、運行エリアが拡大される「のるーと笛吹」の利用促進および生活支援体制整備事業による「移動支援」の取り組みの中で進めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

2番目の質問で、御坂・八代地区で追加された停留所が3カ所というのは少なく感じます。

要望はもっと多かったのではと思いますが、何件の要望があったのでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

地域や市民の皆さまから随時停留所追加の要望をいただいておりますが、件数については把握しておりません。

実証運行を始めた当初から、市民の皆さまの住宅などから300メートル以内に1カ所を目安に停留所を設置しており、その数は御坂・八代地区だけで約150カ所に及びます。

皆さまからいただいた要望を基に、周辺の停留所設置状況や交通状況、利用見込み等を勘案し検討した結果、新たに停留所の設置が必要と判断したのが今回の3カ所となります。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

タクシー券の助成についてですけれども、初乗り運賃が740円から600円になっているため、タクシー券を740円にする必要はないと思います。

740円の券を24枚ではなく、600円の券を30枚とか500円の券を36枚とした方が使い勝手が良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

西海福祉保健部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

河野智子議員の再質問にお答えをいたします。

タクシー券の助成につきましては、社会経済状況などを考慮する中で研究を進めてまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありますか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

4月から運行地域が拡大するにあたり、新しい定住停留所が載った冊子が配られていますが、停留所まで歩いて行けないので停留所を増やしてほしいという要望が多く寄せられています。

市民からの要望をよく聞き取って、今後も停留所を設置していただきたいと思います。

タクシー券についても、枚数や助成対象者を増やすことをぜひ考えていただき、市民の移動手段の確保を進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午前11時25分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時25分

○議長（神宮司正人君）

再開をいたします。

次に通告に従い、荻野謙一君の質疑および質問を許可します。

12番、荻野謙一君。

○12番議員（荻野謙一君）

笛新会の荻野謙一でございます。

通告どおり2問の質問をさせていただきます。

まず問目ですけれど、市職員に農作業の副業許可についてです。

甲州市においては、農家の高齢化に伴い人手不足が深刻化していることから、農作業に限って市の職員の副業を認める新しい制度を、令和7年4月から設けるとニュースが報じられました。

農家からは農繁期の人手不足を訴える声が寄せられていて、市職員が手伝うことで解消の一助とすることを目的としている。峡東地域の果樹農業システムが世界農業遺産に認定されたことに伴い、市職員が国際的価値に対する理解を深める機会にすることもことを考え、ぶどうや桃、ころ柿、サクランボ、スモモなどの繁忙期の農作業や出荷、販売作業の手伝いについて、市職員の副業を奨励していくとのことである。

制度の利用については、職務に支障を来さず、市の業務と利害関係がないことを要件として、活動は週8時間以内かつ月30時間以内で、平日の勤務時間外に従事する場合は1日3時間以内としている。

また、山梨県は昨年11月27日に地域や社会貢献に関する県職員の副業を奨励する「地域貢献活動応援制度」を創設した。この制度は、県職員の副業を公益性の高い活動に限り解禁するというもので、報酬を得て行う果樹農家の繁忙期の収穫作業の手伝いや、スポーツ少年団の指導などを想定していて、人口減少や少子高齢化が深刻化していることから、農業や地域共同体の担い手不足の解消に貢献することを目的とし、想定する副業として夏季のぶどうや桃の収穫や出荷作業の手伝い、スポーツ少年団や部活動の指導、子どもの学習支援などを挙げている。

この副業奨励によって地域課題の解決に貢献するとともに職員の成長も促し、人口減少が深刻化する中、1人が多様な場で活躍する地域づくりも進めているとの考えがある。

笛吹市はご存じのとおり、桃・ぶどうの栽培面積および生産量が、農林水産省「平成15年産果樹生産出荷統計」において日本一となり、平成17年10月「桃・ぶどう日本一の郷」、平成25年4月「日本一桃源郷」を宣言した。そして、平成29年3月には「日本農業遺産」に笛吹市を含む峡東地域が認定され、さらに令和4年7月18日には峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システムが世界農業遺産に認定され、日本屈指のすばらしく、美しい農業地域を抱えている。

しかし、近年は農業従事者の高齢化、農地と宅地の混住化の進行など農業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、農業経営については兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加していると聞かすが、専業農家の減少など担い手不足はさらに深刻しているように見える。

そこで、笛吹市において、市職員による農作業の副業許可の制度創設について市の考えをお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

荻野謙一議員の一般質問、市職員にかかる農作業の副業許可について、お答えをいたします。

職員は、地方公務員法第35条の規定により、職務に専念しなければならないとされておりますが、職員の副業については、同報第38条の規定より市で定める規則により許可できることとなっています。

県では、令和6年11月に、地域貢献に資する副業を奨励する「地域貢献活動応援制度実施要綱」を定め、報酬を得て行う果樹農家の繁忙期の収穫作業の手伝いや、スポーツ少年団の指導等を奨励し、地域課題の解決に貢献するとともに職員の成長を促すものとしております。

市職員の農作業の副業許可については、本市の主産業である農業に対する職員の理解を深めることと、繁忙期における人手不足の解消に寄与することが期待できますので、制度内容についてさらに研究してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○12番議員（荻野謙一君）

答弁ありがとうございました。

質問はありませんが、意見をちょっと言わせていただきます。

笛吹市の職員の中でも多くの職員がおそらく農業関係に従事している。実家が農業とか、そういう方が多くみられると思いますので、ぜひとも今から、人手不足、担い手不足ということも今後重要な課題となりますので、日本一の桃・ぶどうの郷、これからも維持していくためにも、ぜひ副業を奨励推進していただくことをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

空き家解消対策についてということでございます。

現在、市内の空き家数は、確認されているだけでも400軒を超えています。

笛吹市空家等解体費補助金は、交付要綱に基づいて上限が20万円ですが、ここ近年、解体するに当たって、細かな分別作業、また手間暇かけて行う必要があり、また物価高騰もあり、通常の住宅でも300万円くらいかかるということでもあります。

その中で、大きな古民家を解体する場合は1千万円程度かかることもあります。その中で、相続を受けて解体できない方がそのまま放置してしまう状態が多く見受けられます。

仮に解体工事に500万円をかけて更地にして売却を考えても、現状の今、笛吹市の場合は地価が非常に安く、土地を売却してもおそらく300万円くらいでしか売却できないということが実例でございます。

そうすると解体費用に500万円かけて、300万円の土地売却ということであると、持ち主が200万円を持ち出さなければならないということで、考えられております。

そういった状況の中で、持ち主が大きな負担がかかることから、空き家状態が放置する状況が、これから多くなると思います。

それでは、空き家解消対策としてどのように考えているかお伺いいたします。

市内において、ここ10年間で空き家件数、その動向はどのくらいか。また、倒壊の危険性のある建物は何戸ぐらいあるのか、お伺いいたします。

解体補助金は現在に至るまで何件の申請があったのか、お伺いいたします。

解体費用も環境問題、細かな分別作業等で高騰しており、相続等で引き継いでも解体費用が高くて売却が出来ないため、そのまま空き家とし放置されている状況もある。景観、防犯対策面から見ても解消しなければならない問題だと考えていますが、解体補助金の上限の増額の検討を考えるのか、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

佐野建設部長。

○○建設部長（佐藤直規君）

荻野謙一議員の一般質問にお答えします。

まず、10年間の空き家件数の動向と崩壊等危険性のある建物についてです。

本市では、平成28年度に空き家等実態調査を実施しており、空き家の件数は306件でした。空き家等実態調査については、地域からの情報提供等により市が物件の管理状況等を調査して新たに追加する物件や、解体等を確認した物件は削除するなど、毎年件数を加除しており、令和6年9月30日現在の件数は404件となっています。

また、このうち倒壊等の危険が切迫している建物が7棟あることを確認しています。

次に、解体補助金の申請件数についてです。

笛吹市空家等解体費補助事業は令和3年4月1日から実施しており、これまでの申請件数については、令和3年度が1件、令和4年度が4件、令和5年度が4件、令和6年度が令和7年1月末日現在で3件、合計で12件となっています。

次に、解体補助金の上限の増額についてです。

本市では、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、市民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的に空家等解体費補助金を交付しています。

空き家の解消に向けた有効な対策について、先進自治体の事例を参考にしながら、補助事業の改正や空き家バンク制度との連動も含め、研究していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○12番議員（荻野謙一君）

ありがとうございました。

再質問はございません。

一言、空き家を解消する、これは人口対策減少にもつながる。また、移住定住者の促進につながることを考えますので、ぜひ前向きに検討していただければお願いしたいと思いますので、

よろしく。私の質問はこれで終わりとしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、荻野謙一君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

海野議員。

○16番議員（海野利比古君）

関連ですが、先ほど建設部長のお答えの最後のところがちょっと聞き取れなかったんですが、増額はしないという、できないということなのか、検討すれば増額をするという意味なのか、そこらへんの答弁がちょっとあやふやだったもので、確認の意味での関連質問ということで、なお、なぜこれを言うかという、結果的に生命に危険が及ぶとかというふうな空き家の場合には、公費で解体をしなければならない事情が出てくると思うんです。

その場合は20万ではとても済まないと思うので、できればわれわれとしては増額を望みたいという意味の一般質問でございますので、そのへんをお酌み取りいただいて確認でございますが、今の時点では増額の予定はないということでしょうか。検討する余地があるということでしょうか。

お答えをいただきたいと思います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤直規君）

海野利比古議員の関連質問にお答えいたします。

補助金の増額についてというご質問でありますけれども、市としても空き家対策については重要な政策ということで考えていますので、先ほどお話ししたように、先進自治体の事例を参考に、そのへんの部分についても検討を進めていきたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

○議長（神宮司正人君）

関連質疑質問はございますか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

次に通告に従い、松本なつき君の質疑および質問を許可いたします。

なお、松本なつき君からパネルの提示について申し出があり、これを許可いたしましたのでご報告いたします。

4番、松本なつき君。

○4番議員（松本なつき君）

議長の許可を得ましたので、2問質問させていただきます。

1つ目、笛吹市独自に山火事に対する条例を設け、入山届を義務化するなどして火災を防げないか。山梨百名山にも選ばれ、笛吹市の観光商工課のページでもハイキングコースとして一番目に表示にされている大蔵経寺山。今年、1月18日に山火事が起きたが、16年前の2008年12月30日にも火災が発生している。

当時の消防本部の調べなどによると、出火場所は山頂付近で、遊歩道から西側に外れた場所とみられ、最初に下草が燃えていることなどから、木が擦れることによって起きる自然発火の可能性は極めて低いとされ、登山者の火の不始末が原因の可能性があるとみられていたが、特定には至っていない。

山火事が起きても原因の特定が難しく、消防本部や自衛隊員が数千人規模で投入され貴重な山林が焼失し、近隣住民が避難したとしても損害賠償などを求めることもできない。

また「山梨県登山の安全の確保に関する条例」として登山者の安全を目的とした条例はあるが、山火事そのものについての条例、もちろん罰則もなく入山届ですら任意であり入山者のマナーやモラルに任せているのが現状である。

しかし、実際に現地を調査すると注意喚起の看板などがあるが、経年劣化で朽ちており修繕された形跡もなかった。周辺にはカップラーメンの容器など数多くのごみが散乱してあろうことか枯草の中にタバコの吸い殻やタバコの箱までが捨てられていた。ポイ捨てという言葉では済まされない、不法投棄である。

ここで質問です。

他市町村の実例として、栃木県足利市では令和3年に発生した山火事から約14カ月で「足利市の美しい山林を火災から守る条例」が制定されている。笛吹市でも独自に入山届を義務化したり、火の不始末などに対する罰則を含めた条例を設けて周知し山火事を予防できないか。

条例で山火事へ対応する利点、防犯カメラ設置などの方法では、設置から保守点検をはじめ様々なコストがかかるが、条例や罰則を設けて周知するだけなら費用も大幅に抑えられ、機材の選定や設置、専門家への依頼も不要で迅速に対応ができる。

以上を踏まえ、ご回答をお願いします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

鵜川消防長。

○消防長（鵜川功君）

松本なつき議員の一般質問にお答えします。

登山届は、山岳避難が発生したときに、警察による捜索や救助活動を行うための手がかりとして活用するものであり、火災予防のための方策とは趣旨が異なります。

また、山梨県が平成29年10月に制定した「山梨県登山の安全の確保に関する条例」は、観光振興と登山者の安全確保を目的としているため、その内容も安全な登山に関することが主となっており、火災予防に関する内容は規定されていません。

一方、足利市が令和4年4月に制定した「足利市の美しい山林を火災から守る条例」は、令和3年2月に足利市内で発生した大規模な林野火災の教訓を後世に伝え、二度と同じような火災を発生させないよう予防活動に努めるために制定されたものです。市や市民の責務を明らかにするとともに、罰則規定はないものの、山林での喫煙、たき火、花火といった火の使用を禁止しています。

このような条例を制定することは、山林における火災予防の体制強化のみならず、登山者への普及啓発にも寄与する取り組みであることから、罰則規定も含め、関係部局とも連携する中で検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

松本なつき君。

○4番議員（松本なつき君）

前向きなご返答ありがとうございました。

再質問ではなく、私の意見を述べさせていただきます。

山火事が起これば、付近の住民はもちろん、消火活動にあたる消防や警察、自衛隊などたくさんの方が危険にさらされます。

たとえ条例が制定されたことで登山者が減少したとしても、人命には代えられません。消火活動をしてくれた消防や警察には市民が多く参加しています。笛吹市民の安全のために迅速な対応をお願いします。

続いて、2問目の質問に移ります。

芦川地区全域が土砂災害警戒区域で同地区には避難場所が作れず、災害時は八代まで避難しなければいけない現状について。

笛吹市では災害時の避難について、芦川に住む高齢者への聞き取り調査を完了しているが、「芦川を離れるぐらいなら芦川で流される」といった声もあるほどに土地への愛着がある。

しかし、実際に避難指示が出た場合には命を守るための行動が最優先で必要になる。

過去に発生した災害で、芦川地域から八代総合会館に避難をした際には、芦川から八代につながる2本の道が通行止めになり、若彦トンネルから河口湖方面に迂回して八代に向かう大回りな経路を取った。この2本の道が使える通常時なら、芦川から八代までは約11キロメートルだが、この迂回路では約26キロメートルと倍以上に伸びてしまう。

避難は原則、市内で完了するという前提はあるが、迂回路の途中の富士河口湖町と協定を結び、富士河口湖町で指定されている避難場所に避難ができるようにしてみてもどうか。

例えば、富士河口湖町の避難先として、指定の真如苑という施設なら芦川から約7キロメートルであり、迂回して八代に向かう経路の26キロメートルに対し3分の1以下の距離、通常時の11キロメートルよりも短縮ができる。道も緩やかで若彦トンネルは供用開始が2010年と新しいこともあり災害時にも比較的安定して通行ができる。

ここで質問です。

災害はいつ、どの程度の規模で起き、どこの道が通行止めになるか分からない。このような不確定要素が多い災害に対応するためにはリスクを分散し、避難先にも選択肢が多いのほうがいいのは明らかである。災害が起きる前の備えとして、富士河口湖町と協定だけでも結んでもらえないだろうか。

以上が質問になります。ご回答をお願いします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

松本なつき議員の一般質問、芦川地区の避難の現状について、お答えをいたします。

芦川町は、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されており、土砂災害により孤立する可能性が高い地域です。

このため、市では、降雨量が多くなることが見込まれ、芦川町内において、土砂災害が発生するおそれがある場合、県道が規定雨量により通行止めとなる前の早い段階で避難情報を発令しております。

指定避難所を開設する際、避難所ごとに配置した避難所運営委員が開設作業に当たり、避難者の受入れ準備が整った時点で、避難情報を発令します。

また、指定避難所に避難した以降も災害の規模によっては、継続して避難生活を送る必要があり、避難者への円滑な支援、物資の搬送、通信が途絶した際の連絡等を考慮すると、議員ご指摘の富士河口湖町の指定避難所である真如苑への避難は、当該施設周辺が、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されており、土砂災害により孤立するおそれがあるため、本市の八代総合会館に避難することが望ましいと考えております。

また、芦川町においては、早い段階で芦川町外の親族宅などに避難をする方が多く、避難先の選択肢として分散避難による避難先の確保も進めております。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

松本なつき君。

○4番議員（松本なつき君）

ご丁寧な回答ありがとうございました。

再質問はありません。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、松本なつき君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありますか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

○議長（神宮司正人君）

再開をいたします。

次に通告に従い、岡由子君の質疑および質問を許可いたします。

7番、岡由子君。

○7番議員（岡由子君）

笛政クラブの岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。

1. 子宮頸がん予防ワクチン接種の取り組みについて。

子宮頸がんは、子宮の入り口にできるがんのことで、日本では毎年約1万1千人の女性が子宮頸がん罹患しており、年間2,900人の女性が亡くなっています。最近では20から30歳代の若い女性に増えており、30歳代後半がピークとなっております。子宮頸がんの主な原因はヒトパピローマウイルス（HPV）への感染が原因で引き起こされます。

平成25年4月1日から定期接種として実施しましたが、接種後のワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛または運動障害を中心とした多様な症状が報告されました。平成25年6月より積極的な勧奨を差し控えていました。その後、最新の知見を踏まえ、HPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められず、接種による有効性が副反応のリスクを上回ると認められたことから、令和3年11月HPVワクチン定期予防接種の個別勧奨の再開が決定されました。令和4年4月1日より接種の機会を逃した方への3年間のキャッチアップ接種も開始され、公費で接種できる期限が令和7年3月31日となっております、期限が迫っております。

現在、日本で承認されているHPVワクチンは3種類あります。2価ワクチン、4価ワクチン、9価ワクチンです。特に令和5年4月から公費で接種できるようになった9価ワクチンは、2価や4価のワクチンが50から70%防ぐとされていたものから80から90%予防効果が確認されており、免疫は長期持続するとされております。

ワクチンですから、副反応や安全性については、正しい情報を知った上で個人の判断になるかと思えます。

主な副反応としては、接種部位の腫れや痛み、発熱、頭痛、倦怠感、まれにアナフィラキシー反応等があります。

8年間に及ぶ積極的なワクチン接種の積極的な勧奨を控えた影響は大きく、不安に思う保護者や自身で判断できない対象者もいるかと思えます。

基本方針部会（令和6年11月27日）におけるHPVワクチンのキャッチアップ接種についての議論では次のような経過措置が取られることになりました。キャッチアップ接種期間が「令和4年4月1日から令和7年3月31日まで」であるところ、この夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、キャッチアップ接種期間中の3年間に1回以上接種している者については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置を設けております。

対象者については、従来のキャッチアップ接種の対象者、平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子に加え、令和7年度に新たに定期接種の対象から外れる方、平成20年度生まれの女子も対象とされます。期間については、ワクチンの添付文書の記載等を踏まえ、キャッチアップ接種期間終了後、1年間とされます。

そこで本市の取り組みについて伺います。

(1) HPVワクチン接種について本市の見解とこれまでどのような取り組みを実施しましたか。

(2) 医療機関の接種体制をどのように確保しましたか。

(3) 経過措置の内容について、対象者やその保護者が接種について検討・判断できるよう経過措置の内容をどのように告知しましたか。

(4) ワクチンの有効性・安全性についても、引き続き丁寧かつ確実に情報提供を行うことが重要であるがどのように実施しますか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

田中子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（田中暁子君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、HPVワクチン接種についての見解と取り組みについてです。

HPVワクチンは、国で定める定期接種の対象となっており、一時、積極的な勧奨は控えられていましたが、ワクチン接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、本市においてもワクチンの接種を勧めています。

HPVワクチン接種の取り組みについては、毎年4月、定期接種の対象者となる中学1年の女生徒に対し、予診票および国から示されたリーフレットを送付しています。また、令和4年4月からキャッチアップ接種が開始されたため、同年7月に未接種者に対し通知を送付しました。さらに、令和6年8月には、キャッチアップ接種終了までの期間が残り半年となったため、未接種者に対しハガキで接種勧奨を行いました。

その他、「二十歳の誓い」においてリーフレットの配布を行ったほか、市のホームページや広報紙を通じ周知を行いました。

しかし、HPVには様々な種類があり、ワクチン接種だけでは全てのHPVの感染を予防することはできないため、HPVワクチン接種とともに子宮頸がん検診を受けることも重要となります。市では、21歳以上の女性が、県内の委託医療機関で子宮頸がんの個別検診を受診する際に、受診料の一部を補助しています。今後もワクチン接種とがん検診を合わせた、積極的な勧奨を行っていきます。

次に、医療機関の接種体制の確保についてです。

市内の医療機関に対しては、市医師会を通じて協力を依頼し、本年2月現在、18カ所の医療機関で接種できます。

また、市外においても県の相互乗り入れ制度を利用する医療機関が183カ所あり、合わせて201カ所の医療機関で接種が可能です。

次に、経過措置の内容の告知方法についてです。

経過措置の告知については、本年1月30日に行われた国の説明会を受け、市のホームページで周知を行っています。

また、キャッチアップ接種の対象者および令和7年度に新たに定期接種の対象者から外れる方のうち、未接種者の方、約2,100人に対し、勧奨通知を出しました。

さらに、令和7年3月の市広報紙においても記事を掲載します。

次に、ワクチンの有効性・安全性の情報提供の実施についてです。

ワクチンの有効性・安全性の情報提供については、国から示されたリーフレットを配布し丁寧な説明をするとともに、市のホームページでも周知をしています。

また、接種後に気になる症状が生じた場合の対応については、接種した医療機関との連絡調整や、県が設置している相談機関である山梨大学医学部附属病院を案内するなど、接種を希望する方が安心して接種できるよう努めています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○7番議員（岡由子君）

丁寧な答弁をありがとうございます。

そこまで告知をしていない自治体もある中、本市は丁寧に説明をいただいているということがよく分かりました。ありがとうございます。

意見を少し述べさせていただきます。

定期接種の対象者は小学6年生から高校1年生までと大変限られた年代になります。

繰り返しになりますが、本人はもとより、保護者にも子宮頸がんの予防効果やがんのリスク、正しい情報が提供された上での接種の判断ができるように周知する必要があるかと思えます。

大人になっていく自身の健康を守るためにも、がん教育やHPVワクチン接種についても、学校等との連携を図って学ぶ機会を設けていただくなど、そういったことも必要になるのかなと考えます。

引き続き情報提供をよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

2. 障がい者の「親なき後」のサポートについて。

障がい者の中には、日常生活を送る上で、親や家族から継続的な支援を必要とする方がいらっしゃいます。

日常的に親や家族からの支援を受けながら生活してきた障がい者が、親の死後、様々な課題に直面することを、親亡き後の問題と言われます。

特定の人による献身的な支えが突然中断することが課題であり、加齢や病気等で障がい者を支えてきた親や兄弟が、障がい者を支えることができなくなる日が必ず来ることが問題となっております。

障害を持つ子どもを育てる親にとって、「親なき後」、親が亡くなった後、または介護できなくなった後の生活支援は大きな不安要素です。

そこで障がい者が「親なき後」となる前に、障がい者の自立能力をできるだけ高めておくことも必要です。障がいの程度や内容にもよりますが、介助がなければできなかった動作を1人でできるように訓練してみるなど、自分でできることを増やしておくことも大切です。また、どのような介助や支援を望むのかといった意思を伝えることも必要です。

障がい者とその支援をする家族とで話し合い、長期的な計画を立てておくことで、「親なき後」に備えることとなります。

また、障がい者が「親なき後」も地域で安心して生活するためには、地域社会からの支援も必要です。

就労を希望する障がい者も多くいます。働く場を提供できる企業や社会福祉法人等の環境整備も必要となります。

障がい者が地域で孤立することなく安心して暮らせるためには、気軽に相談できる場所や人の存在も大切です。

笛吹市では、障害のある子どもの親が高齢化し、「親なき後」の支援が必要となる状況に対して、地域生活支援拠点の整備を進めています。この取り組みは、峡東圏域、笛吹市、甲州市、

山梨市全体で行われており、障害者やその家族が安心して地域で生活が続けられるよう、相談支援や緊急時の対応など、様々な支援体制を構築しています。

県内各地で、障害者や障害児が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「相談」「緊急時の受け入れ対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を備えた地域生活支援拠点が整備されています。

本市では、障害者基幹相談支援センターが設置され、「親なき後」のサポートに備えるための情報提供や相談支援を行っています。

本市での施策について伺います。

(1) 面的整備型として地域生活支援拠点を設置し、障がい者の地域生活を包括的に支援する体制を構築しています。支援内容は地域の実情に応じて異なるそうですが、本市はどのような支援を行っていますか。現状と課題について伺います。

(2) 直近の3年間の相談件数はどのくらいですか。

(3) グループホームへの入所希望が多いと聞きますが、本市ではどのような状況ですか。また、市内に施設は何カ所あり、定員はどのくらいですか。

(4) 今後の取り組みはどのように考えますか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

岡由子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、地域生活支援拠点の現状と課題についてです。

地域生活支援拠点事業とは、障がい児者の重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、切れ目ない支援体制を地域の実情に応じて構築するものです。

本市では、平成30年から峡東圏域の山梨市、甲州市と共同で事業を実施する体制を整備しています。「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を峡東3市が分担し取り組んでいます。このうち、本市が担当しているのは、相談支援のほか、「専門的人材の確保・養成」事業で、峡東圏域内の事業所職員を対象とした新人研修や支援事業所の横断的な関係の構築を目的とした意見交換の場を創生しています。毎年5回ほど開催し、各回約20人の参加があります。

「緊急時の受け入れ・対応」に関して、安心して受け入れが行える事業所の確保や事業所職員の人材不足が課題となっています。

次に、直近3年間の相談件数についてです。

障がい者基幹相談支援センターで対応した、直近3年間の相談件数は、延べ件数で、令和3年度が3,686件、令和4年度が2,934件、令和5年度が2,015件です。

次に、グループホームへの入所希望の状況と市内の施設の施設数と定員についてです。

グループホームへ新規に入居した人は、令和3年度が19人、令和4年度が13人、令和5年度が11人と減少していますが、今年度は、事業所の新設により1月末までで21人と増加しています。

また、現在、市内にあるグループホームは11カ所で、定員は71人です。

次に、今後の取り組みについてです。

地域生活支援拠点事業は、地域の実情を確認しながら峡東3市で取り組んでいます。体制を整備していくには、地域の障害福祉サービス事業所の協力が必要となります。引き続き事業所に本事業の周知を行うとともに、体制づくりへの協力を求めています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

7番、岡由子君。

○7番議員（岡由子君）

丁寧な答弁をありがとうございました。

相談件数、直近3年間だけ見ても、年間3千件前後というところで、かなりの相談件数があるなどということを実感しました。

そこで再質問させていただきます。

地域生活支援拠点での緊急時の受け入れ対応に関して、事業所の確保や人材不足が課題との答弁がありましたが、人材確保はどちらの自治体も課題かと思えます。

一般的に人材確保に向けた対策としては、賃金や待遇の向上など、また研修の充実などがあるかとは思いますが、本市で実施している対策、あるいは今後実施予定の対策はありますか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

岡由子議員の再質問にお答えをいたします。

事業所の人材確保に向けた市の取り組みといったようなご質問だと思いますが、障害者の入居希望が多いが、グループホームだけではなく、障害それから介護、保育など福祉現場全体で人手不足というふうな状況でありまして、もっと言えば、福祉業界だけではなく、運輸関係ですとかホテルなどのサービス業、製造業、農業など、社会全体において人手不足が深刻な問題となっている状況だというふうに認識はしておりますが、その渦中にありまして、今いる人材を手放さない、辞めさせないといった取り組みも非常に重要だと考えております。

先ほどの答弁にもありましたように、市では地域生活支援拠点事業における専門的人材の確保、養成事業の中で、事業所職員を対象とした研修会、意見交換会の場を設けております。

新人職員に対しましては、日ごろの業務の悩みに対する助言を受けたり、また解決方法を議論しながら悩みを共有するといった人材育成の場として活用していただいております。

また、管理職員を対象としました交流会では、人材募集のアイデアですとか方法につきまして意見交換を行うほか、障害福祉サービス報酬の加算制度、この適切な利用について助言を行うなど、安定した事業所運営の一助にさせていただけるような取り組みを行っております。

今後も事業者のご意見を伺いながら、また、先進地の事例も参考にしながら、国県の動向も注視する中で、市としての取り組みを研究してまいりたいというふうに考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○7番議員（岡由子君）

ありがとうございました。

いろいろ充実した、なかなか一般市民の目からは分かりにくい部分でしっかりとサポートを
していただいているなどというのを実感いたしました。引き続きお願いしたいと思います。

意見を少し述べさせていただきます。

地域生活支援について、グループホームの定員は現状十分な状態であるということでしたけ
れども、障がい者を支える家族に対して、これは安心できる材料かなと思います。

ただ、障がい者も重度化、高齢化する中で受け入れられないグループホームも出てくること
が予想されます。障がい福祉サービスの実績や経験の少ない事業者の参入が増えている地域も
あるという報告も厚生労働省の障がい者支援のあり方に関する調査研究報告書の中にありまし
た。

支援の質についても、利用者のニーズを調査研究していく必要があるかと思います。

令和6年3月26日に制定されました笛吹市障がい者基本条例第6章に生涯にわたる障がい
のある人への支援体制の整備として、第19条、市は障がいのある人が生涯にわたり必要な支
援を切れ目なく受けることができる体制の整備を行わなければならないと定めております。

引き続き、障がい者の「親なき後」についても研究を重ね、支援をしていただけますようお
願いいたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、岡由子君の質疑および質問を終了いたします。

続いて、関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

次に通告に従いまして、鈴木駿一君の質疑および質問を許可いたします。

6番、鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

煌・フォーラム21の鈴木駿一です。

本日、ラストを務めさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を2問させていただきます。

冒頭ではございますが、1月18日に発生しました大蔵経寺山山林火災におきまして、一消
防団員としてジェットシューターを背負い入山しました。

山林火災の恐ろしさを体感したのと同時に、休日や仕事を休んで出動していただきました団
員同志の皆さまの、自分たちの地域は自分たちで守るという意味は、先代から脈々と受け継が
れているものだと改めて感じました。

一団員としてできることは限られておりますが、地域の防災防犯のために引き続き努めてま
いります。

そして、冬もそろそろ終わりに近づくころとなりました。市内観光施設等に行きますと、山
梨県笛吹市桃源郷春まつりのポスターが貼られております。

市内各地域のおまつり、イベント、まさに観光最盛期が到来します。若い世代としては、この地域で大切にされてきた伝統文化、伝統産業を継承していくことが大切であると考えます。

笛吹市の良き伝統文化、伝統産業が未来永劫続くよう、官民一体となり、次世代への継承に努めていくと同時に、若い世代が地域の伝統文化産業に携わる機会創出も大切だと感じております。

ここでしか、この地でしか味わえない春を周知していき、笛吹市全体としてにぎわいの創出につながるよう、観光事業者とともに連携し尽力してまいります。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1つ目、JR東日本ダイヤ改正における本市の取り組みについてです。

2024年12月13日にJR東日本はダイヤ改正を2025年3月15日に実施すると発表しました。中央本線の特急電車に関して、早朝の臨時特急かいじ70号が3月17日から6月30日までの平日、甲府駅を午前5:40発、石和温泉駅は午前5時45分発、八王子駅に6時47分着、立川駅に6時58分着、新宿駅午前7時29分着、終点の東京駅には午前7時45分に到着します。本市においても観光利用のみならず、通勤、通学者の利便性向上に繋がると予想されますが、乗車率向上に向けた本市の取り組みについて伺います。

まず本市では、遠距離通学定期券購入費補助制度を創設していますが、令和5年度、6年度における補助件数を伺います。

次に、早朝の臨時特急かいじ70号が運行するにあたり、今後の定期運行化に向けた市としての取り組みを伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

鈴木駿一議員の一般質問にお答えします。

まず、遠距離通学定期券購入費補助制度における補助件数についてです。

本市では、市内から県外の大学等に鉄道で通学する学生に対し、平成29年度から、通学定期券購入費の一部を補助しています。

令和5年度の補助件数は211件で、利用人数は66人です。令和6年度の補助件数は、令和7年1月末現在137件で、利用人数は61人です。

次に、特急かいじ早朝運行の定期化に向けた取り組みについてです。

早朝の臨時特急「かいじ70号」の運行は、本市としても、JR東日本に対し長年にわたり要請を行ってきた悲願であり、これによって、東京方面への通勤、通学者の利便性が大きく向上するものと期待しています。

市では、これを大きなチャンスと捉え、市ホームページ、SNS、移住相談会などを通じて、県内外の皆さんに笛吹市が東京への通勤、通学圏であることを積極的にPRすることにより、移住定住の促進につなげていきたいと考えています。

また、6月30日までの毎平日運行となっている「かいじ70号」の定期運行化に向け、JR東日本や観光関係団体とも連携する中で、市のホームページや広報紙、各種イベント等を通じて「かいじ70号」の利用促進を図ってまいります。

なお、2月26日、JR東日本に対して、山梨県およびJR中央線沿線市とともに定期運行

化の要望書を提出しており、今後も継続して働きかけを行っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

6番、鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

今後も働きかけを行っていき、移住定住の促進につなげていくという本市における人口減少対策の一つとなり得る取り組みということで、丁寧に答弁いただき、ありがとうございます。意見となりますが、述べさせていただきます。

現状、石和温泉駅に停車するかいじ2号東京駅は、石和温泉駅を午前7時9分発、東京駅には8時57分着となっており、通勤通学には少し余裕のない時間設定となっています。

これが1時間以上も早い時間に設定されることは、答弁にもありましたとおり、JR東日本に対し長年にわたり要請を行ってきた悲願であります。

市長をはじめ当局におかれましては、山梨県中央線沿線市とともに働きかけを行っていただきましたことを感謝いたします。

しかしながら、今回の運行については、あくまで3月17日から6月30日までの平日のみの運行となります。この期間に周知し、利用促進を行っていかねばなりません。

定期運行化に向けた取り組みは迅速に行っていく必要があります。もちろん、観光という側面からみても、新たな宿泊プランの導入やビジネス利用の促進、滞在利用の増加などにつながっていきます。

県内最大規模の温泉地を有する本市にとって、これ以上ないチャンスであると私自身も捉えております。

先の答弁にありましたとおり、本市が平成29年度から取り組んでいる遠距離通学定期券購入費補助制度の周知や、笛吹市が東京への通勤通学圏であることの周知を積極的にPR、広報し、利用促進を図っていくとともに、かいじ70号定期運行化に向けた働きかけを移住定住の促進と観光利用という2つの側面からアプローチしていただき、市内観光協会等とも連携しながら、官民一体となった取り組み、また働きかけを継続していただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、笛吹市役所職員における人材マネジメントについてです。

職場内の働きやすい環境づくりに関して、働き方改革やハラスメント対策など、当局においては、策を講じておりますが、早期退職者が数年の間に一定数いると伺いました。新たなワークライフバランスやキャリアアップなどの要因が考えられますが、将来にわたって安定的に行政サービスを提供できる環境づくり、体制づくりが求められています。山下市長の施政方針の中でも「職員の業務改善」に向けた取り組みも行っていくという言葉もありましたが、中堅・若手世代は、笛吹市の将来を担っていく大切な人材であると考えています。

そこで、当局における人材マネジメントについて伺います。

まず、早期退職者の状況について伺います。また退職した理由など考えられる要因について伺います。

次に、職員が働きやすい環境づくりの取り組みについて伺います。

そして、人材育成、人材確保に向けた当局の取り組みについて伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

鈴木駿一議員の一般質問にお答えします。

市役所職員における人材マネジメントについてのご質問のうち、まず、市職員の早期退職者の状況についてです。

過去5年間の早期退職者数は、令和元年度と令和2年度が各4人、令和3年度が2人、令和4年度が14人、令和5年度が12人となっています。主な退職理由は、子育てや親の介護といった家庭の事情、家業である農業従事、また他業種への転職が挙げられます。

次に、職員が働きやすい環境づくりの取り組みについてです。

市職員が働きやすい環境を整備するため、職場におけるハラスメントの防止および排除の取り組みとして、「笛吹市職員のハラスメント予防・対応マニュアル」を定め、ハラスメントに対する研修を実施しています。これにより、職員の安全および健康の確保ならびに快適な職場環境の形成の促進に取り組んでいます。

また、職場環境の改善として、令和6年度より庁舎内のレイアウト改修と併せて、床の張り替え、事務机、椅子、壁面収納等の更新を行い、執務室内の快適性の向上を進めるとともに、事務効率を高め、市民サービスの向上につながるよう取り組んでおります。

次に、人材育成、人材確保についてです。

「笛吹市職員研修実施方針」を定め、限られた人材と財源の中で、効率的な行政運営を行うため、職員の意識改革を念頭に、職員一人ひとりが有する能力を最大限発揮できるよう効果的な研修を実施し、時代の変革に柔軟に対応する人材の育成を図っております。

階層研修により各職位に必要な知識、求められる能力の習得を行っております。管理・監督者については、行政経営・組織マネジメント能力等の向上、主査・主任・主事については、担当業務の専門知識・遂行能力等の向上を図っております。

新採用職員に対しては、実務的指導研修として担当内上司によるマンツーマン指導を実施しています。仕事の進め方の基本、職務や職場生活全般の指導、相談等により新人職員の育成を行っております。

人材確保については、早期に優秀な人材の確保を行うため、令和5年度に職員採用試験の見直しを行っております。

これまで7月に実施していた採用試験を民間企業の採用時期に合わせた5月実施とし、試験内容も従来の教養試験、専門試験から、民間企業志望の学生や転職を考えている社会人が受験しやすい総合適性試験に変更し、受験場所を全国各地で受験可能となるテストセンター方式といたしました。

また、インターネット上の就職、転職サイトの活用、県内各大学で実施する就職説明会や、転職就職活動イベントへの積極的な参加により人材確保に努めております。

さらに、笛吹市独自の取り組みとして、中途採用職員の昇任基準や、前歴換算の処遇の見直しを行い、新卒採用者との給与格差の是正を行い、中途採用や経験者採用に対して他市では実施していない運用を行っております。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

ハラスメントに対する予防・対応、また、研修を実施し、職員一人ひとりの安全、健康、また快適な職場環境の形成を促進し、令和6年度からレイアウト改修等も行っているということで、職場環境の改善、人材育成においては、各階層に応じた知識向上を図り、効率的な行政運営を意識していることが理解できました。真摯なご回答ありがとうございます。

意見となりますが、述べさせていただきます。

これからは人口減少が進んでいく中で、答弁にもありましたとおり、限られた人材と財源の中で業務を遂行していくことが求められます。

ただ、この数年で様々な理由があるにせよ、退職者が増えている状況であります。

2月22日付の山梨日日新聞の記事においても、県職員になりますが、中途退職の増加や公務員のなり手不足について取り上げていました。

今後、中堅若手職員の意識・意欲の向上、いわゆるエンゲージメントをどのように高めていくかが重要であります。

この見えない部分を数値化していき、今よりさらに良い環境体制づくりを期待しております。

職員の皆さん一人ひとりの意識・意欲が向上すれば、より良い行政サービスが今以上に向上し、ハートフルなサービスにつながっていきます。

現場が適材適所の配置になるよう市長をはじめ考えておられますが、今後人材不足になり、1人当たりの負担が多くなるように職場環境を引き続き整えていただきたく思います。

今回は早期退職者についてフォーカスさせていただいたため、定年退職等は含まれていない数字を回答していただきました。

新卒の採用人数について話を伺ったところ、令和元年では19名令和2年度18名、令和3年度12名、令和4年度15名、令和5年度24名という数字をいただきました。

業務を覚え始めた若い職員、これから担う中堅職員が早期退職してしまうことについては、本市における課題の一つではなかろうかと思えます。

また、それをカバーしなければならない職員の心身の負担も懸念されます。

より良い笛吹市を作り上げていきたい。この市を、地域を守っていきたい。自分のためだけでなく、本市のために業務を遂行している職員がほとんどだと思います。

より良い笛吹市をともに築き上げていきたいと私自身も思っております。

そのような中で、一つ今回いろいろと話を聞く中で、議員と中堅若手職員との意見交換や交流などがあっても良いのではないかと思います。

一議員としても、本市における取り組みについて理解が深まるのと同時に、柔軟な発想や市の理想像などを共有することで、議会においてより良い提案ができるチャンスがあるのではないかと感じております。

2025年当局における職員の行動テーマ前例なしにチャンスあり。チャンスは待つのではなく掴みに行くものだと思います。

新年度を迎えるに当たり、この笛吹市のためを思い入職する新たな人材もいることと思いま

す。職員のエンゲージメントを高めていき、若手中堅職員が様々なアイデアを出し合い、第2次
笛吹市総合計画に基づく施策や事業を遂行していただければと思います。

最後になりますが、山下市長の施政方針の結びの言葉、失敗を恐れず、前例のないことに取り
組むことは、未来を切り開く鍵となると考えているとの言葉がありました。

前例や慣習にとらわれず、笛吹市の未来を想うその姿勢を私自身も大切にしていくと同時に、
冒頭で発言させていただきましたが、若い世代が地域を守っていくその覚悟に対し、ぜひその
力になっていただければと思います。

人材育成については、3年後、5年後もちろん大切かとは思いますが、10年後、20年
後を見据え、将来にわたって安定的に行政サービスをできる環境づくり、体制づくりを引き続
き構築していただければと思います。

当局におかれましては、丁寧なご回答をいただきましたことを感謝申し上げ、私の質問を終
了させていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、鈴木駿一君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑および質問を終わります。

ただいま、議題になっております議案第2号から議案第43号までの42案については、お
手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

お諮りをいたします。

明日3月1日から3月9日までは、議案調査のため休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日3月1日から3月9日までは、休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は3月10日、午後1時30分から再開をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 2時21分

令和 7 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 1 0 日

令和7年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第4号)

令和7年3月10日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 議案第 2 号 笛吹市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 2 議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
日程第 3 議案第 4 号 笛吹市税条例等の一部改正について
日程第 4 議案第 5 号 笛吹市行政組織条例等の一部改正について
日程第 5 議案第 6 号 笛吹市いさわふれあいセンター条例の一部改正について
日程第 6 議案第 7 号 笛吹市保健福祉センター条例の一部改正について
日程第 7 議案第 8 号 笛吹市水道法施行条例の一部改正について
日程第 8 議案第 9 号 笛吹市下水道条例の一部改正について
日程第 9 議案第 10号 笛吹市残土による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について
日程第 10 議案第 11号 令和6年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)について
日程第 11 議案第 12号 令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
日程第 12 議案第 13号 令和6年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第4号)について
日程第 13 議案第 14号 令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
日程第 14 議案第 15号 令和6年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号)について
日程第 15 議案第 16号 令和6年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第3号)について
日程第 16 議案第 17号 令和6年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第4号)について
日程第 17 議案第 18号 令和6年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第3号)について
日程第 18 議案第 19号 令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)について
日程第 19 議案第 40号 普通財産の譲渡について(笛吹市立石和第五保育所)
日程第 20 議案第 41号 不動産の取得について(山梨中央銀行石和寮跡地)
日程第 21 議案第 42号 市道廃止について
日程第 23 議案第 43号 市道認定について

- 日程第24 令和6年請願第3号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願について
- 日程第25 令和7年請願第2号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書
- 日程第26 発議第1号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書の提出について
- 日程第27 発議第2号 再審法改正を求める意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	新 開 晴 彦		
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	佐 藤 直 規	公 営 企 業 部 長	佐 藤 み の り
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、保健福祉部長、西海好治君より欠席届が提出され、これを受理しましたのでご報告いたします。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 議案第2号から日程第22 議案第43号までを一括議題とします。

本案については、今定例会初日2月20日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る2月28日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月4日、5日の2日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

市民環境部市民活動支援課の審査では、議案第2号 「笛吹市犯罪被害者等支援条例の制定について」、委員より、他市の制定状況についての問いがあり、県内では令和6年4月に甲斐市・富士川町が制定している。見舞金の金額についても笛吹市と同額である。全国的にも制定が進んでおり、450以上の自治体で制定がされている。との回答がありました。

総務部総務課の審査では、議案第3号 「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」、委員より、国が刑法等の一部を改正するその意図についてさらに説明を求めたところ、従来の懲役刑と禁錮刑を一本化した刑罰となるものであり、懲役と禁錮の違いは刑務作業の義務があるか否かによって区別されている。多くの禁錮の受刑者も任意で刑務作業を行っている実態や、受刑者の特性に応じた更生プログラムを実施し再犯予防を図りたいとの

意図もある。との説明がありました。

議案第11号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」

総合政策部企画課の審査では、統計調査費、農林業センサス事業、農林業センサス調査員等報酬について、委員より、調査員数の内訳と今回の増額補正の理由についての問いがあり、内訳は指導員16人、調査員221人である。また、今回の補正は、県の報酬単価の増額および調査対象数の増加に係る報酬の追加である。との説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第2号 「笛吹市犯罪被害者等支援条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第3号 「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第4号 「笛吹市税条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第5号 「笛吹市行政組織条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第11号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」、消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第40号 「普通財産の譲渡について（笛吹市立石和第五保育所）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第41号 「不動産の取得について（山梨中央銀行石和寮跡地）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第11号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第2号から議案第5号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第40号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

11番、河野智子君。

○11番議員(河野智子君)

議案第40号「普通財産の譲渡について(笛吹市立石和第五保育所について)」、反対の立場から討論を行います。

この普通財産の譲渡は、笛吹市立石和第五保育所を完全民営化にするために行われるものです。現在、石和第五保育所は、指定管理者である社会福祉法人ゆうゆうが運営し、指定管理導入から13年が経過しています。保護者からの信頼も厚く、保育園として問題があるわけではありません。また、私立保育園が悪いというわけでもありません。

問題だと感じているのは、市の個別施設計画および長寿化計画において、現在ある公立保育所の3園を残し、完全民営化に移行することになっていることです。

児童福祉法第24条には、市町村による保育の実施義務が定められています。

様々な障害があつて早い時期から丁寧な支援が求められる子どもたち、家庭的な配慮が求められる子どもたち、地域的、家庭的リスクがある子どもたちの教育保育が十分にかつ差別なく平等に確保され、すべての子どもたちが必要な保育を受けることができるようにすべきです。

配置基準の改善、経験ある保育士の確保、発達支援保育など、保育内容に直接市町村が責任を持つ上で、公立保育所の存在は重要です。

行政機関の一組織としての公立保育所を残すべきであり、多くの保育所を民営化することに疑問を持っています。

以上で、反対討論を終わります。

○議長(神宮司正人君)

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより、議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る2月28日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月4日、5日の2日間の日程により、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

保健福祉部福祉総務課の審査では、議案第6号「笛吹市いさわふれあいセンター条例の一部改正について」、市営温泉の利用料金の改定にあたっては、施設のリニューアルを機会に、福祉総務課所管の福祉温泉施設と市民活動支援課所管の温泉施設について、それぞれが所管する施設ごとに料金を統一していくことの説明がありました。委員からは、類似施設の利用料金を統一することは望ましいことであると賛成の意見がありました。各施設の新たな利用料金は、リニューアルオープンの際概ね半年前に市民へ周知するよう努めると説明がありました。

議案第11号「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」のうち、繰越明許予算に係る審査では、子供すこやか部や教育委員会において、児童・生徒等に影響のある施設の工事が、入札不調や設計の見直しを理由として、繰越明許予算とする案件が複数ありました。委員からは、児童・生徒等が安全、安心に施設を利用できるよう、予算編成の段階から、積算や工期の設定を丁寧に行い、計画的に事業を執行してもらいたいと意見がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第6号「笛吹市いさわふれあいセンター条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第7号 笛吹市保健福祉センター条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第11号「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」、保健福祉部、所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部、所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第12号「令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」、

賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第13号 「令和6年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第14号 「令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第11号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第6号および議案第7号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号および議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第12号から議案第14号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、落合俊美君。

○建設経済常任委員長（落合俊美君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る2月28日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月4日、5日の2日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第11号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」

建設部まちづくり整備課の審査では、笛吹市立地適正化計画について、計画の内容と策定により期待される効果について尋ねたところ、人口密度を維持するため、中心市街地や地域の居住地に居住誘導を図るための計画であり、居住地や市街地を集約することで、公共インフラ整備の拡散を防ぎ、生活の利便性の向上や費用の削減が期待できるとともに、国からの補助金を活用しやすくなるという効果もあるとの説明がありました。

また、木造個人住宅耐震化支援事業のブロック塀等耐震改修補助金の減額について、委員から、市民へのさらなる啓発活動を行い、補助金の積極的な活用を促進を図るようにとの意見がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

なお、3月4日には、議案第42号 「市道廃止について」および議案第43号 「市道認定について」の現地調査を行いました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第8号 「笛吹市水道法施行条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第9号 「笛吹市下水道条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第10号 「笛吹市残土による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第11号 「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」のうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。
建設部所管項目、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第15号 「令和6年度笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第16号 「令和6年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第17号 「令和6年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第18号 「令和6年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第19号 「令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第42号 「市道廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第43号 「市道認定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第11号につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

議案第8号から議案第10号を一括議題といたします。

お諮りします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員です。

よって、議案第8号から議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第15号から議案第19号を一括議題といたします。

お諮りします。

本5案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本5案についての委員長報告は可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号および議案第43号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第42号および議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託しました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第11号「令和6年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（神宮司正人君）

次に日程第23 令和6年請願第3号を議題といたします。

本件については、審査を教育厚生常任委員会に付託いたしました。

審査の結果について、委員長から報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

本委員会に付託されました請願は、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第133条第1項の規定により報告いたします。

令和6年請願第3号

令和6年12月2日付託

「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願」については、採決の結果、採択5名となり、賛成全員により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

令和6年請願第3号の討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

（ な し ）

次に、賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより、令和6年請願第3号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、令和6年請願第3号は採決の結果、採択とすることに決しました。
後ほど日程を追加し、意見書の提出について議題といたします。

○議長（神宮司正人君）

次に日程第24 令和7年請願第1号を議題といたします。

本件については、審査を総務常任委員会に付託いたしました。

審査の結果について、委員長から報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

本委員会に付託された請願は、次のとおりに決定したので、会議規則第133条第1項の規定により報告します。

令和7年請願第1号

令和7年2月20日付託

「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書については、採決の結果、採択3名、となり、賛成多数により採択すべきと決定しました。

以上、報告します。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

令和7年請願第1号の討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

（ な し ）

次に、賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより、令和7年請願第1号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、令和7年請願第1号は採決の結果、採択することに決しました。

後ほど日程を追加し、意見書の提出について議題といたします。

ここで暫時休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時07分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

ただいま、会議規則第13条第1項および第2項の規定に基づき、議員より発議2件が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長(神宮司正人君)

日程第25 発議第1号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

神澤敏美君。

○13番議員(神澤敏美君)

発議第1号

令和7年3月10日 提出

笛吹市議会議長 神宮司正人殿

提出者 笛吹市議会議員 神澤敏美

賛同者 同 山田宏司

同 落合俊美

「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求めるための意見書の提出について

上記意見書を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由

持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めるため、本意見書を提出するものである。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長(神宮司正人君)

お諮りします。

本件については、質疑・討論および会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第1号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、発議第1号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

追って、意見書を関係機関に送付いたします。

○議長（神宮司正人君）

日程第26 発議第2号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

山田宏司君。

○10番議員（山田宏司君）

発議第2号

令和7年3月10日 提出

笛吹市議会議長 神宮司正人殿

提出者 笛吹市議会議員 山田宏司

賛同者 同 神澤敏美

同 落合俊美

再審法改正を求める意見書の提出について

上記意見書を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

日本弁護士連合会は、2023年（令和5年）6月16日に開催された定期総会において、再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求手続における手続規定の整備を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう求める決議を採択しました。また、全国各地の弁護士会、弁護士会連合会でも、同趣旨の決議が行われています。

2024年（令和6年）3月11日には、国会議員の超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、各党党首が顧問に名を連ねており、同年9月12日時点では347名の国会議員が加入しています。

このように、再審法改正に向けた機運は高まりつつあります。えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法は速やかに改正されるべきと考え、本意見書を提出するものである。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（神宮司正人君）

お諮りします。

本件につきましては、質疑・討論および会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第2号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定しました。

これより、発議第2号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

追って、意見書を関係機関に送付いたします。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月11日から3月20日までは、議案調査のため休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日3月11日から3月20日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は3月21日、午後1時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時17分

令和 7 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 2 1 日

令和7年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第5号)

令和7年3月21日
午後 1時30分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 20号 | 令和7年度笛吹市一般会計予算について |
| 日程第 2 | 議案第 21号 | 令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第 22号 | 令和7年度笛吹市介護保険特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第 23号 | 令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 5 | 議案第 24号 | 令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第 25号 | 令和7年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第 26号 | 令和7年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第 27号 | 令和7年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第 28号 | 令和7年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第 29号 | 令和7年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第11 | 議案第 30号 | 令和7年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第12 | 議案第 31号 | 令和7年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第13 | 議案第 32号 | 令和7年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第14 | 議案第 33号 | 令和7年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第15 | 議案第 34号 | 令和7年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第16 | 議案第 35号 | 令和7年度笛吹市水道事業会計予算について |
| 日程第17 | 議案第 36号 | 令和7年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計予算について |
| 日程第18 | 議案第 37号 | 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計予算について |
| 日程第19 | 議案第 38号 | 令和7年度笛吹市簡易水道事業会計予算について |
| 日程第20 | 議案第 39号 | 令和7年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について |
| 日程第21 | | 神峰山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について |
| 日程第22 | | 八幡山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について |

- 日程第23 議案第46号 笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 日程第24 議案第47号 笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第48号 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第49号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第27 同意第1号 固定資産評価員の選任について
- 日程第28 同意第2号 黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第29 同意第3号 大積寺恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第30 同意第4号 稲山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第31 同意第5号 牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第32 同意第6号 大口山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第33 同意第7号 崩山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第34 同意第8号 兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第35 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	新 開 晴 彦	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	佐 藤 直 規	公 営 企 業 部 長	佐 藤 み の り
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 議案第20号から日程第20 議案第39号までを一括議題といたします。

本案については今定例会初日2月20日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託してあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので報告をいたします。

去る2月29日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、3月12日、13日、14日の3日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第20号 「令和7年度笛吹市一般会計予算について」

総務部総務課の審査では、地域振興費のうち、コミュニティ助成事業について、笛吹市コミュニティ施設整備事業費補助金に加え、令和7年度から新設された、笛吹市コミュニティ放送設備事業費補助金について、さらに説明を求めたところ、近年、頻発化する落雷により、行政区の放送設備に被害が生じ、その再整備に係る補助金の要望が急増している。現在、自治総合センターの「コミュニティ助成事業」を活用し、整備を行っているが、今後、選択から漏れる事例が生じることが予想されることから、当該事業の対象とならなかった、放送設備の整備について、市独自の補助金を創設することにより、地域の要望に応えるものであるとの回答がありました。委員からは、行政区によっては無線化したくてもできない区もあると思う。大変助かる事業なので、今後もしっかり予算化してほしいとの意見がありました。

総合政策部企画課の審査では、総務費、総務管理費、企画費、移住・定住促進事業、地方就職学生支援事業について、委員より、交付する補助金の積算根拠についての問いがあり、県が

発表する県内へのUターン人口465人に対し、山梨県における笛吹市の20歳から24歳の人口の比率が8%程度であることを根拠として積算したとの回答がありました。また委員より、交付の対象者を東京圏以外にも広げようとは考えられないかとの問いがあり、本事業については国の事業スキームが東京圏となっており、令和7年度にスタートする新規事業であるため、当初は国のスキームどおり実施し、申請者数やニーズの把握に努めていきたいとの回答がありました。

消防本部の審査では、消防指令業務共同運用事業について、令和8年4月から消防共同指令センターが運用開始されるが、センターの設置場所と職員体制はどのようになるのかとの質問があり、センターは甲府市伊勢にある甲府地区消防本部内に設置される。職員は総勢33名体制で、センター長1名、係長1名、事務員1名の3人が日勤者、通信司令員30名が3班体制で運用していく予定であるとの説明がありました。

市民環境部市民活動支援課の審査では、結婚支援事業、委託料について、委員より令和7年度、市で企画している、婚活イベント事業についての問いがあり、令和6年度に企画課が行った市制20周年イベントに絡めた、婚活イベント事業では、約8割の参加者から満足いただける結果となった。また昨年度は市民活動支援課では花火大会に併せ、花火婚を実施した。出会いの場・結婚の機会を作るため、令和7年度は、新たに専門業者を選定し婚活イベントを2回行うとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第20号 「令和7年度笛吹市一般会計予算について」のうち、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総務部各支所所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

この際、申し上げます。

議案第20号 「令和7年度笛吹市一般会計予算について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

それでは、議長より教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案のうち、令和7年度一般会計当初予算案

ならびに、特別会計予算案について、3月12日、13日、14日の3日間の日程で委員会を開会し、委員全員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、何点か質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第20号 「令和7年度笛吹市一般会計予算について」

保健福祉部福祉総務課の審査では、委員から、春日居福祉会館は改修事業の実施に当たり、令和7年10月から令和9年3月まで、施設を休館するとのことだが、入居している団体の活動はどうなるのかとの質問がありました。

社会福祉協議会の春日居地域事務所は、旧春日居支所へ、障害者地域活動支援センターは、旧春日居支所と春日居保健センターへ、それぞれ移転し、活動を行うとの説明がありました。

子供すこやか部保育課の審査では、病児・病後児保育事業のうち、病児保育事業補助金（体調不良児対応型）について説明を求めたところ、保育中に体調不良となった園児を園で看護し、保護者が迎えに来るまでの間、引き続き保育を行うことができる環境を整える目的で、保育所、こども園において看護師を雇い入れる人件費等に対する補助金であるとの説明がありました。

委員からは、素晴らしい取り組みであり、「こどもまんなか宣言」をした笛吹市の事業として、受け入れ保育所を増やせるよう推進してもらいたいとの意見がありました。

教育委員会学校教育課の審査では、スクール・サポート・スタッフ配置事業について、芦川小学校にスクール・サポート・スタッフを配置しない理由を求めたところ、芦川小学校には、市費負担講師や学力向上支援スタッフの配置を行っており、学級数や児童数の現状を考えると妥当な配置になっているとの説明がありました。

委員からは、生徒数に応じて配置を決定するのではなく、現場の意見をよく聞いてから、その可否について判断してほしいとの意見がありました。

これについて、教育長と校長とのヒアリングの際に、現場の声を聞くように努めるとの説明がありました。

議案第22号 「令和7年度笛吹市介護保険特別会計予算について」のうち、保健福祉部長寿支援課の審査では、委員から、地域介護予防活動支援事業の委託事業「やってみるじゃん」は、高齢者のフレイル予防および交流を増やす機会に寄与しており、市民からも大変好評をいただいているため、今後も継続していただきたいとの意見がありました。

地域介護予防活動支援事業の目的は、このような取り組みを市民が中心となり実施いただくことであるため、そのことを念頭に置いて、支援していくとの説明がありました。

それでは、審査結果については、次のとおりです

議案第20号 「令和7年度笛吹市一般会計予算について」のうち、保健福祉部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第21号 「令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について」賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第22号 「令和7年度笛吹市介護保険特別会計予算について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第23号 「令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について」、賛成多数で原

案のとおり可決すべきものと決定。

議案第24号 「令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第20号につきましては、先ほど申し上げたとおり、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第21号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、落合俊美君。

○建設経済常任委員長(落合俊美君)

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案のうち、令和7年度一般会計当初予算案、ならびに特別会計予算案、公営企業会計予算案について、3月12日、13日、14日の3日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第20号 「令和7年度笛吹市一般会計予算について」

産業観光部観光商工課の審査では、観光施設整備事業芦川グリーンロッジ改修事業において、芦川グリーンロッジを年間通じてより多くの方に利用していただける施設とするため、観光面での活用に取り組んでいくとの説明があり、さらに詳しく説明を求めたところ、具体的な設計はこれからだが、耐震構造になっていない部分は解体し、建て直す。それ以外の部分については、構造と水回りの改修を予定しているとの説明がありました。

委員からは、就寝場所や風呂、トイレの環境は使い勝手や利用者のニーズを考慮して設計していただきたいなどの意見がありました。

建設部土木課の審査では、道路新設改良費、さくら温泉通り歩道整備事業において、歩道改修工事の内容について説明を求めたところ、旅館関係者等と協議を行い、耐用年数、費用、見栄えを考慮して上で、老朽化したウッドデッキを撤去し、カラー舗装とすることが決まっている。工事には交通規制が伴うが、旅館等が建ち並ぶ場所であることから、旅館や地域住民への影響を最小限とするため、3期に工事を分け、令和7年から3年間で実施する予定であるとの

説明がありました。

委員からは、キッチンカーなどの車両の出入りができる取り外し可能な防護柵の設置や、広いスペースが確保できるせり出しなど、市民や観光客が楽しんで利用できるよう工夫をしていただきたいとの意見がありました。

公営企業部の審査では、議案第35号「令和7年度笛吹市水道事業会計予算について」。

収益的収入、他会計補助金において重点事業となっている災害時応急給水計画策定業務委託に対し、2,518万9千円と算出されているが、重点事業概要では、支出の見積額が1,760万円となっている。その差額は何かと尋ねたところ、計画策定に関連し、避難所等に配備する、給水タンクや給水袋などの応急給水用物品の購入費758万9千円であるとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第20号「令和7年度笛吹市一般会計予算について」のうち、産業観光部・農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第25号「令和7年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第26号「令和7年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」から、議案第34号「令和7年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」までの9案については、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第35号「令和7年度笛吹市水道事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第36号「令和7年度笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第37号「令和7年度笛吹市公共下水道事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第38号「令和7年度笛吹市簡易水道事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第39号「令和7年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第20号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第25号から議案第36号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。

本12案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本12案についての委員長報告は可決です。

本12案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第36号までは原案のとおり可決されました。

議案第37号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号および議案第39号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本2案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって議案第38号および議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第20号「令和7年度笛吹市一般会計予算について」を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

11番、河野智子君。

○11番議員(河野智子君)

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、議案第20号「令和7年度笛吹市一般会計予算について」、反対の立場から討論いたします。

令和7年度予算には小中学校や保育所等給食無償化、AIデマンド交通事業など、市民の要望に沿った評価できる政策が多くあります。

また、令和7年度重点事業には石和第一保育所改築事業、御坂中学校校舎等改築事業、石和清流館改修事業、八代総合会館改修事業、いちのみやももの里温泉改築事業、みさかの湯改修事業、なごみの湯改修事業、春日居福祉会館山やまゆりの湯改修事業など、老朽化した施設の改修改築事業が含まれています。重点事業以外に学びの杜みさか改修事業も予定されています。

基金現在高見込み額を見ますと、令和6年度末が187億1千万円、令和7年度末が162億円となっており、25億円減少する見込みとなっています。多くの施設改修が基金を減らすことになったのではないのでしょうか。

指定管理者制度導入は、民間事業者や地域団体等のノウハウを活用し、より質の高いサービスの提供とともに、施設の維持管理費用の縮減を図るとして行われました。

公共施設への指定管理者制度導入により、老朽化した施設の改修が必要な時期に行われてこなかったということはないのでしょうか。

施設改修は必要と考えていますが、同様の施設の改修が同時期に行われるのは、市民にとって利便性が落ちることになります。

市は人件費削減のため正職員を減らし、会計年度職員など非正規職員の割合を増やしてきましたが、職員の補充が困難になってはいないのでしょうか。正職員の負担が重くなっていないか、職員の働き方を見直してください。

ほかの自治体でハラスメントについての報道が増えています。職場環境を風通しの良いものにして、職員が萎縮することなく働けるような市政運営をしていただきたいと思います。

この数年、物価高騰が続いています。しかし、政府は防衛費を増やし、社会保障費は減らしてきました。物価高騰に給与や年金の上昇が追いついていません。

インボイス制度の導入は、中小の事業者に新たな税負担となっています。

医療介護保険は負担が増える制度へと変えられてきました。消費税は見直されることなく10%のままですので、物価高騰がそのまま消費税の負担を増やし低所得者だけでなく一般家庭の生活を圧迫していますが、物価高騰対策がほとんどありません。

介護報酬改定により訪問介護事業所の経営は苦しくなっており、倒産・閉鎖する事業所が増えていると言います。医療機関の経営も苦しくなっていると聞いています。

市民、中小事業者、医療介護事業所等の声を聞いて支援する政策を行っていただきたいと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（神宮司正人君）

賛成討論を許します。

14番、保坂利定君。

○14番議員（保坂利定君）

笛新会の保坂であります。

議長の許可をいただきましたので、議案第20号「令和7年度一般会計予算について」、賛成の立場で討論いたします。

令和7年度一般会計当初予算は、総額454億9,310万円と合併後最大の予算規模となりました。これは山下市長が最重要課題を人口減少対策と見据える中で、今後の笛吹市の「飛躍」に向けた積極的に事業を展開し、新たな機運を生み出そうとする主張の強い意志と果敢な姿勢の表れと考えます。

予算の内容に目を向けますと、第二次市総合計画の将来像である「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」実現に向け、3つの基本目標を踏まえ39の重点事業がバランスよく実施される予定で、新しい事業にも取り組まんとする中、山下市長の思いがこもった予算であると認識をしております。また、歳入面では、過去最高の収納率となった市税収入の確保、国および県からの補助金や有利な交付税措置のある市債の活用にとどまらず、重点事業への各種基金の充当など安定した行政サービス実施のため、財源の確保が行われていると評価をいたします。

具体的な取り組みとしては、子育て世帯の負担軽減に向け、国の動きに先んじて、昨年度に引き続き、市内小中学校や保育所等の給食費の無償化に取り組むほか、障害のある子どもや保護者を支える児童発達支援センターの設置や、市立保育所の改築、学童保育施設の環境の充実、教育面においても児童生徒の英語力向上に向けた取り組みや、アレルギー対応を含め、より良い給食環境を整える新学校給食センターの整備など、山下市長が所信表明において強く掲げた「「笛吹こどもまんなか」みんなで育むまちづくり」のスローガンの下、本市の未来を担う子どもたちを見守り、大切に育むために、様々な取り組みに力を注いでいくことが明確に打ち出され、高く評価するところと考えます。

一方、南海トラフ地震など大規模な地震や自然災害の発生が懸念される中、引き続き「防災新時代、命を守るまちづくり」を掲げ、防災、減災、国土強靱化の取り組みを強力に推進し、有事に備える取り組みを率先していく姿勢は大いに評価され、心強く感じるものであります。

また、言うまでもなく、本市の温泉は誇るべき資源であり市民の憩いの場でもある市営温泉4施設の計画的な改築を進めていくことは、市民の健康や福祉の向上のみならず、本市を訪れる観光客にも温泉のまちの歴史を印象づけるきっかけとなり、シティプロモーションの観点からも意義のある取り組みであると考えます。

AIデマンド交通「のるーと笛吹」については、実証運行を経て着実に成果を積み上げており、利用者からも大変好評であると伺っております。令和7年度においては、石和、御坂、八代、春日居、芦川の運行、さらに令和8年度からの一宮、境川への導入に向けた準備を行うこととしていますが、市全域に運行エリアが拡大された暁には、長年の課題であった市民の利便性の高い公共交通ネットワーク構築の一つの大きな成果を導くものであると、大いに期待を寄せているところであります。

令和7年度の一般会計予算は、先を見通すことが難しい社会経済においても、単に耐え忍ぶのではなく、市民の目線に立ち、市民の幸せの実現に向け、多彩な施策が盛り込まれたものであると評価をいたします。

また、山下市長が令和7年の市職員の行動テーマを「「前例なし」にチャンスあり」とした、その思いが具現化されているもので、こうした前向きな考え方が一朝一夕ではなく、すでに職員に意識づけられてきているものであると心強く感じているところであります。

山下市長には、引き続き健全な財政運営に努め、様々な行政課題にも力強く取り組まれることを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（神宮司正人君）

討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（神宮司正人君）

日程第21 「神峰山恩賜県有財産保護組合議会議員選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。

神峰山恩賜県有財産保護組合議会議員に渡邊孝君、飯島清孝君、田中昭雄君、青木貴幸君、以上のとおり指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方を、当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が神峰山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長（神宮司正人君）

日程第22 「八幡山恩賜県有財産保護組合議会議員選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

ただいまから指名をいたします。

八幡山恩賜県有財産保護組合議会議員に関一彦君、松澤安行君、以上のとおり指名したいと思いを。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方を、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が八幡山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時30分

○議長(神宮司正人君)

再開いたします。

ただいま市長より追加議案4案および同意案件8件が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長(神宮司正人君)

これより日程第23 議案第46号から日程第34 同意第8号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、条例案3件、その他の議案9件、合わせて12件です。

はじめに、条例案です。

まず、「笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」は、人事院勸

告および山梨県人事委員会による公務員の給与等に関する勧告等に鑑み、社会変化に応じた勤務体制、給与体系等を整備するための所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について」は、育児休暇、介護休暇等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正について」は、常勤職員の給料を引き上げることに伴い、会計年度任用職員の給与についても同様に引き上げるため、所要の改正を行うものです。

続きまして、その他の議案です。

まず、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員1名の任期が令和7年9月末日をもって満了することに伴い、その候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

候補者は岡美千也氏です。

岡氏は再任で任期は令和7年10月1日から3年間です。

次に、「固定資産評価委員の選任について」は、前任者の退任に伴い、野田昭人氏を選任するため、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものです。

野田氏は、新任で任期は令和7年4月1日からです。

次に、「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理委員の選任について」は、委員の任期満了に伴い、新たに委員として雨宮融氏、弦間豊氏、菱山盛文氏、高野一治氏、須田求氏、雨宮進氏、堀内孝氏の7人の選任について、黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定により議会の同意をお願いするものです。

菱山氏は再任、雨宮融氏、弦間氏、高野氏、須田氏、雨宮進氏、堀内氏は新任であり、任期は令和7年4月1日から4年間です。

次に、大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理委員の選任については、委員の任期満了に伴い、新たに委員として早川孝雄氏、水口治氏、里吉有廣氏、能登良徳氏、里吉増幸氏、田辺英夫氏の6人の選任について、大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

里吉有廣氏は再任、早川氏、水口氏、能登氏、里吉増幸氏、田辺氏は新任であり、任期は令和7年4月1日から4年間です。

次に、「稲山恩賜県有財産保護財産区管理委員の選任について」は、委員の退任に伴い、新たに委員として小林實氏、武川知二氏の2人の選任について、稲山恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

2人はいずれも新任であり、任期は前任者の残任期間である令和9年3月末日までです。

次に、「牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理委員の選任について」は、委員の退任に伴い、新たに委員として中込優氏、網野譲治氏、金井久氏、中島拓二氏、伊藤正博氏、漆原透雄氏、6人の選任について、牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

6人はいずれも新任であり、任期は前任者の残任期間である令和9年3月末日までです。

次に、「大口山恩賜県有財産保護財産区管理委員の選任について」は、委員の退任に伴い新たに委員として渡辺東氏の選任について、大口山恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条

の規定により、議会の同意をお願いするものです。

渡辺氏は新任で、任期は前任者の残任期間である令和9年3月末日までです。

次に、「崩山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」は、委員の退任に伴い、新たに委員として河野久氏の選任について、崩山恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

河野氏は新任で、任期は前任者の残任期間である令和9年3月末日までです。

次に、「兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」は、委員の任期満了に伴い、新たに委員として、杉田菊男氏、山内岩男氏、佃一則氏、竹下春一氏、飯島茂氏、芦澤則男氏、吉岡利彦氏の7人の選任について、兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定により議会の同意をお願いするものです。

杉田氏、山内氏は再任で、佃氏、竹下氏、飯島氏、芦澤氏、吉岡氏は新任であり、任期は令和7年4月1日から4年間です。

以上、追加提案しました議案についてご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

日程第23 議案第46号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

この後、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

日程第24 議案第47号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

この後、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

日程第25 議案第48号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

この後、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

日程第26 議案第49号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより議案第49号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより、議案第49号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

これより日程第27 同意第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、同意第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより、同意第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま固定資産評価委員に同意されました野田昭人君から、議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

それでは、野田昭人君の入場を許可いたします。

(入 場)

野田昭人君に申し上げます。

ただいま議題となりました固定資産評価委員の選任については、同意されたことをご報告いたします。

それでは、野田昭人君の発言を許します。

○固定資産評価委員（野田昭人君）

議長よりお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま固定資産評価委員の選任の同意をいただきました野田昭人でございます。

今回、固定資産評価委員という重責を担わせていただくことになりました。最善の努力を傾注してこの職責を果たしたいと考えております。

今後とも格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

ありがとうございました。

野田昭人君の退場を求めます。

(退 場)

日程第28 同意第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、同意第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、同意第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第29 同意第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第3号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第3号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、同意第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、同意第3号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第30 同意第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第4号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、同意第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、同意第4号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第31 同意第5号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第5号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第5号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、同意第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、同意第5号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第32 同意第6号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第6号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、同意第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、同意第6号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第33 同意第7号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第7号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、同意第7号の討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、同意第7号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第34 同意第8号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第8号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第8号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、同意第8号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、同意第8号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中、所管の委員会において、議案第46号から議案第48号の審査をお願いいたします。

なお、教育厚生常任委員会、建設経済常任委員会の委員各位および関係以外の執行部の皆さんはお待ちいただき、委員会の審査が終了しましたら再開をいたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時29分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

先ほど総務常任委員会に付託しました議案第46号から議案第48号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開催し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第46号 「笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第47号 「笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第48号 「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

議案第46号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第46号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより、議案第47号の採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決です。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長（神宮司正人君）

日程第35 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本件については、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了をいたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますので、これを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和7年笛吹市議会第1回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例議会は、2月20日から本日まで30日間の日程で開催をされました。議員各位におかれましては、令和7年度当初予算案をはじめ、上程した議案等につきまして慎重なご審議に努められたことに感謝申し上げます。

本会議および各委員会においては、様々なご質問やご意見をいただきましたが、市政推進のために生かしていきたいと考えております。

よろしく願いいたします

山笑う季節を迎え、日を追うごとに春の訪れが感じられます。

市内各所では、一足先に開花した梅やスモモに続き、桜や桃が花をつけ、まもなく市全域で

咲き誇ろうとしております。

さて、今年の「桃源郷春まつり」は、3月23日から4月の20日まで、八代ふるさと公園をメイン会場に市内各地で多彩なイベントを開催します。

3月23日に藤袋の滝大窪いやしの杜公園で「境川ミズバショウ春まつり」をスタートに、3月29日と30日の2日間は、花鳥の里スポーツ広場を中心とした複数のコースを徒歩で散策しながら桃の花を楽しむ「桃源郷を歩こう！2025」を、4月1日から20日までは貸し出しする電動自転車で、県道34号白井甲州線沿線を巡りながら桃の花を楽しむ「桃源郷ROUTE34ライド&ウォーク」を実施します。

石和温泉駅から市内のお花見スポットまでの移動の足として、「桃の花見タクシー」や「春の花見ツアー」を今年も運行します。

また、八代ふるさと公園では、桜が開花している間、日没後から夜9時まで桜をライトアップをし、昼の光とは異なる幻想的な空間を演出をします。

日本一の春景観を心ゆくまでお楽しみをいただきたいと思います。

食料品価格等の物価高騰の影響による負担増を踏まえ、令和6年度の住民税非課税世帯を対象に、1世帯当たり3万円を、併せて該当世帯の18歳以下の子どもについて一人当たり2万円を加算し、給付金を支給しています。

対象となる世帯には、3月7日から順次口座への振り込みを行っており、本日現在、子ども688人分の加算を含め6,014世帯に支給をしております。

昨年5月から御坂児童センター南側への建設を進めてきた御坂学童保育クラブ整備工事は、今月中に完了をします。

これまで3カ所に分散していた御坂町地内の学童保育クラブが集約をし、一体的な保育を行います。

また、昨年7月から春日居福祉保健センターを改修して整備を進めてきた春日居子育て支援センター整備工事についても、今月中に工事が完了します。

他の子育て支援センターと比べて広いスペースを生かし、室内ブランコといった複数の遊具を設置するなど、未就学児とその保護者が安心してゆったりとした時間を過ごせる場所となっています。

御坂学童保育クラブ、春日居子育て支援センター、いずれも4月1日からの開設に向けて準備を進めており、これにより地域での子育て環境の充実が図れるものと考えています。

昨年7月から改修工事のために施設の利用を停止してきた石和中央テニスコートは、人工芝張り替えや管理棟の改修、屋外トイレの増設などを行い、4月1日から通常の利用が可能となります。

安全で快適な環境が整いましたので、多くの市民の皆さまにご利用をいただきたいと思えます。

4月1日には笛吹市消防団入退団式をスコレーセンター集会室で行います。

長年、地域の消防防災の要として、市民の安全と安心を守るため、消防団活動に尽力いただいた退団者に感謝状を贈呈するとともに、令和7年度の新役員、入団者に辞令を交付をします。

4月4日から6日にかけて、6年ぶりに春の開催となる「第51回信玄公祭り」行われます。

4月5日の甲州軍団出陣パレードには、笛吹市消防団が火の2番隊「高坂弾正忠昌信」隊と

して出陣をし、祭りを活気付けます。

4月6日には約3,300人のランナーが駆け抜ける第20回笛吹市桃の里マラソン大会を開催します。

今年は20回目の節目の大会となることから、これを記念し、日本を代表するランナーであるパリ2024年オリンピック日本代表大迫傑さんをゲストランナーとしてお招きをします。

また、4月12日と13日には、県内外の62チームが参加する「笛吹市桃源郷春まつり第20回全国ゲートボール大会」を開催をします。

この大会は、本市の春の恒例イベントとして、長年県内外のゲートボール愛好者に親しまれてきました。

しかしながら、全国的にゲートボール愛好者が減少しており、参加チーム数が減っていること、また大会運営の体制確保が難しい状況にあることなどから、主催者側等による検討の結果、節目となる本年の第20回をもって最後の大会とすることとなりました。

いずれの大会も、全国から大勢の参加者が本市を訪れます。笛吹市の春の情景を感じながら、スポーツを楽しんでいただきたいと思います。

4月8日には、御坂桃源郷公園の遊具広場をリニューアルオープンします。

この広場は「水」をテーマにしており、「清流」をイメージした大型の滑り台や遊びのアイテムを取り込んだ複合遊具を設置したほか、乳幼児が安全に外遊びできるエリアや幼児用の便器、おむつ交換室などを備えたトイレ棟を整備をしました。

小さなお子さまやそのご家族をはじめ、多くの皆さま方に楽しんでいただける明るい広場となりました。ぜひご利用ください。

議員各位におかれましても、市民の皆さまへのPRをお願いをいたします。

4月23日には、FUJIYAMAツインテラスへの送迎バスの運行を再開をします。

昨年4月にオープンしたリリーヒュッテの効果もあり、FUJIYAMAツインテラスはこれまで以上に好評をいただいています。観光業者からの問い合わせも増えていることから、早朝夜間にテラスからの特別な眺めを楽しむことができるツアーの創出など、石和・春日居温泉郷への宿泊につながるよう、様々なプランの充実を図っていきます。

3月31日をもって27人の市職員が退職となります。退職される皆さまには、笛吹市の発展に力を尽くしていただいたことに、心より感謝を申し上げます。

また、4月1日からは25人の新採用職員を迎え、新たな体制で市役所業務がスタートをします。新採用職員の皆さまには、笛吹市を愛し、前例や枠にとらわれず、何事にもチャレンジできる職員に育ってほしいと思います。

新年度には、市民環境部に総務部から税務課および収税課を移すとともに、収税課については収納のノウハウを生かし、税以外の料金等の債権管理も行う「収納課」に変更をします。併せて、市民と直接対応することが多い窓口系業務を行う部署を統一的に担う部署として、部の名称を「市民生活部」に改めます。市民生活に最も身近な部署として、これまで以上に市民サービスの充実を図るとともに、部内の連携体制を強化をし、業務の効率化を進めてまいります。

第二次笛吹市総合計画に掲げた施策や事業を着実に推進していくため、職員一人ひとりが持てる力を発揮し、力を合わせて市民の幸せと地域の発展に向け取り組んでまいります。

結びに、議員各位におかれまして本市の発展のために益々ご活躍されますことを祈念を申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上をもちまして、令和7年笛吹市議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時45分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	井上博之
議会書記	宮澤まな美
議会書記	小澤卓也